JA REPORT

令和4年度 ディスクロージャー誌



Contents

I. ごあいさつ	2	IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標	75
Ⅱ. 組合の沿革・歩み	3	1. 利益率	75
Ⅲ. 経営方針	4	2. 貯貸率・貯証率	75
1. 経営理念	4	3. 担当職員一人当たり取扱高	75
2. 経営方針	4	4. 一店舗当たり取扱高	75
IV. 概況及び組織に関する事項	5	X. 連結情報	76
1. 業務運営の組織	5	1. グループの概況	76
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	7	2. 連結事業概況	76
3. 会計監査人の名称	7	3. 直近の連結事業年度における財産の状況	76
4. 事務所の名称及び所在地	8	4. 決算の状況	77
V. 主要な業務の内容	10	5. 農協法に基づく開示債権	95
1.全般的な概況〔取組みとその結果		6. 連結事業年度の事業別経常収益等	95
・実績及び対処すべき課題〕	10	7. 連結自己資本の充実の状況	95
2. 各事業の概況〔活動・実績〕	13	XI. 役員等の報酬体系	106
VI. 事業活動に関する事項	23		
1.農業振興活動	23		
2. 地域貢献活動	24		
3. 情報提供活動	25		
4. リスク管理の状況	26		
5. 自己資本の状況	33		
VII. 直近の2事業年度における			
財産の状況に関する事項	34		
1. 決算の状況	34		
2. 計算書類の正確性等にかかる確認	53		
3. 会計監査人の監査	54		
4. 最近の5事業年度の主要な経営指標	54		
5. 利益総括表	55		
6. 資金運用収支の内訳	55		
7. 受取・支払利息の増減額	56		
8. 自己資本の充実の状況	56		
Ⅷ. 直近2事業年度における事業の実績	67		
1. 信用事業	67		
2. 共済事業	72		
3. 農業関連事業	73		
4. 生活関連事業	74		

[※] 全ての数値は、単位未満を切り捨てて表示しています。 従って小計及び合計の金額は一致しないことがあります。



I. ごあいさつ

日頃より組合員・利用者の皆さまには、JA福岡市の各事業につきまして深いご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。当JAの事業内容・活動状況をご報告するディスクロージャー誌「JA REPORT」を作成しましたのでお届けします。この冊子が、当JAの経営についてより深くご理解いただき、更には、JAのサービスをご利用いただくための一助となることを願っています。

さて、令和4年度は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を主因とした生産資材の価格高騰や円安、拡大・縮小を繰り返す新型コロナウィルスへの感染対策等、社会経済及び私たちの生活に大きな影響がもたらされました。加えて、世界的な人口増加や気候変動等により、日本国内においても食料安全保障に対する危機感が高まりを見せています。平時からの食料安全保障の確立に向けて、食料・農業・農村基本法の見直しが進められるなど、地産地消の大切さを再認識させられる一年となりました。

このような社会情勢の中、当組合においては総合三ヵ年計画〈組合員の営農を守り、 地域の食と暮らしを支え、持続可能な「福岡市食料農業協同組合」へと変革します〉と いう基本方針に沿って、農業所得の向上のため、生産資材の価格高騰対策や農産物販売 強化に取り組み、販売品販売高においてはコロナ禍前の水準を上回る実績となりました。

金融事業においては、総合事業を活かした事業推進や支店行動計画の実践によるJA らしい支店づくりによって事業伸長を図ることができました。

経営面では、組合員の皆さまの負託に応えうるよう、経営資源の有効活用及び持続可能な組織体制の再構築に向けて、組合員の皆さまとの対話・協議の下、母子店一体化構想を推し進めております。

令和4年10月に当JAは発足60周年を迎え、記念式典・記念イベントの開催、60周年記念誌の発行などの関連事業を行い、これまで当組合を支えてきていただいた組合員への感謝と協同組合活動の重要性を再認識させていただく機会となりました。これからも皆さまとともに発展していけるよう、対話を重ね、心を一つにしてより地域に必要とされるJAとなるよう努力を重ねてまいる所存です。

今後とも倍旧のご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせてい ただきます。

令和5年7月

代表理事組合長 柴 田 清 孝

Ⅱ. 組合の沿革・歩み

- 昭和37 福岡市農協として市内19農協合併・発足(10月)
 - 40 本所事務所移転(現在地へ)(7月)
 - 42 管理課に計算室を設置、電子会計機を導入(4月)
 - 43 福岡市農協ビル落成式(10月)
 - 48 貯金業務コンピューター処理に移行(3月)
 - 50 国庫金収納事務開始(7月)
 - 51 NHK放送受信料収納事務取扱開始(7月)
 - 53 早良農協と合併し、現在の組合発足(3月)
 - 54 証書貸付金電算処理システム開始(11月)
 - 56 九州オンライン開通(6月~8月)
 - 59 系統為替全国オンライン稼動(2月)全国農協貯金ネット取引開始(3月)全銀内国為替制度加盟(8月)
 - 60 共栄会発足(12月)
 - 62 県内本店所在銀行と CD 業務提携開始(3月)福岡地区電算センターで 総合情報システム本稼動(JA 福岡市東部と共同運営)(10月)
- 平成4 発足30周年(10月)能力主義人事制度導入(10月)㈱ジェイエイ福岡 設立(10月)
 - 5 博多駅地下 ATM 設置(2月) 九州銀行ネットワークシステム稼動(4月) 福岡整形外科病院に ATM 設置(9月)
 - 6 Fオンシステム更新(1月)新長プラ事業施設資金発売(4月)
 - 7 早良流通センター完成(3月)元岡トマト選果場完成(4月) 東グリーンセンターオープン(6月)
 - 8 信用事業第3次オンラインシステム稼働(2月)那の川支店新築(移転)オープン(3月)相談開発センターオープン(4月)「ふれあい渉外主任」を設置(4月)
 - 9 地域向け情報誌「JA Press」を創刊(1月)職員の完全週休2日制に移 行(6月)
 - 10 員外監事1名を増員(6月)福岡県信用保証協会債務保証による事業 資金取扱開始(8月)福岡市市債引受機構加入(8月) JAバンクへ愛 称変更(10月)貸出金1,000億円突破(10月)
 - 11 経営リスク管理委員会設置(4月)学識経験専務理事制スタート(6月) 投資信託窓口販売取扱開始(10月)西部地区相談開発センター開設 (10月)福岡市商工金融資金の取扱開始(10月)不動産担保評価システ ム導入(10月)JA内ネットワーク稼動(10月)那珂支店新築(移転)オ ープン(10月)
 - 12 「農村地域金融事例推進事業農林水産大臣賞」受賞(2 月) ファーム バンキング取扱開始(4 月)郵便局のATM・CD と相互接続(5 月)斎場「原 やすらぎ会館」新築オープン(10 月)
 - ホームページ開設(10月)外貨定期預金取扱開始(10月)
 - 13 デビッドカード取扱開始(1 月)コンプライアンス(法令等遵守)憲章制定(2月)貯金残高2000億円突破(4月)10年固定事業施設資金発売(4月)共済新システム導入、全共連とオンライン化(4月)学識経験常勤監事1名増員(6月)CS全体運動スタート(11月)インターネットバンキング取扱開始(11月)
 - 14 JAバンクシステムスタート(1月)常務制導入と常勤理事会の設置 (6月)発足40周年(10月)福岡銀行とATM相互開放(10月)新Fオンシステム稼動(12月)
 - 15 確定拠出年金取扱開始(4月)年金友の会会員1万人突破(11月)
 - 16 第 3 回JAバンク全国大会優績JA表彰受賞(2 月)新オンラインシステム (TASTEM) 稼動(5 月)
 - 17 第4回JAバンク全国大会優績JA表彰2年連続受賞(2月)「博多じょうも んさん」周船寺市場オープン(3月)セブン銀行とATM提携(11月)本店ビ ル「福岡市都市景観賞」受賞
 - 18 第5回JAバンク全国大会優績JA表彰3年連続受賞(2月)室見支 店新築オープン(12月)「博多じょうもんさん」福重市場オープン(3月)

- 19 JA広報大賞「金賞」(2月)家の光文化賞「促進賞」(2月)田隈西支店新築オープン(5月)日本農業新聞「優秀賞」(5月)JA共済優績組合表彰「特別優績表彰」(5月)食と農の発信拠点「旬菜キッチン」オープン(7月)「博多じょうもんさん」花畑市場オープン(7月)農地保有合理化事業認可取得(9月)発足45周年
- 20 JA広報大賞「大賞」(2月)家の光文化賞(2月) 北崎支店新築オー プン(7月) 農業生産法人㈱JAファーム福岡設立(10月) 福岡市環 境行動賞最優秀賞(11月) 雑餉隈支店新築(移転)オープン(12月)「博 多じょうもんさん」入部市場オープン(12月)
- 21 「三宅やすらぎ会館」新築オープン(3月)博多じょうもんさんポイントカードの導入(7月)デイサービスセンター「えがお」新築オープン(9月)
- 22 樋井川支店新築オープン(1 月)日佐ふれあいセンター新築オープン (7月)堅粕支店新築(移転)オープン(8 月)「博多じょうもんさん天神 市場」の開催(11月)
- 23 日本農業新聞「大賞」(5月) 今津支店新築オープン(8月) ㈱博多大 丸と業務提携(10月)開発事業・賃貸管理事業を子会社へ移管、㈱ジ ェイエイ福岡不動産部発足(10月)早良共同出荷調製施設完成(3月) 全国農協中央会「特別優良表彰」(3月)
- 24 中村学園と連携協定締結(5月)発足50周年(10月)西共同出荷調製施設完成(3月)
- 25 営農総合渉外(TAC)の設置(4月)本店ビル別館オープン(5月)入部支店新築オープン(9月)
- 26 (株ヤマダ電機と業務提携(3月)
- 27 融資相談マネージャー・資材 TACの設置(4月) 博多じょうもんさん 市場全日営業開始(7月)
- 28 職業紹介所の設置(9月)民事信託の取扱い開始(10月) 早良共同籾摺施設への共同乾燥施設の設置(3月)
- 29 アグリチャレンジ事業開始(5 月)福岡県環境保全功労者知事表彰(6 月)JA旅行事業最優秀賞(3 月)粋生倶楽部(年金友の会)会員2万人達成(6 月)発足55 周年(10 月)
- 30 原やすらぎ会館リニューアル(10月)
- 31 金武支店新築オープン(3月)
- 令和1 JA糸島との葬祭事業に係る業務提携(相互利用)開始(4月)
 - 2 香蘭女子短期大学と連携協定締結(12月)
 - 3 食品加工係新設(8 月)花畑市場グランドオープン(12 月)グリーンコープ生協ふくおか災害時連携協定締結式(12 月)
 - 4 准組合員モニター制度開始(3月)資材センター廃止(3月)発足60 周年(10月)

Ⅲ. 経営方針

1. 経営理念

私たちは人と自然とのかかわりを大切にし、地域に愛されるJA福岡市をめざします。

■行動指針

- ◆ JA福岡市の持つ総合事業としての強みを発揮します。
- ◆ 前例・慣習にとらわれない発想で、失敗を恐れずに個性を発揮します。
- ◆ 「私がやります」という積極的な姿勢で仕事をします。
- ◆ 常にJA福岡市を代表していることを認識し、自信と責任を持って行動します。

2. 経営方針

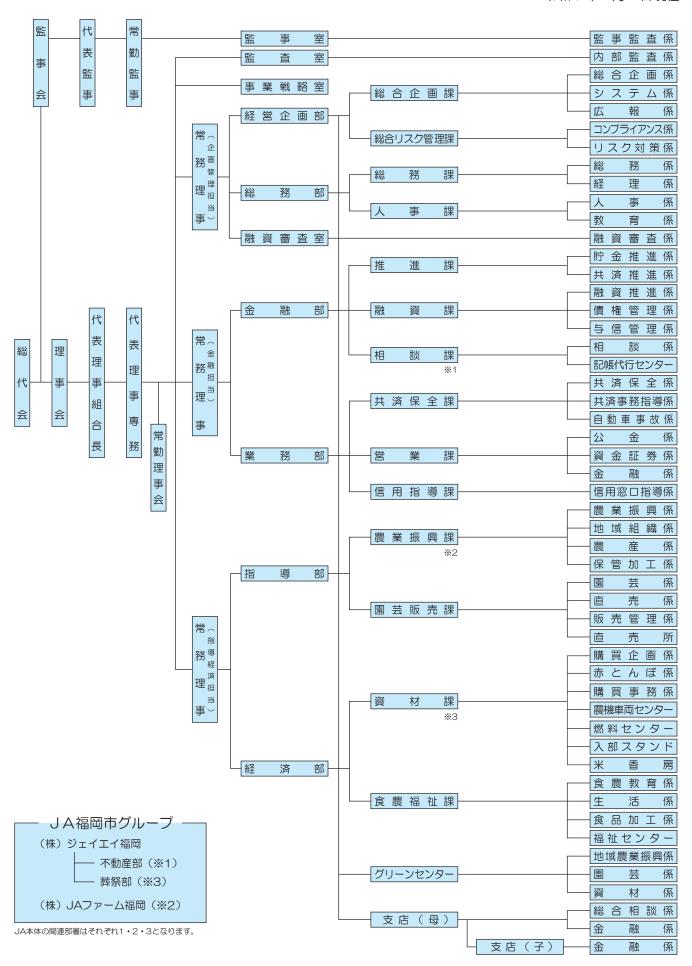
当JAは、福岡市を事業区域とし、農業者や地域の皆さまが組合員となった相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域の活性化に資する地域金融機関としての機能も有する総合事業体です。

当JAでは、中期経営計画の基本方針として、『組合員の営農を守り、地域の食と暮らしを支え、 持続可能な「福岡市食料農業協同組合」へと変革します。』と定め、下記のとおりの基本目標・実行 方策に取り組んでいます。

<基本目標>

- ・生産者支援の強化および販売機能拡大による、農業所得の向上を目指します。
- ・組合員の意思反映を活かした組織活動・支店行動計画を展開し、未来を語れる地域づくりに貢献します。
- ・持続可能な経営基盤を確立するとともに、さらに信頼度・満足度の高い JA づくりに取り組みます。 <実行方策>
- ・販売事業の強化による農業所得の向上
- ・コロナ後の組織活動の活性化
- ・循環型総合事業の実践による組合員への環元
- ・将来に向けた再構築と職員のやりがい創出

これらの取組みを着実に実践することで、JA福岡市の自己改革として、農業の振興及び地域の活性化につながる事業・活動を展開していきます。



■組合員数及びその増減

(単位:人)

区			分	令和3年度末	令和4年度末	増 減
正	組	合	員	6, 901	6, 954	53
	個		人	6, 889	6, 938	49
	法		人	12	16	4
准	組	合	員	35, 235	35, 557	322
	個		人	34, 766	35, 078	312
	法	人	等	469	479	10
合			計	42, 136	42, 511	375

■出資口数及びその増減

(単位:口)

区					分	令和3年度末	令和4年度末	増 減
正	組		合		員	2, 391, 928	2, 438, 430	46, 502
准	組		合		員	5, 692, 499	6, 264, 897	572, 398
小					計	8, 084, 427	8, 703, 327	618, 900
処	分 オ	₹ 淨	£ :	持	分	46, 099	58, 062	11, 963
合					計	8, 130, 526	8, 761, 389	630, 863

(適用:出資1口金額 1,000 円)

20

■組合員組織の概況 (令和5年3月31日現在)

(単位:人)

組	織名	構成員数	組	織	名	構成員数	組	織	名	構成員数
総	ſ	531	農作業	美 受 託	組合	69	かっ	お菜	部 会	15
協	力 委 員 会	212	とまと(土・礫耕)部会	16	その	他野菜	部 会	42
農	事 組 台	3, 236	いち	ご #	部 会	30	すし	か	部 会	3
青	年 音	359	大根(青	果・加工)部会	21	ぶと	ž Э	部 会	11
女	性 音	1, 293	カ 7	ジ 部	会	24	柑 橘	· Ľ 5	7 部 会	18
フ	レッシュミス	220	春	部 部	会	50	その	他果樹	部 会	14
資	産 管 理 部 会	2, 562	小 松	菜:	乐 会	15	花	卉 音	· 会	69
青	色 申 告 会	4, 770	水 菜	部	会	10	ほ お	ず き	部 会	5
青	色申告法人部会	117	ほうれ	ι ん 草	部 会	31	肥育	手	部 会	4
粋生	生倶楽部(年金友の会	22, 173	ね き	部	会	3	たは	t c	部 会	2
ゃ	ま び こ の 会	31	ブロッ	コリー	部 会	24	博多じょ	うもんさん	J利用組合	632
ま	めひと	110	キャ	ベッ	部 会	18				
普	通作研究部会	490	アス	パラ	部 会	6				

会

会 注:博多じょうもんさん利用組合の構成員数には業者会員を含んでいません。

■地区一覧 福岡市一円の区域

■職員数 (単位:人)

12 枝

区	分	令和3年度末	令和4年度末	増減
正	一般事務職員	374	367	Δ7
職	営 農 指 導 員	32	31	Δ1
員	生活指導員	2	2	_
数	その他専門技術職員	6	4	Δ2
小	計	414	404	△10
常	雇	238	204	△34
臨	時・パート	0	30	30
派	遣	8	14	6
合	計	660	652	Δ8

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

(令和5年7月1日現在)

代表理事組合長 柴 田 清 孝 常 勤 有 実践的能力者 忠定農業者 代表理事専務 宗 欣 孝 " " " 実務経験理事 (企画管理担当)			ME#1	115 - 16 - 1 - 1	(市和3年7月1日現在)
代表理事専務 宗 欣孝 // 実務経験理事(企画管理担当) 常務理事 松本 眞一 // 無 実務経験理事(企画管理担当) // 財上 憲太郎 // // 実務経験理事(企画管理担当) // 富永一郎 // // 実務経験理事(企画管理担当) // 第 // // // 実践的能力者 // 第 第 // // 実践的能力者 // 方 本 // // 実践的能力者 // 方 木 工 //<		氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	備考
常務理事 松本眞一 () 無 実務経験理事(企画管理担当) () () 実務経験理事(金融租当) () () 実務経験理事(金融租当) () () () 実践的能力者 () () () () 実践的能力者 () <			常勤	有	実践的能力者・認定農業者
(1)	代表理事専務	宗 欣孝	"	"	実務経験理事
1 国 永 一郎 1 実務経験理事(指導経済担当) 理 事 岩 瀬 文 雄 非常勤 1 実践的能力者 1 藤 9 1 実践的能力者 1 市 茂 美 1 1 実践的能力者 1 1 1 1 実践的能力者 1	常務理事	松本眞一	"	無	実務経験理事(企画管理担当)
理 事 岩瀬文雄 非常勤 " 実践的能力者 " 高田茂美 " " 実践的能力者 " 大穗桂介 " " 実践的能力者 " 大穗柱介 " " 実践的能力者 " 荒木正土 " " 実践的能力者 " 荒川銀藏 " " " 実践的能力者 " 荒川銀藏 " " " 实践的能力者 " 下計 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	"	井上憲太郎	"	"	実務経験理事 (金融担当)
## 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 第 8 第		富永 一郎	"	"	実務経験理事(指導経済担当)
 高田茂美 " 実践的能力者" 「大穂柱介" " 実践的能力者" 「方屋延之" " " 実践的能力者" 「荒木正士" " 実践的能力者" 「荒木正士" " 実践的能力者" 「荒州銀 蔵 " " 実践的能力者" 「下売」公俊" " 認定農業者" 「下売」公化俊" " " 認定農業者" 「下売」公別" " 認定農業者" 「下売」公別" " 認定農業者" 「「大阪市」 " " 実践的能力者" 「「大阪市」 " " 大阪市」 " 大佐部理事 「大阪市」 " " 大佐部理事 「大大阪市」 " " 大佐市理事 「大大阪市」 " " 大路市」 " " 大佐部理事 「大大阪市」 " " 大松市」 " " 大佐市理事 「大大阪市」 " " 大佐市理事 「大大阪市」 " " 大佐市理事 「大大阪市」 " " 大松市」 " " 大佐市理事 「大阪市」 " " 大佐市理事 「大阪市」 " " 大佐市理事 「大阪市」 " " 大佐市理事 「大阪市」 " " 大阪市」 " " 大佐市理事 「大阪市」 " " " 大佐市理事 「大阪市」 " " " 大佐市理事 「大阪市」 " " " " 大佐市理事 「大阪市」 " " " " " 大佐市理事 「大阪市」 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	理事	岩瀬文雄	非常勤	"	実践的能力者
"大穂桂介"" "実践的能力者 "荒木正士"" "実践的能力者 "荒木正士"" "実践的能力者 "荒川銀藏"" "実践的能力者 "議村功市"" "実践的能力者 "医定農業者 " "下司弘"" "認定農業者 "临日孝行"" "認定農業者 "個日孝行"" "認定農業者 "個日孝行"" "認定農業者 "個日本代" "認定農業者 "個日本代" "東践的能力者 "日春春春 " "日春春 " "日春春 " "日春春 " "日春春春 " <	"	藤 寛	"	"	実践的能力者
	"	髙 田 茂 美	"	"	実践的能力者
" 荒木正士 " " 実践的能力者" " 荒川銀藏 " " 実践的能力者" " 藤村功市" " " 認定農業者" " 下司 弘 " " 認定農業者" " 下司 弘 " " 認定農業者" " 極口孝行" " " 認定農業者" " 鶴田吉光 " " " 談定農業者" " 清水源義 " " 認定農業者" " 石橋 稔 " " 実践的能力者" " 大樓 晋平 " " " 実践的能力者" " 大樓 司 " " 実践的能力者" " 大樓 司 " " 東践的能力者" " 中島秀虎" " " 実践的能力者" " 中島秀虎" " " 家庭農業者" " 東談的能力者" " 東談的能力者" " 東談的能力者" " 東談的能力者" " 東談企農業者" " 東京 作 " " 東談的能力者" " 東京 作 " " 東談的能力者" " 東京 作 " " 東談の能力者" " 東京 作 " " 東談の能力者" " 東京 作 " " 東談的能力者" " 東京 作 " " 東談的記書事末松直樹 常勤 " 動監事末松直樹 常勤 " 動監事末松直樹 常勤 " 勤監事末松直樹 常勤 " 散本 東京 松直樹 常勤 " 對本 新田 哲 非常動	"	大 穂 桂 介	"	"	実践的能力者
一	"	古屋延之	"	"	
" 藤 村 功 市 " 実践的能力者 " 毛 利 公 俊 " " 認定農業者 " 下 司 弘 " " 認定農業者 " 機 口 孝 行 " " 要践的能力者 " 長 尾 正 雄 " " 認定農業者 " 方 様 " " 要践的能力者 " 力 係 田 晋 平 " " 実践的能力者 " 大 歯 司 " " 実践的能力者 " 力 療 虎 " " 実践的能力者 " 中 島 秀 虎 " " 認定農業者 " " " 実践的能力者 " " " 要践的能力者 " " " 要践的能力者 " " " 要以的能力者 " " " " " " " " " " " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	"	荒木正士	"	"	実践的能力者
1		荒川銀藏	"	"	実践的能力者
	"	藤村功市	"	"	実践的能力者
" 福 口 孝 行 " 以 表践的能力者 " 長 尾 正 # # 認定農業者 " 清 水 源 # # 認定農業者 " 石 橋 % " " 実践的能力者 " 大 歯 " " 実践的能力者 " 中 島 所 " 果践的能力者 " 中 島 所 " 果践的能力者 " 中 島 所 " 果践的能力者 " " " 果践的能力者 " " 果践的能力者 " " " " " 要践的能力者 " <td>"</td> <td>毛 利 公 俊</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>認定農業者</td>	"	毛 利 公 俊	"	"	認定農業者
" 鶴田吉光 " 実践的能力者 " 青水源義 " " 認定農業者 " 石橋 稔 " " 実践的能力者 " 久保田晋平 " " 実践的能力者 " 大歯司 " " 実践的能力者 " 中島秀虎 " " 認定農業者 " 中島秀虎 " " 実践的能力者 " 中島秀虎 " " 実践的能力者 " " 東践的能力者 " " 実践的能力者 " " " 東践的能力者 " " * <t< td=""><td>"</td><td>下 司 弘</td><td>"</td><td>"</td><td>認定農業者</td></t<>	"	下 司 弘	"	"	認定農業者
" 長尾正雄 " " 認定農業者 " 清水源義 " " 認定農業者 " 石橋 稔 " " 実践的能力者 " 大田晋平 " " 実践的能力者 " 大歯司 " " 実践的能力者 " 中島秀虎 " " 実践的能力者 " 中島秀虎 " " 実践的能力者 " " 実践的能力者 " " 実践的能力者 " " " " 実践的能力者 " " " " " *	"	樋 口 孝 行	"	"	認定農業者
" 清水源義 " " 認定農業者 " 石橋 稔 " " 実践的能力者 " 久保田晋平 " " 実践的能力者 " 大歯司 " " 家定農業者 " 中島秀虎 " " 家定農業者 " 京康作 " " 認定農業者 " 「 " 妻践的能力者 " " " 要践的能力者 " " " " 要以農業者 " " " " " " 专生教育 " 「 " " " * <t< td=""><td>"</td><td>鶴田吉光</td><td>"</td><td>"</td><td>実践的能力者</td></t<>	"	鶴田吉光	"	"	実践的能力者
" 石橋 念 " " 実践的能力者 " 久保田晋平 " " 実践的能力者 " 大歯 司 " " 実践的能力者 " 中島秀虎 " " 家定農業者 " 京 憲作 " " 家定農業者 " " " 事 " " 本 * <td< td=""><td>"</td><td>長尾正雄</td><td>"</td><td>"</td><td>認定農業者</td></td<>	"	長尾正雄	"	"	認定農業者
" 久保田晋平 " " 実践的能力者 " 大歯司 " " 実践的能力者 " 中島秀虎 " " 認定農業者 " 演地報光 " " 認定農業者 " 京席作 " " 認定農業者 " 「 1 1 事件部理事 " 具有 1 1 工 工 " 大 1 1 工 工 " 大 1 1 工 工 " 大 1 工 工 工 " 大 2 1 工 工 工 工 " 財 2 1 工	"	清水源義	"	"	認定農業者
" 吉積俊彦 " " " 大歯 司 " " 実践的能力者 " 中島秀虎 " " 実践的能力者 " 演地報光 " " 認定農業者 " 原 " " 青年部理事 " 島向久美子 " " 女性部理事 " 三島和子 " " 女性部理事 代表監事貞方孝保 非常勤 " * * 常勤監事末松直樹常 常勤 * * 監事菰田哲 非常勤 * " 茂木嘉浩 "	"	石 橋 稔	"	"	実践的能力者
// 大 歯 司 // 実践的能力者 // 中 島 秀 虎 // 認定農業者 // 演 地 賴 光 // 実践的能力者 // 宗 憲 作 // 認定農業者 // 宗 憲 作 // 認定農業者 // 協 口 寛 // 作 // 持年部理事 // 女性部理事 // 表 監 事 貞 方 孝 保 非常勤 常 勤 監 事 末 松 直 樹 常 勤 常 勤 監 事 菰 田 哲 非常勤 // 次 木 嘉 浩	"	久 保 田 晋 平	"	"	実践的能力者
" 中島秀虎 " " 認定農業者 " 演地報光 " " 実践的能力者 " 宗康作 " " 認定農業者 " 極口寬 " " 青年部理事 " 鳥飼久美子 " 女性部理事 " 三島和子 " 女性部理事 代表監事貞方孝保 非常勤 常勤監事末松直樹常勤 常勤 監事菰田哲,非常勤 " 茂木嘉浩	"	吉 積 俊 彦	"	"	
" 演 地 賴 光 " " 実践的能力者 " 宗 憲 作 " " 認定農業者 " 隨 口 寬 " " 青年部理事 " 女性部理事 " 三 島 和 子 " " 女性部理事 代表 監 事 貞 方 孝 保 非常勤 常 勤 監 事 末 松 直 樹 常 勤 監 事 菰 田 哲 非常勤 " 茂木 嘉 浩 "	"	大 歯 司	"	"	実践的能力者
" 宗 憲 作 " 認定農業者 " 樋口 見 " " 青年部理事 " 鳥 飼久美子 " " 女性部理事 " 三島和子 " " 女性部理事 代表監事 貞方孝保 非常勤 常勤監事 末松直樹 常勤 監事 菰田哲 非常勤 " 茂木嘉浩 "	"	中島秀虎	"	"	認定農業者
" 樋口 寛 " " 青年部理事 " 鳥飼久美子 " " 女性部理事 " 三島和子 " " 女性部理事 代表監事 貞方孝保 非常勤 常勤 監事 末松 直樹 常勤 監事 菰田 哲 非常勤	"	濵 地 賴 光	"	"	実践的能力者
" 鳥 飼 久 美 子 " " 女性部理事 " 三 島 和 子 " " 女性部理事 代表監事貞方孝保 非常勤 常勤監事末松直樹常勤 常勤 監事菰田哲非常勤 " 茂木嘉浩"	"	宗憲作	"	"	認定農業者
" 三島和子 " 少性部理事 代表監事貞方孝保 非常勤 常勤監事末松直樹常勤 常勤 監事菰田哲非常勤 " 茂木嘉浩"		樋 口 寛	"	"	青年部理事
代表監事 貞方孝保 非常勤 常勤監事 末松直樹 常勤 監事 菰田 哲 非常勤 びた木 嘉浩 "	"	鳥飼久美子	"	"	女性部理事
常勤監事末松直樹常勤 監事 菰田哲 非常勤 " 茂木嘉浩 "		三島和子	"	"	女性部理事
監事 菰田 哲 非常勤 " 茂木 嘉浩 "	代 表 監 事	貞 方 孝 保	非常勤		
" 茂木 嘉浩 "	常勤監事	末松直樹	常勤		
	監 事	菰 田 哲	非常勤		
		茂 木 嘉 浩	"		
	"	三 苫 裕 之	"		員外監事

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和5年7月1日現在)

所在地 東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 14 階

4. 事務所の名称及び所在地

■店舗一覧・ATM設置状況

令和5年7月1日現在

	店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数
*	本 店	福岡市中央区天神4丁目9番1号	(092)711-2001	2 台
0	地下鉄博多駅 特別出張所	福岡市博多区博多駅中央街 1-1 (博多口地下 1 階)(管轄:本店営業課)	(092) 711-2027	1台 ※
	東グリーンセンター	福岡市南区的場 1 丁目 23 番 23 号	(092) 581-0522	
©	堅粕支店	福岡市博多区東比恵2丁目2番13号	(092) 411-3347	1台
0	板付支店	福岡市博多区板付 4 丁目 3 番 25 号	(092) 581-0916	1台
*	那珂支店	福岡市博多区那珂1丁目1番1号	(092) 411-7530	1台
*	雑餉隈支店	福岡市博多区麦野6丁目3番5号	(092) 591-8211	1台
0	曰佐支店	福岡市南区的場 1 丁目 23 番 23 号	(092) 581-0119	1台
*	井尻支店	福岡市南区井尻1丁目36番12号	(092) 581-1394	1台
©	三宅支店	福岡市南区三宅2丁目25番1号※ ※新店舗建築のため令和6年春頃まで三宅やすらぎ会館 建物内を仮店舗として営業中	(092) 541-4835	1台
0	玉川支店	福岡市南区向野2丁目4番11号	(092) 541-6349	1台
*	那の川支店	福岡市中央区高砂2丁目11番15号	(092) 521-2127	1台
*	花畑支店	福岡市南区柏原1丁目7番4号	(092) 565-2161	1台
o	福岡整形外科病院 特別出張所	福岡市南区柳河内 2 丁目 10 番 50 号 (管轄支店:花畑支店)	(092) 565-2161	1台 ※
*	樋井川支店	福岡市城南区友泉亭 1 番 22 号	(092) 781-4431	1台
*	堤支店	福岡市城南区堤2丁目9番23号	(092) 861-4559	1台
	早良グリーンセンター	福岡市早良区西入部1丁目7番21号	(092)803-1111	
0	別府支店	福岡市城南区別府 5 丁目 13 番 36 号	(092) 851-7411	1台
0	原支店	福岡市早良区原2丁目4番18号	(092) 831-1461	1台
*	室見支店	福岡市早良区南庄2丁目14番1号	(092) 821-0297	1台
*	七隈支店	福岡市城南区松山2丁目17番8号	(092) 861-2556	1台
*	田隈支店	福岡市早良区野芥1丁目7番30号	(092) 871-2715	1台
*	田隈西支店	福岡市早良区田村1丁目9番50号	(092) 871-2638	1台
0	入部支店	福岡市早良区東入部6丁目18番3号	(092) 804-2316	1台
_	脇山支店	福岡市早良区大字脇山 591 の 1	(092) 804-2511	1台
*	内野支店	福岡市早良区内野8丁目1番2号	(092) 804-2504	1台
*	金武支店	福岡市西区大字金武 2136	(092)811-1311	1台
0	壱岐支店	福岡市西区福重2丁目12番25号	(092)891-1289	1台
	壱岐支店 (店舗ロビー内)	福岡市西区福重2丁目12番25号	(092)891-1289	1台
*	戸切支店	福岡市西区戸切1丁目1番25号	(092) 811-1032	1台
*	下山門支店	福岡市西区下山門 4丁目 14番 30号	(092) 881-5483	1台
*	姪浜支店	福岡市西区姪の浜6丁目1番8号	(092) 881-2335	1台
©	姪浜駅前 特別出張所	福岡市西区姪の浜 4 丁目 22 番 10 号 (アベニュー井上ビル 1 階) (管轄支店: 姪浜支店)	(092) 881-2335	1台 ※
\triangle	能古支店	福岡市西区能古 457 の 15	(092) 881-2803	1台
	西グリーンセンター	福岡市西区太郎丸1丁目8番20号	(092) 806-7411	

	店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数
0	今宿支店	福岡市西区今宿1丁目1番29号	(092) 806-0311	1台
•	今宿支店(店舗ロビー内)	福岡市西区今宿1丁目1番29号	(092) 806-0311	1台
Δ	今宿上青木特別出張所	福岡市西区今宿青木 251 の 1	(092) 806-0311	1台 ※
•	今津支店	福岡市西区今津 4806 の 12	(092) 806-2008	1台
0	周船寺支店	福岡市西区周船寺2丁目7番1号	(092) 806-1181	1台
o	イオン福岡伊都 特別出張所	福岡市西区徳永 113 の 1 (イオン福岡伊都ショッピングセンター 1 階) (管轄支店:周船寺支店)	(092) 806-1181	1台 ※
0	元岡支店	福岡市西区太郎丸1丁目8番20号	(092) 806-1711	1台
0	北崎支店	福岡市西区大字宮ノ浦 1963 の 3	(092) 809-2021	1台
	記帳代行センター	福岡市中央区天神4丁目9番1号	(092)711-2180	
	旅行センター	福岡市中央区天神4丁目9番1号	(092) 711-2080	
	農機車両センター	福岡市早良区西入部1丁目7番21号	(092) 803-2000	
	燃料センター	福岡市早良区東入部7丁目37番3号	(092) 804-3053	
	入部給油所	II.	(092) 804-3059	
	米香房	福岡市西区今宿1丁目1番30号	(092) 807-8728	
	「博多じょうもんさん」 日佐市場	福岡市南区的場 1 丁目 23 番 23 号	(092) 581-0166	
	「博多じょうもんさん」 花畑市場	福岡市南区柏原1丁目1番42号	(092) 565–2900	
	「博多じょうもんさん」 入部市場	福岡市早良区東入部6丁目18番3号	(092) 872-8558	
	「博多じょうもんさん」 福重市場	福岡市西区福重1丁目16番6号	(092) 884-3344	
	「博多じょうもんさん」 周船寺市場	福岡市西区周船寺1丁目7番1号	(092) 807-3566	
	福祉センター「えがお」	福岡市西区福重1丁目10番7号	(092) 883-6633	

ATM 41台 ※うち店舗外ATM設置台数 5台

<ATM営業時間のご案内>

* 9:00~17:00 (平日のみ)■ 9:00~15:00 (平日のみ)

◎ 8:00~21:00(平日) 9:00~17:00(土曜・日曜・祝祭日)但し、イオン福岡伊都特別出張所は、イオン福岡伊都営業時間内

8:00~21:00 (平日のみ)
 △ 8:45~17:00 (平日のみ)
 ▲ 9:00~21:00 (平日のみ)

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況 [取組みとその結果・実績及び対処すべき課題]

業況

令和4年度、当JAは記念すべき発足60周年を迎え、記念式典や感謝イベントの開催、60周年記念誌の発行等、組合員とその歴史を振り返るとともに、新たなる協同に向けて思いを一つにしました。また、新中期経営計画である「持続可能な『福岡市食料農業協同組合』へと変革する総合三ヵ年計画」の初年度として、基本目標である「生産者支援の強化および販売機能拡大による農業所得の向上」、「組合員の意思反映を基礎とした未来を語れる地域づくり」、「今まで以上に信頼度・満足度の高いJAづくり」に向けた取組みを実践しました。

令和4年度は長引くコロナ禍に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻等により生産資材価格が高騰する一方、価格高騰分が販売価格に転嫁されず、営農に多大な影響を及ぼし、現在もその影響が続いています。そのような中、各種価格高騰対策事業の申請支援を実施し、JA独自の支援策を講じる等、農業者の営農と暮らしを支える取組みを行いました。また、訪問活動の拡充や販売機能の強化によって、農業所得の向上に努めました。

事業活動では、JAらしい金融サービスの提供や支店行動計画・各組織活動・食農教育の実践を通じて、組合員の拡大および組合員との信頼関係の強化ならびに組織基盤の強化に取り組みました。また、今後とも「福岡市食料農業協同組合」としての使命を果たせるよう、母子店一体化等の機能再編をはじめとする経営基盤の強化と経営の健全化に取り組みました。

□ 販売事業の強化による農業所得の向上

生産者支援に向けて、次世代総点検運動をはじめ幅広く農業者の意見を聴取し、対応力向上に努めました。また、労働力支援として職員によるダブルワークを試行実施しました。 県GAP取得支援も継続して行い、安全安心な農畜産物の供給に寄与しました。

販売事業では管内農畜産物のPR強化等により販売高は 41.6億円となりました。特に、新花畑市場をはじめとする魅力ある直売所づくりや食品加工事業の展開により直売所販売高は11.9億円と伸長しました。

さらに、資材価格高騰対策として各種対策事業の申請支援 やJA独自支援を行うなど、農業所得の確保・向上に努めま した。

□ コロナ後の組織活動の活性化

令和4年度もコロナ禍の影響は続きましたが、支店行動計画および各組織活動については、社会情勢を踏まえながら活性化を図り、組合員・地域との関係強化に努めました。

また、准組合員懇談会における役員との意見交換会や支店 長による正組合員訪問・対話活動といった各種訪問活動を実施し、組合員の意思反映強化につなげました。

組織基盤強化に向けて、組合員加入を進め、加入実績は1,628名となりました。さらに、60周年を記念した感謝イベント「博多じょうもんさん天神市場」を開催し、多くの来場者や地域に対して、農産物PRとJA・農業の存在意義を伝えることができました。

□ 循環型総合事業の実践による組合員への還元

JAらしい金融サービスの提供では、食と農を基軸とした 金融商品の発売や各種キャンペーンの展開、相談事業との連 携により、貯金残高は 4,720 億円、融資残高は 2,360 億円と 伸長しました。

生活を守る共済事業の展開では、総合保障点検や商品の提案等、世帯保障の拡充を図り、長期・短期共済ともに普及拡大に努めました。

また、相談事業においては、円滑な事業承継に向けたオンライン相談の実施や各種コンサル資料の提供・普及拡大に取り組むとともに、インボイス制度施行に向けた研修会の開催や各種研修会の職員向け動画配信等にも取り組み、相談機能の強化を図りました。

□ 将来に向けた再構築と職員のやりがい創出

経営資源の有効活用・業務効率化に向けて、母子店一体化構想や那の川複合施設建築に関する協議を進め、コンサル導入による事業管理費削減に取り組むなど、経営基盤強化を図りました。

また、組合員・利用者からの信頼性向上に向けて、コンプライアンスの遵守と内部統制の強化を徹底しました。また、余裕金運用をはじめとした経営リスクへの対応にも取り組みました。

職員育成については、組合員に寄り添い、多様化する組合員・利用者からのニーズに応え得るよう、職員教育の充実に加えて、一般職員の准営農指導員化という新たな取組みを開始しました。

事業の概況

□令和4年度の事業概況

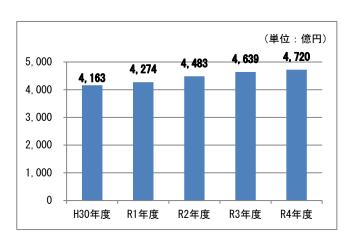
農業所得向上のための自己改革に引き続き取り組み、資材 高騰対策支援や農家組合員への訪問強化による農業者支援 体制の充実、農産物販売機能の強化を図りました。

金融面では、JAならではの「農」と金融を合わせた商品の販売などに取り組み、貯金・融資ともに伸長しました。

また、各組織活動や支店行動計画も活動を再開するとともに、支店長による正組合員訪問も引き続き取り組むなど、組織基盤・意思反映機能の強化に努めました。

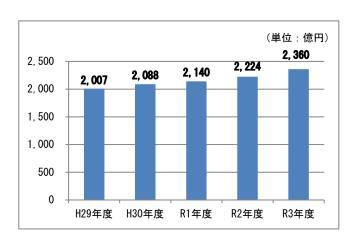
口貯金

年金振込獲得強化の取組み等により、貯金残高は 4,720 億円と伸長しました。また、インターネットバンキングや JAバンクアプリの普及も進め、利便性向上を図りました。



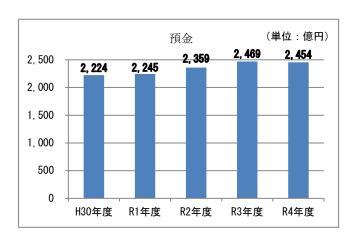
□融資

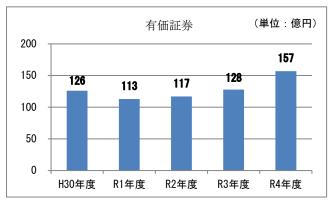
融資では融資相談マネージャーを中心とした重層管理訪問や提案型推進の強化、情報の収集と資金需要への対応を図るなど、ニーズに応じた資金の提供に努め、融資残高は 2,360 億円と伸長しました。



□預金·有価証券

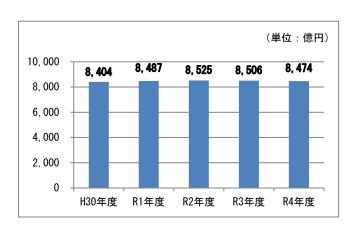
皆さまからお預りした大切な貯金を県信連への預金や国債を中心として、大切にかつ安全に運用させていただいています。預金の期末残高は2,454億円、有価証券の期末残高は157億円となりました。





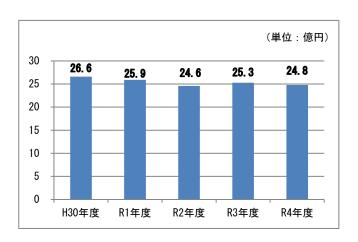
口共済

契約者訪問活動での総合保障点検や、「ひと・いえ・くるま」のバランスのよい総合保障の提供に努めた結果、長期共済保有契約高(期末)は8,474億円となりました。



口購買

生産資材においては、資材価格高騰対策の一環としてJA独自の支援策を実施するとともに、近隣JAと連携し、仕入業者との価格交渉強化を図るなど、低コスト化に取り組みました。生産資材においては、即売会やおせち料理・お歳暮商品の販売促進に取り組みました。その結果、購買品供給高・取扱高は24億8千7百万円となりました。



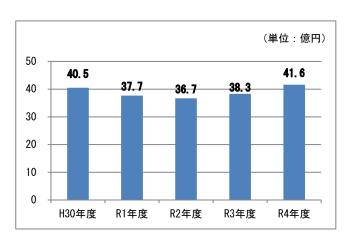
□販売

品目グループ制による横断的販売戦略を実践し、市場流通 関係業者との連携強化による販路および相対取引の拡充に 取り組みました。さらに、市内産農産物の学校給食の使用時 期や使用量の拡大を要請するとともに、既存供給品目の作付 拡大を推し進めました。また、6次産業化商品の開発や加工 原材料の供給並びに市内産農産物のブランディングに取り 組み、園芸販売高は23億2千8百万円となりました。

直売所では、売台レイアウトや商品区画の変更といった売り場改善に取り組み、公式LINEアカウントを活用した情報発信や新たな来店イベントを開催するなど、これまで以上に魅力ある直売所作りに取り組み、直売所販売高は11億9千5百万円となりました。

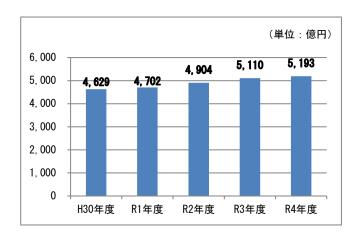
米では、主食用米の全量買取りを継続して行い、米販売高は5億1千1百万円となりました。

また、麦・畜産等を含めた総販売高では、41億6千1百万円となりました。



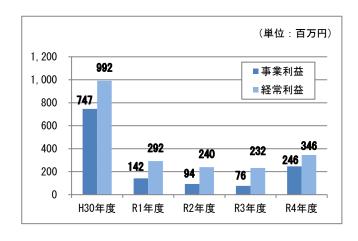
□総資産の推移

皆さまからお預りする貯金の順調な増加と資本の充実(出 資金の伸長等)により、総資産は82億円増加して期末残高 は5,193億円となりました。



口損益の状況

共済事業総利益が前年対比でマイナスとなる中、信用事業では利ざやの低下が底を打ち、融資残高が伸長したことにより総利益を伸ばしております。また、購買事業、販売事業も総利益を伸長したことに加えて、金利上昇による退職給付費用の減少により、事業利益は2億4千6百万円(前年度より1億7千万円増)、経常利益は3億4千6百万円(前年度より1億円増)となりました。



2. 各事業の概況 [活動・実績]

総合事業であなたの生活をサポート。

JAの業務

JA(農業協同組合)は、相互 扶助の精神のもと、様々な事業や 活動を総合的に行う組織であり、 「農業協同組合法」を根拠法と合 の農業協同組合法」を根拠法と合 の農業協同組合法」を根拠法と合 の農業経営の改善や生活向上の 大の世野業、農産物の集活の をで行う経済事業、 たや生産資材・生活資材の税務事業、 をで行う経済事業、 がある生命共済などを扱う共済事業、 時金・ローン・為替などの金 は、組色の があります。

JAはこれらの事業や活動を通 して、農業や地域の発展に貢献し ています。

■信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視点で、地域に必要とされる金融機関を目指しています。

◇貯金業務

組合員はもちろん地域の皆さま や事業主の皆さまからの貯金をお 預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、 定期積金などの各種貯金を目的、 期間、金額にあわせてご利用いた だいております。

◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

◇融資業務

組合員への融資をはじめ、地域 の皆さまの事業や生活に必要な資 金を融資しています。

また、農業関連産業などへも融 資し、地域農業の質的向上・発展 に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の融資のお取り 次ぎもしています。

◇サービス・その他

当JAでは、年金をはじめとして各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆さまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、ご自宅のパソコンや携帯電話からお取引口座の残高や取引明細のご確認はもちろん、振込やも、とるを種サービスがいつだるをでも簡単にご利用いたださる「JAネットにとなった。「JAバンク」をあり扱いしています。この方とにはロードすることできます。「JAネットバンク」を簡単にアクして、コードできます。「JAネットバンクの契約が必要です)。

そのほか、全国のJAや郵便局、 さらにはセブン銀行やローソン、 イーネットなどの ATM でも当J Aのキャッシュカードによる現金 の入出金が可能であり、便利さも 一段とアップしました。今後もお 客様のニーズにあったサービスを ご提供してまいります。

(単位:百万円)

◇融資残高(令和5年3月末)

組合員等	地方公共団体等	その他	計
221, 244	-	14, 811	236, 055

■共済事業

共済事業は、共済(保険)にかかわる総合的な業務を行っています。地域の皆さま一人ひとりの病気やケガ、家や車の損害に備えた「安心した暮らし」のできる総合保障の拡充と、生活設計に合わせた商品の提供に努めています。

■相談事業

法律・土地活用など、土地や建物についてのご相談や相続・税務関連のご相談、記帳代行業務など、顧問弁護士や顧問税理士と連携して皆さまの生活を守るお手伝いをさせていただきます。

■営農指導事業

農家が米や野菜・果物を作ったり、家畜を飼ったりするときに、いろいろなアドバイスをする仕事です。暮らしの面でも相談を受けています。

当JAでは都市立地を活かした 農業振興を図るため、環境保全型 農業や施設園芸への誘導を行い、 福岡市民へ安全で新鮮な農産物を お届けするように努めています。

米については、普通作研究部会を中心に全国に先駆け、減農薬・ 減化学肥料の米づくりに取り組ん でいます。

■販売事業

農家が作った農産物を流通させ、 販売企画から精算までを行う仕事 です。生産者と消費者を結ぶ大切 な働きをしています。当JAでは、 生産組織の活性化と流通・販売機 能の充実を目指し、多様な販路の 確保、販売体制の充実・強化に取 り組んでいます。

福岡商圏の立地を活かして、生 協や量販店との直接販売にも取り 組んでいます。また、地元の安全 で新鮮な野菜・果物を地域の皆さ まに直接お届けしたいとの想いか ら、農産物直売所「博多じょうも んさん市場」を展開しています。 生産者が丹念に育てた野菜をはじ め、パンや惣菜など魅力ある商品 を取りそろえ、元気なスタッフが、 市内 5 ヵ所の「博多じょうもんさ ん」市場でお待ちしています。

■購買事業

農作物の栽培に必要な肥料・農薬・農業機械や、暮らしに必要な品物などをより安く供給する仕事です。

令和4年度より資材センターの 配送機能を早良グリーンセンター に集約し、資材センターを廃止す るなど、業務の効率化・合理化に よる物流コストの削減をはかりな がら、組合員・利用者の営農や生 活の改善に貢献できるよう事業を 展開しています。

また、当用配送料金体系の見直 しも行い、組合員の方で口座引落 に限り配送料金を無料とし、組合 員サービスの向上に努めています。

肥料・農薬では、営農指導と一体化した資材の予約供給に取り組むとともに、グリーンセンターでは、農繁期(5月1日~6月30日と9月1日から10月15日)は日曜祝日営業も行っています。

暮らしに必要な商品では、当JA自慢のプライベートブランド米「博多米」、「ふくおか市民米」、農薬を使用していない「特別栽培米」を米香房や「博多じょうもんさん市場」で販売しています。また、果汁100%のジュースや豆乳、自動車、LPガスなども販売しています。

■利用事業

選果施設や生産施設など共同施設の利用により、農家の生産コストの低減と省力化に努めています。 米麦では、早良・西ライスセンターが稼働し、施設の利用による農産物の品質向上と均一化により、付加価値の高い農業生産を目指しています。

■福祉事業

ケアプランを作成する「居宅介護支援事業」とヘルパーを派遣する「訪問介護事業」、デイサービスセンター「えがお」での「通所介護事業」を行っています。

①居宅介護支援

(JA福岡市ケアプランサービスセンター)

利用者のご希望とニーズにあわせて、ケアマネジャーがケアプランの作成や要介護認定の代行申請を行います。また、他のサービス事業者との連絡調整や組合員の介護相談を行います。(上記内容は、ご利用者の自己負担はありません。)

②訪問介護 · 予防訪問介護

(JA福岡市ヘルパーステーション)

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの介助 や、買物・調理・掃除・洗濯など 日常生活のお手伝いをいたします。

③通所介護・予防通所介護 (ディサービス)

西区福重のデイサービスセンター「えがお」で、健康チェックや入浴・機能訓練などの総合的な介護サービスを行っています。助けあい組織やまびこ会による趣味の活動支援やJAファームの協力による収穫体験など、JAならではの活動も充実しています。

■旅行事業

国内・海外旅行はもちろん、思い出に残るハネムーン等、安心してご利用いただける楽しい企画を 提供しています。また、航空券・ JR券・宿泊券などの身近な商品 についてもお取扱いしています。

■㈱ジェイエイ福岡

◇葬祭事業

当JAの子会社㈱ジェイエイ福 岡葬祭部が安心して「任せてよかった」と言っていただけるご葬儀 を提供しています。自宅葬をはじめ、市内2ヵ所の三宅・原「やすらぎ会館」と、業務提携先の㈱メモリードの「メモリードホール」の会館葬、さらには㈱ジェイエイいとしまやすらぎ会館(組合員の場合)もご利用いただけます。

◇開発·賃貸管理事業

当 J A の子会社㈱ジェイエイ福 岡不動産部は、"ひと、まち、みらいをつなぐ"をテーマに「J A 福岡みらい」の愛称で地域に根ざした取組みを行なっています。

■㈱JAファーム福岡

(水稲育苗事業等)

学校給食への野菜供給事業や市民農園、農業体験などの食育・ふれあい事業、農地管理事業等を通じて農地の有効利用を行っています。新規就農者の支援としては、平成29年度より「アグリチャレンジ事業」を開始し、農業の実践研修を行っています。

また、育苗センターにおいて無 農薬で農薬を使用しない水稲苗の 生産に取り組んでいます。

信頼される「JAバンク」を目指します。

JAバンク会員であるJA、信連、農林中金は、一体的に事業運営を行っています。 これを「JAバンクシステム」と呼び、皆さまに一層信頼され、利用される金融機関を目指します。

JAバンクとは

「JAバンク」とは、全国に民間最大級の店舗網を展開している、JA・信連・農林中金(JAバンク会員)により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称です。

JAバンクの各会員は、組合員や利用者のみなさまに「便利で、安心な」金融機関としてご利用いただけるよう、密接な連携をとっています。JAバンクは、わが国の金融システムの一員として活躍し、高度な総合金融サービスを提供しています。

JAバンクシステム

JAグループにおいては、組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に基づいて「JAバンク基本方針」を策定し、平成14年1月、その運営を開始しました。

これは、JAバンク会員の総意のもとに策定された自主ルールです。この「<math>JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「<math>JAバンクシステム」といい、農林中金に「<math>JAバンク中央本部」を、信連内に「<math>JAバンク県本部」を設置し、関係団体の協力を得て、運営しています。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、組合員・利用者に高度な金融サービスを提供する「一体的事業推進」の 2 つの柱で成り立っています。

このうち、「破綻未然防止システム」においては、全JAバンク会員が経営管理資料をJAバンク中央本部に提出し、一定の基準に抵触したJA等の検証を実施することによって、問題を早期に発見し、早期是正措置よりも早い段階でその問題の程度に応じた経営改善指導などの措置を講じています。また、こうした取組みに必要な場合には、JAバンク支援協会からの資本注入など必要なサポートが行われます。

当JAは、JAバンク会員として組合員・利用者により一層信頼され、利用されるJAを目指して、今後とも地域に密着した事業を積極的に展開していきます。



JAバンク会員証は信頼の証

■商品・サービスのご案内

◇貯 金

	種 類	特徵	お預入れ期間	お預入れ額
総	普通貯金無利息型(決済用)	一冊の通帳に普通貯金と定期貯金をセット。暮らしの家	出し入れ自由	1 円以上
合 口 座	定期貯金	計簿がわりに給振、自動受取、自動支払、キャッシュカードなど便利なサービスが利用できます。また、必要な時には定期貯金の90%、最高500万円まで自動的にご融資します。	1ヶ月~5年	1 円以上
	大口定期貯金			1 千万円以上
普通則	通 貯 金 宁金無利息型 6用)	いつでも出し入れ自由。お財布がわりの貯金です。	出し入れ自由	1 円以上
スーパ	《一貯蓄貯金	有利に増やしながら、必要な時には自由に引き出して使いたい。そんな方におすすめの貯金です。残高に応じて金利が6段階にアップします。 普通貯金から貯蓄貯金へ自動的に振り替える便利なスイングサービスもご利用いただけます。	出し入れ自由	1 円以上
通知	印 貯 金	まとまったお金の短期間の資金運用に便利です。	7日間以上	5 万円以上
定期	スーパー定期貯金	お預け入れ時の利率が満期まで変わらない確定利回りです。計画的に増やしたい方におすすめの貯金です。ライフプランに合わせたお預け入れ期間をお選びください。 自動継続で満期時の手続きも簡単。総合口座にセットすれば定期貯金担保の自動融資もご利用いただけます。	1ヶ月~5年	1 円以上
貯金	大口定期貯金	大口の資金運用に適した自由金利型定期貯金です。	1ヶ月~5年	1 千万円以上
	変動金利定期貯金	半年ごとに金利の見直しをします。	5年	1円以上
定期	阴 積 金	お楽しみの目標額に合わせて、毎月のお預入れ指定日に 着実に積み立てができる貯金です。 積立期間は自由に選べますから、プランにそって無理な く目標が達成できます。	6ヶ月~5年	毎月 1,000円以上
	財形年金貯金	給与・ボーナスから天引きで、年金タイプの財形貯金です。 財形住宅貯金と併せて 550 万円まで非課税扱いです。		
財形貯	財形住宅貯金	給与・ボーナスから天引きで、住宅取得等のための資金 作りができます。 財形年金貯金と併せて 550 万円まで非課税扱いです。	5年以上 (加入時55歳未満)	1円以上
金	一般財形貯金	給与・ボーナスから天引きし、積立途中でも使途自由の 一部払出しができます。 ただし、財形非課税の対象にはなりません。	3年以上 (加入年齢の制限は ありません。)	

◇融 資

	種 類	使途と特徴	ご融資金額	ご融資期間
	教育ローン	進学されるお子様の入学金、授業料、学費など教育に関係 する資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内 (在学+9年まで)
	マイカーローン	自動車購入(車検・自動車学校費用・中古・バイクも含む) などの資金にご利用いただけます。 購入時に必要な税金・保険・カー用品等にもご利用いただけます。	1, 000万円以内	1 0 年以内
証	住宅ローン	住宅の新築購入または増改築などの資金にご利用いただけます。 他金融機関からの借換えのご利用もOK。	必要総資金の 100%以内	5 0 年以内
書貸	リフォームローン	快適な生活を実現するには、まず増改築を。住宅の増改築・ 改装・補修及びその付帯施設(門、塀、車庫、物置等)に 関する資金にご利用いただけます。	1, 500万円以内	1 5 年以内
金金	フリーローン	身近な生活用品の購入資金や旅行、その他幅広くご利用い ただけます。	1,000万円以内	15年以内
	事業施設資金	貸家、アパート、店舗等(敷地、附帯施設を含む)の購入、新築、増改築、その他農業外事業施設にご利用いただけます。 他金融機関からの借換えのご利用もOK。	事業費の範囲内	3 5 年以内
	農機ハウスローン	農機具・農業施設の購入及び修繕、農地の購入・改良・造成などの資金にご利用いただけます。	1, 500万円以内	10年以内
	農業資金	農地、施設、機械等の取得資金や、畜産・育成及び経営資 金などにご利用いただけます。	事業費の範囲内	25年以内 (資金使途に応じて)
カードローン		一度申し込めば、必要な時に、カードー枚でいつでも簡単 に、しかも繰り返してご自由にお借入れできます。	5 0 0 万円以内	1年(自動更新)
教育ス	カードローン	就学されるお子様の全ての資金に、繰り返しご自由にご利 用いただけます。(在学期間中のみ)	7 0 0 万円以内	1年(自動更新)

注:上記商品のほか、ご用途に合わせて各種取り揃えていますので、お気軽に当JA各店舗にお問い合わせください。

◇農業制度資金

種類	使途と特徴	ご融資金額	ご融資期間
農業近代化資金	最も一般的な制度資金です。機械・施設の導入、長期運転資 金として活用いただけます。	個人 1,800万円以 内 法人 2億円以内	1 5 年以内
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	近代化資金の使途に加えた農地取得を含んでいる、または 償還期限が長い、資金規模が大きい場合等に活用いただけ ます。(認定農業者が対象です。)	個人3億円以内 法人10億円以内	2 5 年以内
青年等就農資金	農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金に活用できます。県知事により就農計画を認定された方(認定新規就農者)が対象です。	3,700万円以内	17年以内

注:農業制度資金とは、農業経営規模の拡大や事業の改善等を行うのに必要な資金を長期・低利に利用できるよう国や県、市町村が利子補給または県や日本政策金融公庫が直接融資する資金のことです。

◇その他の金融商品・金融サービス

種類	内 容
内国為替サービス	全国どこの金融機関にも、お振込、ご送金、お取立を行っております。
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・ 労金・JFマリンバンク・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・イーネットのCD(現金自動支払機) ATM(現金自動預入・支払機)で、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。
JAデビットカードサービス	現金を引き出さずに JA のキャッシュカードでそのままお買物ができます。(お買物やご飲食のお支払代金が即時、お客さまの口座から引落とされます。)
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。
各種自動支払サービス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、各種クレジット代金など当座性貯金(普通貯金・総合口座)から自動的にお支払いいたします。
クレジットカード (JAカード)	JAカードは、お買い物、ご旅行、お食事などお客さまのサイン一つでご利用いただけます。また、JAカードで購入された商品の破損・盗難を90日を限度に補償する「カード付帯補償サービス」や年会費無料で発行できる「ETC PLUS」など、多彩なサービスであらゆるシーンでお役に立ちます。
JAネットバンク	当JAの窓口やATMに出向くことなく、インターネットに接続可能なパソコンや携帯電話で、お取引口座の残高や取引明細のご確認はもちろん、振込や振替など各種サービスが「いつでも」「どこでも」「簡単に」ご利用いただけるサービスです。
貸金庫	堅粕支店・那珂支店・雑餉隈支店・日佐支店・樋井川支店・原支店・壱岐支店・姪浜支店・周船寺支店 に設置しています。

◇手数料一覧

〇振込手数料

振込関連		当JA 同一店宛	当JA 他店宛	県内 他JA宛	県外 J A宛	他行宛
窓 ロ テレ振込・ 文書振込		110円	330 円	330 円	330 円	660 円
АТМ	JA キャッシュカート*※1漁協キャッシュカート*現金振込※2	無料	110円	110円	110円	330円
(自動機)	他金融機関 キャッシュカート* ※3 ※4	110円	110 円	110円	110円	550円
J A ネットバ (利用料については無		無料	無料	110円	220 円	330 円
法人JAネットバンク ○基本サービス (照会・振込サービス) ・・月額利用料 1,100 円 (税込) ○基本サービス+伝送サービス ・・月額利用料 3,300 円 (税込)		無料	無料	110円	220 円	330円
ファームバンキング (契約手数料毎月4,400円)		無料	無料	110円	220 円	330 円
機能サービス	定例自動送金	無料	110円	110円	110円	330 円
放化ソーレヘ	登録総合振込	無料	220 円	220 円	220 円	550 円

- ※1. CDの作成店舗に関係なく操作するATM設置店舗を基準として上記宛先をご確認ください。
- ※2. 10 万円を超える現金でのお振込は、A T Mではお取り扱いできません。
 ※3. 他金融機関キャッシュカードにて、当JAのATMを利用してお振込をされる場合、上記振込手数料のほかに、別途ATM利用手数料が必要となります。(提携金融機関の場合、無料時間帯もございます。)詳しくは該当金融機関の他行ATM利用手数料をご確認下 さい。
- ※4. 信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工中金、ゆうちょ銀行、PayPay銀行、セブン銀行のキャッシュカードについては対応してお りません。
- (注意)上記の手数料は当JAで振込をされた場合の振込手数料です。他JAで振込をされる場合はそのJA所定の手数料となりますのでご 注意ください。

〇両替手数料

お取扱枚数は「お持ちいただいた紙幣・硬貨の合計枚数(両替前)」 と「両替された紙幣・硬貨の合計枚数(両替後)」のいずれか多い 方の枚数とさせていただきます

1 枚~50 枚	無料
51 枚~200 枚	110円
201 枚~500 枚	330 円
501 枚~1, 000 枚	550円
1,001 枚~	770 円

※下記については無料

- ①同一金種かつ同一金額の新券への 両替 ②ATMでの両替 (両替機能付ATMのみ)
- ③汚損した現金の交換・記念硬貨の ④ J A 福岡市各部署及び子会社によ る両替
- ※1,001 枚以上は以降 1,000 枚毎に 220 円加算

〇硬貨取扱手数料

お預け入れや払込みなど各種手続きの際の硬貨持ち込み手数料 (ご持参枚数)

※募金、義援金の振込については対象外

1 枚~500 枚	無料
501 枚~1,000 枚	550円
1,001 枚~	770円

- ※出金については無料
 ※算定後にご入金を取り止める場合も手数料をいただきます (両替含む)
- ※1日複数回に分けてご入金され る場合は、合算した枚数に応じた手数料をいただきます (両替含む)

※1,001 枚以上は以降 1,000 枚毎に 220 円加算

〇当座貯金関連手数料

	署名鑑 あり	署名鑑なし
小切手手数料(1 冊 50 枚)	770円	660円
約束手形手数料(1 冊 25 枚)	550円	440 円
為替手形手数料(1 冊 25 枚)	550円	440 円
署名鑑登録手数料(新規・変更)	5, 500 円	_

〇為替

電子交換取	880円	
個別取立(1 通)		1, 100円
送金	普通	880 円
区 亚	電信	1, 100円
	送金・振込の組戻料(1件)	1, 100円
その他	不渡手形返却料(1通)	1, 100円
ての他	取立手形組戻料(1通)	1, 100円
W /L+#	1,100円	

他店券入金処理での受け入れの場合、代金取立手数料は 不要。

〇発行関連手数料

通帳·証書再発行手数料※1	1枚につき	1,100円
キャッシュカード再発行手数料 (IC キャッシュカード含む) ※1	1枚につき	1,100円
ローンカード再発行手数料	1枚につき	1,100円
残高証明書発行手数料※2 ※3 相続貯金仮払履歴証明書発行手数料	1部につき	440 円
貯金取引明細書発行手数料	1口座につき	550円

- 暗証番号相違によるロック、汚損、破損等により使用不可となり、現 物を持参された場合は無料。
- ※2 各項目(信用・出資) 1 部毎に手数料を徴収する。(貯金と融資につ いては合わせて1項目となる)
- ※3 共済の残高証明書については無料。又他の残高証明書と同時に申し込 まれる市債の残高証明書は無料。

〇貸金庫利用料

1 年単位	年単位 高さ		組合員外	
— 般	10 ㎝以内	9, 350 円	9,900円	
一	10 cm超~15 cm以内	12, 650 円	13, 200 円	
	6 cm以内	11,000円	11,550円	
自 動	6 cm超~7.5 cm以内	12, 100 円	12,650円	
日期	7.5 cm超~10 cm以内	16,500円	17, 050 円	
	10 cm超~15 cm以内	22,000円	22, 550 円	

○国債証券保護預り管理手数料

年 額	1,320円
(債券残高保有月1ヶ月当たり)	110円

〇インターネットバンキング等利用料

JAネットバンク	無料
法人JAネットバンク(月額) 【基本サービス】※照会・振込サービス	1,100円
法人JAネットバンク(月額) 【基本サービス+データ伝送サービス】	3,300円
ファームバンキング契約手数料(月額)	4, 400 円

〇融資関連手数料

	* *					
		固定金利の再選	5, 500 円			
	事業施設資金 (固定変動選択型)	変動金利から固定	変動金利から固定金利の選択			
		#± %5 #0 88 -5	平成 25 年 3 月以前融資受付案件全額繰上返済手数料	110,000円		
不動産担保取扱		特約期間中	平成 25 年 4 月以降融資受付案件全額繰上返済手数料	別途計算式による		
个到准担休収扱	事務手数料(契約)※	農業関連資金、保	証会社付契約を除く	55, 000 円		
	事務手数料(条件変更)※相続に伴う条	·件変更を除く	11,000円		
	金利の種別変更			5, 500 円		
	金利条件の変更(金利	の種別変更を伴わ	ないものも含む)	5, 500 円		
		固定金利の再選択				
	固定変動選択型	変動金利から固定	定金利の選択	5,500円		
		特約期間中	平成 25 年 3 月以前融資受付案件全額繰上返済手数料	無料		
			平成 25 年 4 月以降融資受付案件全額繰上返済手数料	44, 000 円		
		変動金利中	平成 25 年 3 月以前融資受付案件全額繰上返済手数料	無料		
住宅ローン		多 到亚利中	平成 25 年 4 月以降融資受付案件全額繰上返済手数料	5, 500 円		
	固定金利型・変動金利	型の全額繰上返済	手数料	5,500円		
	金利の種別変更	固定変動選択型から変動金利型への変更 変動金利型から固定変動選択型への変更		5, 500円		
		固定金利型から	5,500円			
	金利条件の変更(金利	の種別変更を伴わ	5, 500 円			

〇ATM利用手数料 < JA福岡市のキャッシュカードをご利用の場合(普诵・総合诵帳の場合)>

JAIM利用于剱	XAT VUAT	田国三ランイン	グンエガート	でに利用の	物口(日四)	心口理板の	勿口//
種類	利用媒体	平日 時間外 8:00~8:45	平日 時間内 8:45~18:00	平日 時間外 18:00~21:00	土曜日① 9:00~14:00	土曜日② 8:00~9:00 14:00~21:00	日・祝日 年末年始・GW 8:00~21:00 サンデー シキング
当 J A	キャッシュカード通帳						
	(出金はCD発行通帳のみ)						
県 内 J A	キャッシュカード			無	料		
赤 ト 3 0 A	通帳 (出金はCD 発行通帳のみ)						
県 外 J A	キャッシュカード						
(法人は不可)	通帳	無料(入金のみ利用可能)					
福岡銀行※1	キャッシュカード	110円	無料		110) 円	
三菱 UFJ 銀行※1、2	キャッシュカード	11011	<i>አ</i> ለተተ			, 1 1	
セブン銀行	キャッシュカード						
ローソンATM	キャッシュカード						
イーネット	キャッシュカード	220 円	110円	220 円	110円	220)円
ゆうちょ銀行 ・ゆうちょ銀行提携 ATM (ファミリーマートの一部)	キャッシュカード						
提携銀行※1(M I CS)	キャッシュカード	220 円	110円		220) 円	

〇未利用口座管理手数料

 ^{※1.} 福岡銀行、三菱 UFJ 銀行、提携銀行 (MICS) ATM では、出金のみお取引が可能です。なお、ATM 相互利用提携を行っておりますので、福岡銀行、三菱 UFJ 銀行、提携銀行 (MICS)のキャッシュカードにより当 JAの ATM を利用される場合、同内容の手数料にて出金が可能です。
 ※2. 三菱 UFJ 銀行キャッシュカードにより当 JAの ATM をご利用される場合、「平日 (8:45~18:00)」の出金は無料ですが、お振込に付随する出金手数料については有料 (110円)となりますのでご注意下さい。
 ※3. イーネットATM は、ファミリーマート・ポブラ等 (R1.4.1 現在)内に設置しており、設置コンビニエンスストアが変更になる場合もございますのでご了承下さい。

◇共 済

共 済 種 類	特 徴
終 身 共	安心、確実な一生涯保障と、頼りになる働き盛りの大型保障が、あなたのご家族をお守りします。医療共済
小く27 ハル	とセットすることで、一層充実した総合医療保障があなたをお守りします。
	万一の保障と各種資金づくりに、保障と貯蓄をお求めのあなたにおすすめのプランです。若い方におすすめ
姜耂生会艹这	する基本タイプや、3年または5年ごとに主契約共済金額の10%の中途給付金を4回(5回)お受取りに
授 名工叫 六	なれる中途給付タイプなどがあります。 医療共済とセットすることで、一層充実した総合医療保障があな
	たをお守りします。
医療共体	一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などが選べます。日帰り入院
	からまとまった一時金を受け取ることができ、入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療な
△7泉六/J	どにご活用いただけます。また、一生涯の保障や手術・放射線保障、先進医療保障、健康祝金特則など、お
	客様のライフプランに合わせて自由に設定できます。
引受緩和型医療共済	今まで、健康状態などからご加入いただけなかった方でも、簡単な告知でご加入いただけます。
がん共済	がんと診断された時から、入院や手術等がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。
	お子さまの成長にあわせた教育資金づくりだけでなく、親の万一保障まで対応します。入学祝金型ですと入
こども共済	学祝金がタイムリーに受け取れます。ご契約者(親)が万一のとき、その日および以後満期まで毎年、養育
「学資応援隊・にじ・えがお」	年金をお受取りになれる養育年金付タイプもございます。医療共済をセットすることで、お子さまの医療保
	障も充実します。
介誰	長生きの時代を安心して暮らしていける、一生涯の介護保障です。所定の要介護状態になったとき、「介護
月 设六月	共済金」をお受取りになれます。
北江時中北 汶	病気やケガが原因で1~4級の身体障害基準に認定された場合、就労不能や介護費用などにより不安となる
工力降日六次	生活費や治療費など、将来設計に必要な資金を保障します。
	①がん、②心・血管疾患、③脳血管疾患、④身近な生活習慣病(糖尿病、肝硬変、慢性じん不全、慢性すい
特定重度疾病共済	炎)を幅広く保障します。
	また、①~④の疾病毎にそれぞれ1回、最大で4回共済金を受取ることができ、継続的な治療による様々な
	経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受取れます。
認知症共済	要介護状態を伴う認知症および軽度認知症(M C1)を保障する共済です。終身保障のため、一生涯にわた
HILL TO THE PARTY OF THE PARTY	り認知症に対する備えが確保できます。
予定利率変動型年金共済	ゆとりある老後の資金づくりを考える方におすすめする貯蓄目的の共済です。終身年金タイプと定期年金タ
	イプからお選びください。ご契約後6年目以降、その時の経済状況に合わせ予定利率を毎年見直しますので
	年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
建物更生共済	お住まいが火災や自然災害で損害を受けたときのための共済です。賠償責任共済をセットすれば賠償責任を
「むてきプラス」	負ったときも安心です。満期金を保障額の30分の1から保障額までの範囲で設定できます。
火災共済	大切なお住まいが万一、火災などによって損害を受けた場合に共済金をお支払いする保障のみを目的とした
7,2,7,7	掛け捨てタイプの共済です。
自賠責共済	法律によってすべての自動車に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共
	済です。
	自動車事故による相手方への対人・対物賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の
自動車共済	自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで
	幅広く保障します。また、ご契約内容や運転者のご年齢によって共済掛金の割引制度も充実しております。
	日常の様々なアクシデント(死亡、後遺障害、治療)を保障するプランです。災害によるケガで入院・通院
傷害共済	された場合、ケガの部位・症状に応じて共済金をお支払いします。診査も不要で、手続きは簡単です。自動
	継続制度により長期にわたる災害保障をご提供します。
農業者賠償責任共済	農業において発生する賠償リスクを幅広く保障した共済です。施設賠償・生産物賠償・保管物賠償・生産物
	回収費用等、様々な賠償責任をカバーしています。
	終身共済 養老生命共済 居療共済 引受緩和型医療共済 がん共済 こども共済 「学資応援隊・にじ・えがお」 介護共済 生活障害共済 特定重度疾病共済 認知症共済 予定利率変動型ード」 建 物 エー・ドー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

注:各共済種類には様々な特約・特則がございます。詳しくはお近くの当JA各店舗へどうぞ。

VI. 事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

○ 次代を担う農業者の育成

行政や㈱JAファーム福岡と連携し、新規就農者育成のためアグリチャレンジ事業を実施しました。

O TAC・営農指導員の訪問活動

TAC(営農総合渉外)や営農 指導員の訪問活動では、生産者別 生産台帳を作成して圃場巡回や個 別面談を展開しました。また、令 和4年度より、次世代総点検運動 の一環として共販部会員以外の農 家組合員への定期訪問を開始しま



○ 労働力確保への支援

農の応援事業運営協議会による 雇用拡大対策事業・施策の周知を 図り、ヘルパー研修会を開催しま した。また、JA職員によるダブ ルワークの試験取組みを行いまし た。

○ 安全・安心な農産物の提供

消費者に求められる安全安心な 農産物を生産するため、出荷前の 残留農薬検査の実施や防除履歴シ ステムの導入・普及を進めました。 また、福岡県GAPの取得支援を 行い、これまでに14部会が取得し ました。



○ 共同販売での取組み

生産者と連携した各種イベントでの販促活動や、大同青果でのトップセールス、学校給食取扱量の拡大、新たな販売先としての海外輸出の研究等、様々な販売強化に取り組みました。



○ 博多じょうもんさん市場

売場改善や仕入れ強化、精肉・ 鮮魚・パン・惣菜等の品揃え充実 に加えて、LINE公式アカウン トによる目玉商品のリアルタイム な情報発信・新規イベントの実施 により、お客様にとって魅力ある 直売所作りに取り組みました。

〇 白米販売

減農薬・無農薬栽培への取組みを周知しつつ、贈答用商品の販売や、グリーンコープ生協ふくおかと連携したインターネット産直市場での無農薬米販売を開始しました。

○ 地域農業の活性化

集落別農事組合実態調査の分析 結果に基づき、地域の実態に則し た活動の研究に取り組みました。 また、コロナ支援策や次年度に向 けた各種事業の確認・案内を行い ました。

○ 共同施設の活用

共同施設利用によるコスト低減を目指して、早良・西ライスセンターの利用面積の拡大へ向けて取り組みました。

○ 主食用米の全量買取開始

計画的な農業経営を可能とする ために平成16年度から主食用米の 買取を始め、令和2年度より全量 買取に取り組んでいます。精算期 間が短縮されることで、経営計画 が策定しやすくなり、生産者の所 得向上への寄与が期待されます。

○ 生産資材の低コスト化

資材価格高騰を受けて、燃油高騰対策や肥料高騰対策申請支援、飼料高騰対策申請支援事業といった各種補助事業・助成事業の申請支援等に加えて、JA独自の支援策も実施しました。また、資材センターの配送機能を早良グリーンセンターに集約するなど、購買店舗機能の見直しを図りました。

2. 地域貢献活動

○ 支店行動計画

依然としてコロナ禍が続く中、 組合員の声を聴きながら、組合員 とともに支店行動計画を各地域で 展開し、地域貢献や組合員・利用 者との関係強化に取り組みまし た。



〇 稲作体験

子どもの農業理解と食農教育の ため、市内の小学校や保育園等24 団体に対して学童稲作を指導しま した。

○ まめひめ

地域の小学校の子どもたちにみ そづくりを伝授する大豆加工指導 グループ「まめひめ」は、54団体 に対してみそづくり体験教室を実 施しました。



○ 食農ティーチャー

組合員・JAと地域住民の食と農の 架け橋である食農ティーチャー制度 では、食の先生 14 名、農の先生 14 名が登録され、旬菜キッチンや小中 学校、公民館等で活躍しました。

O ちゃぐりんキッズフェスタ

ちゃぐりんキッズフェスタにつきましては、令和4年度は2回開催し、食と農、協同の大切さを伝えました。



〇 環境保全活動

地域美化ボランティア運動である「ラブアースクリーンアップ」 につきましては、3年ぶりに能古 島で清掃活動を実施しました。



〇 少年剣道大会

健全な青少年の育成を目的に毎年開催している「第29回JA福岡市少年剣道大会」(個人戦・団体戦)につきましては、コロナ禍のため昨年度に引き続き中止しました。

O 元気なふるさと応援基金

当 J A管内において農業振興や 地域貢献活動に取り組み、地域の 活性化に取り組む団体を表彰し支 援するもので、第15回となる令和 4年度は、1団体を表彰・支援しま した。

○ 高齢者福祉

デイサービスセンター「えがお」を中心とした通所介護や、居宅介護・訪問介護に取り組むとともに、支店での介護相談会やミニデイサービス等の高齢者支援を実施しました。

○ 募金·義援金·物資支援活動

令和4年台風14号上陸に伴う避難場所として入部支店と脇山支店を提供しました。募金・義援金への取組みにつきましては、ウクライナ難民支援募金および鳥インフルエンザ等支援募金を実施しました。

○ 子ども食堂への食材提供

社会福祉協議会と連携し、直売 所において子ども食堂への食材提 供に取り組みました。また、令和 3年度より、こども食堂等に取り 組む特定非営利活動法人フードバ ンク福岡に対して施設を提供して います。

3. 情報提供活動

○ Jam (ジャム)

毎月11,700部発行し、組合員宅へ配布しています。地域での食と 農に関する活動や当JAの動きなどをお知らせしています。その他 管内のトピックス、税務、法律などの組合員に役に立つ情報を提供 しています。

○ JA通信

利用者の皆様へJAの事業・活動内容を紹介する広報誌です。多岐に渡るJA事業・活動を繋げ、様々なお役立ち情報や商品を掲載しています。また、「JA通信web版」も開始しました。

○ 支店だより

全支店で、組合員を対象とした 支店広報誌を作成。毎月、地域の 情報や支店の行事報告を誌面で伝 えています。



○ 直売所 LINE 公式アカウント

博多じょうもんさん全市場にて LINE公式アカウントを開設し、 旬なおすすめ情報やお得な情報を 随時発信しています。







日佐市場 周船寺市場 花畑市場





福重市場 入部市場

○ インターネットホームページ

https://www.ja-fukuoka.or.jp/ 組織概要や各事業紹介、営農情報、直売所だよりなどを掲載し、 JA事業をPRする場、組合員及 び地域住民とJAをつなぐ場とし ているほか、ネット市場でのあま おう加工品や米の販売も行ってい ます。

また、携帯・スマートフォンに も対応したデザインとなっていま す。





○ フェイスブック

https://www.facebook.com/ja.fu kuokacity/

博多じょうもんさん市場等のイベント情報や直売所情報、支店行動計画等の情報を配信しています。





○ クックパッド

https://cookpad.com/kitchen/16 057742/

直売所職員が考案し、直売所で配布しているオリジナルレシピを、料理レシピコミュニティウェブサイト「クックパッド」に掲載しています。





O crossfm

FMラジオ「crossfm」の毎週金曜日午後 1:40 に放送されるコーナー「VegeShock」に、生産者やJA職員が登場し、市内産農産物及び博多じようもんさんブランドをPRするとともに、<math>JAの事業・活動を紹介しています。

4. リスク管理の状況

さまざまなリスクに対応=態勢の充実と実効性の確保

■リスク管理体制

◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心して当JAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、常勤理事会及び理事会にて、以下の事項につき検討を行っています。

- ① リスク管理態勢の確立に関する事項
- ② リスク管理関連の諸施策に関する事項
- ③ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ④ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑤ その他目的達成に必要な事項

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当 JA ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査室、融資課を設置し各支店との連携を図りながら、融資審査、与信審査、債権管理を行っています。融資審査室は審査について取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。融資課は貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

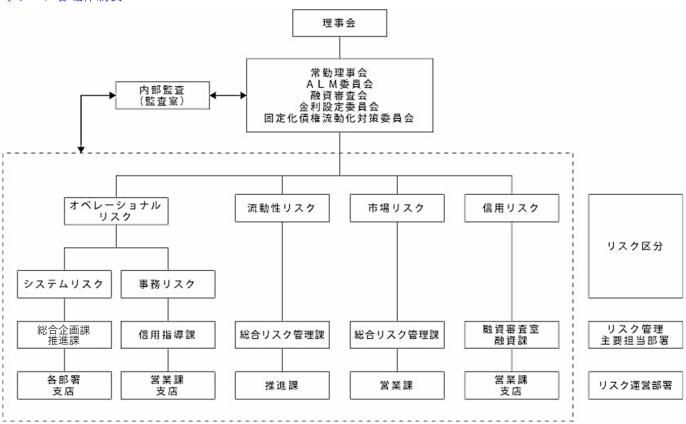
(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇リスク管理体制表



■法令等遵守の体制

JAは組合員の社会的・経済的地位の向上と地域社会への貢献を目的とする協同組織であり、利潤を追求する株式会社等とはもともと目的を異にしています。したがって、法令や法令にもとづく各種ルール、さらには社会的な規範を遵守することは当然の責務であると考え、民主的運営を基本に社会的責任や使命に反する行為がないよう努めています。

このような責任や使命を着実に果たしていくためには、役職員一人ひとりが、高い倫理観のもと、常に誠実かつ公正な業務を遂行する、いわゆるコンプライアンス態勢の確立が不可欠であると考えます。

当JAは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つととらえ、コンプライアンス態勢確立のため、様々な方針および関係規程等を整備してまいりましたが、今後も積極的に組合員や地域の皆さまの信頼・支持を損なわないようなJAづくりに努めていきます。

◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

(4) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を理事会で行うとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、事業統括責任者、責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに統括部署(総合リスク管理課)を設置し、 その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和4年度の取組み事項

令和4年度のコンプライアンスプログラムに基づく取組みは、研修計画に沿ったコンプライアンス学習やコンプライアンス 面接など、これまでの取組みを継続して行い、コンプライアンスを重視した職場風土の醸成に努めました。

また、会計監査人監査の義務化も踏まえて、内部統制基本方針を策定し、内部統制の適切な構築・運用に取り組みました。 令和4年度も引き続きコンプライアンス意識の醸成を行い、不祥事の無い、健全なJA福岡市であり続けるよう役職員一丸 となって取り組んでまいります。

1. 役職員研修の実施

- (1)職員研修会
- ① コンプライアンス責任者会
- ② コンプライアンス責任者研修会
- ③ コンプライアンス新任支店長 副支店長予定者研修会
- ④ コンプライアンス担当者研修会
- ⑤ 新入職員研修会
- ⑥ 採用予定者研修
- (7) 事業部門毎の職員研修
- (2) 役職員全体研修会
- 2. 自主検査の実施
- 3. 職員行動自主点検の実施(半期毎)
- 4. 苦情等の報告簿取り纏め (四半期毎)
- 5. 職場離脱の実施
- 6. コンプライアンス面接の実施

全体職場長会: 4月14日、5月24日、8月1日、11月8日、1月30日

3月24日(令和5年度コンプライアンス・プログラムについて 個人情報の管理について)

6月20日(JAグループ福岡不祥事発生ゼロ強化運動実施要領について等)

5月10日(コンプライアンスとは)

5月24日(外部講師による内部統制研修会)

3月15日 (コンプライアンスとは)

(企画管理関係 5 回、金融関係 45 回、指導経済関係 20 回)

4月23日(人権研修)

10月22日(外部講師による飲酒運転撲滅について)

定例(月毎)及び随時(半期毎)

2月28日自主検査チェックリスト全面改訂

9月、3月

6月、9月、12月、3月

「連続職場離脱実施要領」に基づき、職員が連続して職場を離れる制度を実施6月、1月(年間2回)

◇令和5年度の取組み事項(令和5年度コンプライアンス・プログラム)

当JAは、社会的責任及び公共的使命を果たすため、コンプライアンス基本方針並びにコンプライアンス運営規程等に則り、コンプライアンスを重視した職場風土を醸成するために、役職員の法令遵守意識の高揚に向けて具体的な取組計画を策定し、計画に沿った取り組みを行います。

- 1. 組合長・専務・常務は、年頭所感や総代会、全体役職員研修等あらゆる機会をとらえ、コンプライアンスに対する積極的な取り組み姿勢を示し、コンプライアンス意識の高い職場風土を醸成するように努めます。
- 2. 理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題を常に意識し、規則に基づき、公正・公平に断固とした態度で対応します。
- 3. 理事及び監事は、理事会、監事会、常勤理事会等において、コンプライアンスにかかる諸問題の論議を行い、認識の共有化を図ります。

【令和5年度の取り組み事項】

I 基本的取り組み事項

- 1. 実効性ある諸取組の実施とモニタリングにより不祥事発生を未然に防止します。
- 2. 全職員に対し、各種研修会・会議・学習会・自主点検等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努め、コンプライアンス違反を許さない職場風土を確立します。
- 3. コンプライアンスに係る取り組みが確実に実践できるよう、進捗管理を徹底します。

Ⅱ 具体的取り組み事項

1. 経営層での取り組み

業務の健全性・適切性を確保するための態勢(内部管理態勢)の整備に係る基本方針で

- ある「内部統制基本方針」に沿った取り組みを行います。
 - 2. 諸規程等の策定と必要な見直し 法令等の改正により必要な場合には、策定や改正を行います。
 - 3. 不祥事未然防止に向けた取り組み
 - (1) 実効性ある自主検査の実施及び検証
 - ① 総合リスク管理課は、本店担当部署と連携し、自主検査の実効性確保に努めるともに、各部門の実態に即した自主検査項目となるよう必要な見直しを行います。
 - ② 監査室は、検査結果で適正とされた事項について、内部監査項目と同一の項目があれば、検査結果どおり適正に行われているかを確認します。
 - (2) 内部牽制を目的とした連続職場離脱の完全実施
 - ① 連続職場離脱実施要領に基づき有効に実施されているか、進捗管理をおこないます。
 - ② 検証用チェックリストの活用により職場離脱時の検証を徹底します。
 - (3) 人事課による異動対象者の定期異動の実施

人事ローテーション実施要領に定める基準に則り定期異動を実施し、職員の能力開発の促進、職場の活性化、 及び不祥事の未然防止を図ります。

- (4) 職員行動管理の徹底
 - ① 職場長による「コンプライアンス面接」を実施し、部下の行動管理を行います。
 - ② 全職員を対象に、「職員行動自主点検表」を適宜見直し、点検を行い、自らの行動を振り返る機会を設けます。
- (5) コンプライアンス意識の醸成
 - ① 朝礼において、当JAの経営理念や職員行動指針の唱和を行います。
 - ② 各種会議・研修を通じて、コンプライアンス違反が発見された場合の報告ルートや不祥事を起こした場合の懲罰指針を周知するとともに、コンプライアンス違反を許さない、明るく風通しの良い職場風土の醸成を図ります。
- (6) JAヘルプライン(内部通報制度)の活用

全職員に対して、JAグループ福岡のJAヘルプライン(内部通報制度)の周知を図り、コンプライアンス 違反を見逃さない職場風土を醸成するとともに、万が一、内部通報があった場合には、事務局である中央 会と連携して適切な対応を行います。また、公益通報者保護法に基づく内部通報制度(ヘルプライン)の整備を周知し機能させ、行政処置不祥事の未然防止や早期発見を図ります。

- (7)組合員組織口座管理状況の確認
 - ① 当組合内に開設している全ての組合員組織口座を検索し、確認対象先組織を抽出し組織代表等に対し通帳および印鑑の管理状況の確認を実施します。
 - ② 当組合内に開設している全ての組合員組織口座を検索し、該当職場長に対し通帳および印鑑の預かり有無の確認を実施します。
- (8) 県下一斉点検の実施

更なる内部統制の整備・運用が求められる中、組合員・利用者の信頼と信用を確立するため、県内不祥事事例をもとに県下一斉点検を実施します。

- (9) 共済事業向けの総合的な監督指針等の一部改正の周知
 - 職場長をはじめ、関係職員に対して各会議体において周知を行います。
- 4. 内部管理態勢(内部統制)の整備・強化
- (1) 内部統制基本方針に基づく各部署にて所管する要領、事務手続、マニュアルを適宜見直し、適正な運営に努めるよう内部管理態勢(内部統制)の整備・運用を徹底します。
- (2) 各事業毎の内部統制の運用状況の点検を半期毎に実施するとともに、点検結果に基づく運用改善を図ります。
- 5. 個人情報保護法関係
- (1) 個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し

各職場単位で個人データ取扱台帳を整備し、年に一回、内容を見直します。

(2) 個人データ管理台帳、特定個人情報持出記録簿の運用周知

個人データの持ち出しや移送・送信等については、個人情報取扱細則に基づき、個人データ管理台帳、特定個人情報持出記録簿に記載するという運用面での周知徹底を図ます。

(3) 監査室による内部監査

監査室は、特定個人情報を含む個人情報の管理状況について監査を実施します。

6. 苦情等処理対応

- (1) 顧客申出対応及び業務改善状況報告書の運用
 - ① 各職場においては、JAバンク、JA共済、各事業毎の苦情等対応要領に基づき、組合員等からの苦情・相談等をもれなく顧客申出対応及び業務改善状況報告書に記入し、必要な範囲で報告します。
 - ② 相談・苦情等総括部署は、各職場からの苦情・相談等の内容や対応策・改善すべき事項を取りまとめ、 研修等を活用して情報を共有化します。また、重要な事案が発生した場合には、デスクネッツ等を活用して迅速な情報共有を行い、関連部署と連携し対応方策を協議し速やかな解決を図ります。
 - ③ 総合リスク管理課は、利用者対応が適切に行われているか、記録簿等の記載内容についてモニタリングを実施します。
- (2) 苦情等相談窓口への対応

組合員や地域利用者からの苦情・相談を真摯に受け止め、JAバンク相談所、JA共済相談受付センター、中央会・連合会と連携して、適切な対応を行います。

7. コンプライアンスに係る研修等計画

コンプライアンスに係る研修を以下のような内容で、実施します。

以下に掲げる研修のほか、各種会議体等の中で、コンプライアンス・マニュアル等を活用して、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

また、法令等の改正が行われた場合には、必要に応じ研修会を開催することとします。

対象者	実施頻度	研修内容案
全役職員 (役職員全体研修会)	年1回	外部講師による研修
職場長 (全体職場長会議)	年4回	コンプライアンス・プログラムの周知 苦情等処理取りまとめ報告について 職員行動自主点検取りまとめ結果について
新任非常勤役員 (新任役員研修会)	年1回	コンプライアンス・マニュアルについて 内部統制基本方針について
新任支店長 (新任支店長研修)	(年1回 自主検査、連続職場離脱について	
コンプライアンス責任者	年1回	外部講師による研修
コンプライアンス担当者	年1回	コンプライアンス・プログラムの周知 苦情等処理取りまとめ報告について 職員行動自主点検取りまとめ結果について
新入職員及び 次年度採用予定者	各年1回	コンプライアンスの意義 J A 福岡市のコンプライアンス態勢について
各業務単位 (各部門による会議)	随時	各業務部門にかかる法令等の周知・徹底
各職場単位 (コンプライアンス学習)	月1回	苦情・相談等の事例に基づく研修 ケーススタディを活用した研修

Ⅲ コンプライアンスに係る監査計画

上記Ⅱの取り組み事項のうち、「不祥事未然防止に向けた取り組み」及び「個人情報保護法関係」及び「苦情等処理対応」について、支店・事業所等の監査を実施します。 具体的な監査項目及び監査実施時期については、内部監査計画によります。

Ⅳ コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底と改善

1. コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底

総合リスク管理課は、上記取り組み事項について各部門からの報告や各部門へのモニタリング等を通じて進捗管理を行うとともに、進捗状況を半期ごとに常勤理事会及び理事会に報告し、組織全体でコンプライアンス・プログラムの履行・達成状況を確認します。

2. コンプライアンス・プログラムの見直し

年度途中で新たな対策や既に取り組んでいる事項の大幅な見直しが必要となった場合には、適宜、コンプライアンス・プログラムの見直し・改善を行います。

V 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までを実施期間とします。 具体的なスケジュールは別紙のとおりです。

■金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当 J Aでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所(一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、電話: 03-6837-1359)や J A共済相談受付センター(電話: 0120-536-093)とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、JA福岡市各支店苦情対応担当者へお申出ください。

ご満足いただけない場合は、下記にお申出下さい。 (月~金 9時~17時)

貯金に関するお申出は、	信用指導課	(電話 092-711-2030)
融資に関するお申出は、	融資課	(電話 092-711-2077)
共済に関するお申出は、	共済保全課	(電話 092-711-2020)
営農に関するお申出は、	農業振興課	(電話 092-711-2063)
園芸に関するお申出は、	園芸販売課	(電話 092-711-2064)
農業・生活資材、お米に関するお申出は、	資材課	(電話 092-711-2087)
上記以外に関するお申出は、	総合リスク管理課	(電話 092-711-2085)

2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

· 信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター	天神弁護士センター	(電話 092-741-3208)
福岡県弁護士会紛争解決センター	北九州法律相談センター	(電話 093-561-0360)
福岡県弁護士会紛争解決センター	久留米法律相談センター	(電話 0942-30-0144)

• 共済事業

(一社)	日本共済協会 共済相談所	(電話 03-5368-5757)
		(https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html)
(一財)	自賠責保険・共済紛争処理機構	(https://www.jibai-adr.or.jp/)
(公財)	日弁連交通事故相談センター	(https://www.n-tacc.or.jp/)
(公財)	交通事故紛争処理センター	(https://www.jcstad.or.jp/)

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧下さい。

■金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ①組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘 と情報の提供を行います。
- ②組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くよう な説明は行いません。
- ④電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■個人情報の取扱い方針・情報セキュリティ基本方針

福岡市農業協同組合個人情報保護方針

福岡市農業協同組合(令和4年4月1日改正)

福岡市農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、 以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 滴下取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員及び委託先を適正に監督します。なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 16 条第 1 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健 医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除 き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。 保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

福岡市農業協同組合情報セキュリティ基本方針

(平成27年11月26日改正)

福岡市農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、組合員・利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に果たします。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、人的(組織的)・物理 的・技術的安全管理措置を適切に実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨 害等などが発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、この方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

■内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店・事業所等すべての部署を対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じることとしています。

5. 自己資本の状況

■自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、10.27%となりました。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項目	内 容
発行主体	福岡市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	87 億 6 千 1 百万円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

とりわけ、財務基盤強化のため、福岡市食料農業協同組合を目指した総合三ヵ年計画において、事業利用者の准組合員加入推進や、地域住民のJA活動への参画促進を図るため、組合員加入促進運動に取り組んでおり、令和4年度期末の出資金額は、対前年度比6億3千万円増の87億6千1百万円となっています。

VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

■貸借対照表 (単位:千円)

	科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
	(資産の		1717 1 2	(負債の		1712 1 100
1 信用	 事業資産	492, 212, 794	498, 994, 803	1. 信用事業負債	474, 501, 495	482, 661, 126
(1)	現金	1, 408, 096	1, 446, 932	(1) 貯金	463, 942, 617	472, 076, 790
(2)	預金	246, 928, 252	245, 422, 908	(2) 借入金	18, 417	15, 533
(=)	(系統預金)	(240, 417, 905)	(238, 405, 733)	(3) その他の信用事業負債	10, 540, 460	10, 568, 802
	(系統外預金)	(6, 510, 347)	(7, 017, 174)	(貸付留保金)	(9, 863, 362)	(9, 063, 303)
(3)	有価証券	12, 803, 833	15, 783, 946	(未払費用)	(390, 739)	(379, 339)
(0)	(国債)	(6, 964, 626)	(8, 747, 250)	(その他の負債)	(286, 359)	(1, 126, 159)
·	(地方債)	(598, 197)	(558, 446)	2. 共済事業負債	883, 242	953, 435
	(社債)	(5, 241, 010)	(6, 478, 250)	(1) 共済資金	427, 249	500, 031
(4)	貸出金	230, 613, 772	236, 055, 865	(2) 未経過共済付加収入	455, 477	453, 403
(5)	その他の信用事業資産	551, 776	371, 914	(3) その他の共済事業負債	515	400, 400
(0)	(未収収益)	(223, 933)	(222, 187)	3. 経済事業負債	330, 245	319, 979
·	(その他の資産)	(327, 843)	(149, 727)	(1) 経済事業未払金	201, 432	185, 081
(6)	貸倒引当金	△ 92, 937	△ 86, 764	(2) 経済受託債務	110, 581	118, 319
	- 東国ガヨ <u>ル</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	503	514	(2) 性別又配債物 (3) その他の経済事業負債	18, 231	16, 578
(1)	ョザボ貝 <u>佐</u> その他の共済事業資産	503	514	4. 雑負債	538, 855	503, 108
	・	715, 141	764, 771	(1) 未払法人税等	100, 000	20, 840
(1)	ョ ザ 未貝 <u>佐</u> 経済事業未収金	289, 611	320, 241	(2) 資産除去債務	2, 525	2, 525
(2)	経済受託債権	33, 070	48, 770	(3) その他の負債	436, 330	479, 742
(3)	棚卸資産	333, 722	324, 019	5. 諸引当金	1, 828, 124	1, 659, 172
(3)		(222, 420)			242, 951	
	(購買品) (販売品)		(197, 206)	(1) 賞与引当金	1, 038, 459	247, 711 891, 485
		(106, 837)	(123, 715)	(2) 退職給付引当金		
(4)	(その他の棚卸資産)	(4, 463)	(3, 097)	(3) 役員退職慰労引当金	94, 667	114, 799
(4)	その他の経済事業資産	66, 338	78, 323	(4) 特例業務負担金引当金	452, 046	405, 175
(5)	貸倒引当金	△ 7, 601	△ 6,584	6. 再評価にかかる繰延税金負債	1, 720, 374	1, 710, 089
4. 雑貨 5. 固定		1, 320, 803 10, 431, 496	1, 875, 697 11, 266, 410	負債の部合計	479, 802, 338	487, 806, 911
(1)	□具性 有形固定資産	10, 431, 490	11, 222, 309	(純資産の 1. 組合員資本	26, 725, 926	27, 342, 715
(1)	(建物)	(4, 519, 044)	(4, 539, 187)	(1) 出資金	8, 130, 526	8, 761, 389
	(機械装置)	(627, 017)	(627, 495)	(2) 利益剰余金	18, 641, 499	18, 639, 388
	(土地)	(8, 547, 924)	(9, 477, 317)	(利益準備金)	(5, 659, 641)	(5, 719, 641)
	(建設仮勘定)	(3, 377)	(39, 051)	(その他利益剰余金)	(12, 981, 858)	(12, 919, 747)
	(その他の有形固定資産)	(1, 935, 356)	(1, 945, 864)	信用事業基盤強化積立金	3, 290, 044	3, 300, 044
	(減価償却累計額)	(1, 955, 556) (\(\triangle 5, 254, 918)	(A 5, 406, 607)	指導経済事業基盤強化積立金 指導経済事業基盤強化積立金	1, 740, 000	1, 750, 000
(2)	無形固定資産	53, 694	44, 100	有価証券運用強化積立金	690, 000	700, 000
(2)	(その他の無形固定資産)	(53, 694)	(44, 100)	教育積立金	980, 000	990, 000
6. 外部		5, 968, 565	5, 969, 335	数月很光光 固定資産整備対策積立金	1, 280, 000	1, 280, 000
(1)	外部出資 外部出資	5, 968, 565	5, 969, 335	記念行事積立金	90, 000	1, 200, 000
(1)	(系統出資)	(5, 689, 944)	(5, 690, 714)	減損会計積立金	206, 000	76, 000
	(系統外出資)	(188, 641)	(188, 641)	農業・地域活動支援基金	200, 000	200, 000
		(89, 980)	(89, 980)	新会計等法制度改正対策積立金	40, 000	80, 000
7 绘品 27	(子会社等出資) Ĕ税金資産	418, 805	455, 077	新去計等法制度以近对束槓立並 特別積立金	3, 828, 418	3, 848, 418
7. 附处		710,000	400, 077	当期未処分剰余金	637, 395	695, 284
				(うち当期剰余金)	(274, 370)	(90, 677)
				(3) 処分未済持分	△ 46, 099	△ 58, 062
				2. 評価・換算差額等	4, 539, 846	4, 176, 982
				(1) その他有価証券評価差額金	181, 535	△ 154, 481
				(2) 土地再評価差額金	4, 358, 310	4, 331, 464
				純資産の部合計	31, 265, 772	31, 519, 698
	資産の部合計	511, 068, 110	519, 326, 609	負債及び純資産の部合計	511, 068, 110	519, 326, 609
	貝圧い印ロ司	311, 000, 110	319, 320, 009	貝良区の配具性の配合計	311, 000, 110	319, 320, 009

■損益計算書 (単位:千円)

	亚 미 并首					
	科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
1. 事	掌総利益	5, 146, 146	5, 195, 630	(13) 利用事業収益	86, 539	83, 75
	事業収益	8, 364, 850	8, 544, 331	(14) 利用事業費用	54, 271	60, 06
	事業費用	3, 218, 704	3, 348, 700	利用事業総利益	32, 268	23, 69
(1)	信用事業収益	3, 922, 902	3, 961, 437	(15) 記帳代行収益	78, 911	82, 73
,	資金運用収益	3, 773, 531	3, 853, 258	(16) 記帳代行費用	2, 888	2, 32
	(うち預金利息)	(1, 196, 175)	(1, 152, 360)	記帳代行事業総利益	76, 023	80, 40
	(うち有価証券利息)	(121, 674)	(134, 732)	(17) 旅行事業収益	2, 271	9, 21
		(2, 307, 029)	(2, 394, 916)		430	9, 21 50
	(うち貸出金利息)		(171, 249)	(18) 旅行事業費用		
	(うちその他受入利息)	(148, 651)	, , , , ,	旅行事業総利益	1, 840	8, 71
	役務取引等収益 	74, 073	83, 683	(19) 福祉事業収益	100, 478	96, 08
	その他事業直接収益	29, 055	1, 999	(20) 福祉事業費用	4, 913	3, 33
	その他経常収益	46, 243	22, 495	福祉事業総利益	95, 564	92, 75
(2)	信用事業費用	835, 161	805, 833	(21) 農地利用調整事業収益	328	19
	資金調達費用	369, 532	345, 669	(22) 農地利用調整事業費用	144	3
	(うち貯金利息)	(281, 441)	(247, 026)	農地利用調整事業総利益	183	16
	(うち給付補填備金繰入)	(346)	(176)	(25) 指導事業収入	86, 984	58, 75
	(うち借入金利息)	(41)	(36)	(26) 指導事業支出	143, 606	141, 33
	(うちその他支払利息)	(87, 702)	(98, 429)	指導事業収支差額	△ 56, 622	△ 82, 58
	役務取引等費用	24, 606	23, 332	2. 事業管理費	5, 069, 972	4, 948, 63
	その他事業直接費用	212. 047	211, 187	(1) 人件費	3, 994, 441	3, 825, 04
	その他経常費用	228, 974	225, 643	(2) 業務費	236, 816	282, 23
	(うち貸倒引当金戻入益)	(\triangle 12, 536)	(\triangle 6, 173)	(3) 諸税負担金	212, 862	222, 83
量田車	· 業総利益	3, 087, 740	3, 155, 604	(4) 施設費	604, 253	600, 48
(3)	共済事業収益	1, 371, 516	1, 317, 092	(5) その他事業管理費	21, 598	18, 03
(3)		ĺ	i i			
	共済付加収入	1, 268, 019	1, 237, 536	事業利益	76, 173	246, 99
	その他の収益	103, 497	79, 555	3. 事業外収益	184, 391	183, 75
(4)	共済事業費用	43, 775	44, 707	(1) 受取雑利息	66	7
	その他の費用	43, 775	44, 707	(2) 受取出資配当金	106, 710	106, 59
共済事	「業総利益	1, 327, 740	1, 272, 384	(3) 賃貸料	48, 274	43, 35
(5)	購買事業収益	2, 155, 225	2, 170, 270	(4) 雑収入	29, 340	33, 73
	購買品供給高	2, 078, 823	2, 101, 013	4. 事業外費用	27, 932	83, 81
	購買手数料	11, 512	9, 384	(1) 寄付金	690	56
	修理サービス料	43, 009	39, 841	(2) 賃貸等費用	16, 190	15, 38
	その他の収益	21, 880	20, 030	(3) 周年行事費用	_	65, 13
(6)	購買事業費用	1, 795, 412	1, 783, 212	(4) 雑損失	11, 052	2, 74
	購買品供給原価	1, 725, 051	1, 729, 547	経常利益	232, 632	346, 92
	購買供給費	6, 015	5, 919	5. 特別利益	145, 215	3, 58
	修理サービス費	11, 506	12, 967	(1) 固定資産処分益	140, 826	2
	その他の費用	52, 839	34, 778	(2) 一般補助金	4, 282	_
	(うち貸倒引当金繰入額)	(4, 104)	(△ 988)	(3) その他の特別利益	107	3, 56
後買車	· 業総利益	359, 812	387, 057	6. 特別損失	48, 827	180, 21
(7)	販売事業収益	775, 983	876, 241	(1) 固定資産処分損	15, 336	
(, ,	販売品販売高	571, 118	650, 587	(2) 固定資産圧縮損		3, 11
	販売手数料	178, 450	198, 462	(3) 減損損失	10, 145	177, 04
	その他の収益	26, 414	27, 191	(4) その他の特別損失	23, 345	177, 0-
(8)	販売事業費用	588, 043	654, 455		329, 020	170, 29
(0)		i	İ	税引前当期剰余金		
	販売品販売原価	529, 385	593, 834	法人税・住民税及び事業税	143, 659	56, 62
	販売費	38, 234	38, 679	法人税等調整額	△ 89, 008	22, 99
	その他の費用	20, 423	21, 942	法人税等合計	54, 650	79, 62
	業総利益	187, 939	221, 785	当期剩余金	274, 370	90, 67
(9)	保管事業収益	15, 836	13, 764	当期首繰越剰余金	223, 659	307, 76
(10)	保管事業費用	5, 159	7, 124	土地再評価差額金取崩額	129, 365	26, 84
I de vis	業総利益	10, 677	6, 640	減損会計積立金取崩額	10, 000	170, 00
米官争			04 054	A / 1 A		100, 00
朱 官手 (11)	加工事業収益	48, 025	81, 351	記念行事積立金取崩額		100, 00
	加工事業収益 加工事業費用	48, 025 25, 049	52, 349	記念行事積立金取崩額 当期未処分剰余金	637, 395	695, 28

⁽注)農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益および費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業損益」を表示しています。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法 (定額法)
子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2)棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類		評価基準及び評価方法
	購買品 (数量管理品)	
肥料・農薬等の 生産資材		総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
	農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(売価管理品) 販売品 その他の棚卸資産		売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
		個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
		主として、個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破 綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先) に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上して おり、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期 間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失 発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

Think you have you		
種類	評価基準及び評価方法	
満期保有目的の債券	償却原価法 (定額法)	
子会社株式	移動平均法による原価法	
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法	

(2)棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類		評価基準及び評価方法
	購買品 (数量管理品)	
	肥料・農薬等の 生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
	農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(売価管理品)		売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品		個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産		主として、個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破 綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先) に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上して おり、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期 間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失 発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると 認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 (及び年金資産)の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理 することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(3年)による定額法により費用処理しています。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程 に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止 する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が 行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例 業務負担金の当事業年度末現在における令和14年3月までの実負担見 込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に 供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を 引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、 購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識し ております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると 認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 (及び年金資産)の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理 することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定 年数(3年)による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程 に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に 供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を 引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、 購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識し ております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

③ 利用事業

育苗センター・ライスセンター・農産加工施設等の施設を設置して、 共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役 務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、 各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益 を認識しております。

④ 記帳代行事業

組合員の税務申告のため記帳代行サービスを行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修や、税務相談等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ その他事業

保管事業、加工事業、旅行事業、農用地利用事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、 5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。そのため、表中の合計額が一致しないことがあります。また、取引はあるが期末に残高が無い勘定科目は削除しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示 を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部 取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行 規則に従い、事業間の内部取引を除去した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

③ 利用事業

育苗センター・ライスセンター・農産加工施設等の施設を設置して、 共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役 務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務 は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で 収益を認識しております。

④ 記帳代行事業

組合員の税務申告のため記帳代行サービスを行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修や、税務相談等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ その他事業

保管事業、加工事業、旅行事業、農用地利用事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、 5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。そのため、表中の合計額が一致しないことがあります。また、取引はあるが期末に残高が無い勘定科目は削除しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行 規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与し ている場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示して

おります。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日) 令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

購買事業等において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入 先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業のうちLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に おける利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算 月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積っ て認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項 ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首 より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、影響が軽微であるため新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が 424,780 千円、事業費用が 428,487 千円減少し、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期 利益がそれぞれ 3,707 千円増加しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 498,799 千円 (繰延税金負債との相殺前)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 465,520 千円 (繰延税金負債との相殺前)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期 および金額を合理的に見積っています。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、 翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 10,145 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、 当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローに ついては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計 画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮 定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の 影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性 があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,706,278 千円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類)	建物	(圧縮記帳累計額)	1, 137, 561	千円
(種類)	建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	218, 065	千円
(種類)	構築物	(圧縮記帳累計額)	112, 591	千円
(種類)	機械装置	(圧縮記帳累計額)	307, 794	千円
(種類)	車両運搬具	(圧縮記帳累計額)	19, 280	千円
(種類)	器具備品	(圧縮記帳累計額)	14, 245	千円
(種類)	家畜立木	(圧縮記帳累計額)	31	千円
(種類)	土地	(圧縮記帳累計額)	895, 876	千円
(種類)	無形固定資産	(圧縮記帳累計額)	830	千円

2. 担保に供している資産

①以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れてお ります。

(種類) 預 金 (金額) 3,000,000 千円

②以下の資産は手形交換等の取引の担保として福岡銀行に差し入れてお ります。

(種類) 現 金 (金額) 1,000千円

③以下の資産は水道事業公金収納事務取扱金融機関の担保として 福岡市に差し入れております。

(種類) 現金

(金額)

500 千円

④以下の資産は下水道事業公金収納事務取扱金融機関の担保として福岡市に差し入れております。

(種類) 現金

(金額)

500 千円

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、 次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要 な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 177,046 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、 当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の 影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があ ります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,709,395 千円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類)	建物	(圧縮記帳累計額)	1,137,561 千円
(種類)	建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	218,065 千円
(種類)	構築物	(圧縮記帳累計額)	112,591 千円
(種類)	機械装置	(圧縮記帳累計額)	310,911 千円
(種類)	車両運搬具	(圧縮記帳累計額)	19,280 千円
(種類)	器具備品	(圧縮記帳累計額)	14,245 千円
(種類)	家畜立木	(圧縮記帳累計額)	31 千円
(種類)	土地	(圧縮記帳累計額)	895,876 千円
(種類)	無形固定資産	(圧縮記帳累計額)	830 千円

2. 担保に供している資産

①以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れて おります。

(種類) 預金 (金額) 3,000,000千円

②以下の資産は水道事業公金収納事務取扱金融機関の担保として 福岡市に差し入れております。

(種類) 現金

(金額)

500 千円

③以下の資産は下水道事業公金収納事務取扱金融機関の担保として福岡市に差し入れております。

(種類) 現金

(金額)

500 千円

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 (金額) 1,680,504 千円 子会社等に対する金銭債務の総額 (金額) 869,340 千円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 (金額) 1,606,690 千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 (金額) -千円

5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権の金額は701,827千円であり、その内 訳は次のとおりです。

(単位: 千円)

	(十四・111)
種類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	336, 887
危険債権	328, 867
三月以上延滞債権	12, 898
貸出条件緩和債権	23, 174
合 計	701, 827

注1:破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2:危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3:三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注 4:貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高

子会社等との取引による収益総額	(金額)	119,829	千円
うち事業取引高	(金額)	81,635	千円
うち事業取引以外の取引	(金額)	38, 193	千円
子会社等との取引による費用総額	(金額)	85, 165	千円
うち事業取引高	(金額)	63, 714	千円
うち事業取引以外の取引高	(金額)	21, 451	千円

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額(金額) 1,055,921 千円子会社等に対する金銭債務の総額(金額) 1,519,231 千円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 (金額)1,620,152千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 (金額) -千円

5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権の金額は667,265千円であり、その内 訳は次のとおりです。

(単位: 千円)

	(十1元・111)
種類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	347, 905
危険債権	300, 185
三月以上延滞債権	_
貸出条件緩和債権	19, 174
合 計	667, 265

注1:破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2:危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3:三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注 4:貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成11年3月31日

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高

子会社等との取引による収益総額	(金額)	140, 348	千円
うち事業取引高	(金額)	104, 571	千円
うち事業取引以外の取引	(金額)	35, 777	千円
子会社等との取引による費用総額	(金額)	54, 806	千円
うち事業取引高	(金額)	33, 190	千円
うち事業取引以外の取引高	(金額)	21,616	千円

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産 又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施 した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊 休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最 小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用 途	種 類	その他
		車両運搬具、器具・ 備品	l
内野支店	金融店舗	土地、器具·備品、無 形固定資産	-
燃料センター	燃料施設	土地、建物附属設備、器具·備品	_
旧エノキ加工場	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

入部支店、内野支店及び燃料センターについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧エノキ加工場については、遊休資産であるため、処分可能価額で評価し帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産 又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施 した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊 休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最 小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用 途	種 類	その他
那珂支店	金融店舗	土地、建物、建物附属設備、構築物、器具・備品、無形固定 資産	_
入部支店	金融店舗	土地、車両運搬具、 器具·備品	-
脇山支店	金融店舗	土地、構築物、車両運搬具	-
内野支店	金融店舗	土地、器具·備品	_
壱岐支店	金融店舗	土地、建物、建物附 属設備、車両運搬 具、構築物、機械装 置、器具・備品、無形 固定資産	-
燃料センター	燃料施設	土地、建物附属設備、器具•備品	_
入部スタンド	給油施設	土地、建物、建物付 属設備、構築物、機 械装置、器具・備品、 無形固定資産	_
旧エノキ加工場	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

那珂支店については、第60回通常総代会において、板付・那珂一体化支店及び組合員向け共同住宅建設による固定資産の取得(土地・建物)が決議されたことから、事業再編に伴う使用範囲又は方法の変更に該当するため、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

入部支店、脇山支店、内野支店、壱岐支店、燃料センター及び入部 スタンドについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同 時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収 可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧エノキ加工場については、遊休資産であるため、処分可能価額で 評価し帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定 資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	種 類	減損損失
入部支店	車両運搬具	317 千円
	器具・備品	1,354 千円
	合 計	1,672 千円
内野支店	土地	111 千円
	器具・備品	20 千円
	無形固定資産	0 千円
	合 計	131 千円
燃料センター	土地	2,641 千円
	建物附属設備	1,266 千円
	器具・備品	146 千円
	合 計	4,055 千円
旧エノキ加工場	土地	4,285 千円
	建物	0 千円
	合 計	4,285 千円
合 計		10,145 千円

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定 資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	種 類	減損損失
那珂支店	土地	57,839 千円
	建物	1,359 千円
	建物附属設備	76 千円
	構築物	44 千円
	器具・備品	2,998 千円
	無形固定資産	133 千円
	合 計	62,452 千円
入部支店	土地	257 千円
	車両運搬具	3 千円
	器具・備品	34 千円
	合 計	295 千円
脇山支店	土地	266 千円
/#// EI // / / / / / / / / / / / / / / / /	構築物	1, 329 千円
	車両運搬具	169 千円
	合 計	1,765 千円
内野支店	土地	388 千円
115 X /II	器具・備品	364 千円
	無形固定資産	0 千円
本社士 庄	合計 土地	753 千円
壱岐支店		41, 524 千円
	建物	26, 986 千円
	建物附属設備	876 千円
	車両運搬具	58 千円
	構築物	413 千円
	機械装置	353 千円
	器具・備品	7,883 千円
	無形固定資産	281 千円
	合 計	78,378 千円
燃料センター	土地	4, 209 千円
	建物附属設備	20,039 千円
	器具・備品	187 千円
	合 計	24, 436 千円
入部スタンド	土地	1,788 千円
	建物	181 千円
	建物附属設備	196 千円
	構築物	69 千円
	機械装置	1,373 千円
	器具・備品	201 千円
	無形固定資産	47 千円
	合 計	3,857 千円
旧エノキ加工場	土地	5, 107 千円
	建物	0 千円
	合 計	5, 107 千円
種類別計	土地	111, 381 千円
	建物	28,527 千円
	建物附属設備	21, 189 千円
	構築物	1,857 千円
		±, 00 · 1 1 ·
		1.727 千円
	機械装置	1,727 千円 231 千円
	機械装置車両運搬具	231 千円
	機械装置	

(4) 回収可能価額の算定方法

減損金額を算出する基礎となった回収可能価額については正味売却価格により測定しました。

また、その計算に用いる時価は固定資産税評価額に基づいて算定しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

減損金額を算出する基礎となった回収可能価額については正味売却価格により測定しました。

また、その計算に用いる時価は固定資産税評価額に基づいて算定しております。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日) 令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債や社債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において 対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店 に融資審査室・融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審 査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な 審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産 の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってい ます。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健 全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金に ついて資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務 の健全化に努めています。。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの 投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やAL Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層 で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び 意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及 びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリ スクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク 管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリス ク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の 金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度 末現在、指標となる金利が 0.30%上昇したものと想定した場合には、 経済価値が 1,174,648 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債や社債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において 対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店 に融資審査室・融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審 査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な 審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産 の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってい ます。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健 全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金に ついて資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務 の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの 投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA LMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営 層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及 び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針 及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買や リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的に リスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外 の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度 末現在、指標となる金利が 0.25%上昇したものと想定した場合には、 経済価値が 852,867 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、 算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次 の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、 市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位 置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用 方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	246, 928, 252	247, 043, 728	115, 475
有価証券	12, 803, 833	12, 791, 017	△12, 816
満期保有目的の債券	998, 396	985, 580	△12, 816
その他有価証券	11, 805, 437	11, 805, 437	_
貸出金	230, 613, 772		_
貸倒引当金(※1)	△ 92, 937	1	_
貸倒引当金控除後	230, 520, 835	235, 584, 125	5, 063, 290
経済事業未収金	289, 611	_	_
貸倒引当金(※2)	△ 7,601	_	_
貸倒引当金控除後	282, 010	282, 010	_
資 産 計	490, 534, 931	495, 700, 881	5, 165, 949
貯 金	463, 942, 617	464, 178, 568	235, 951
借入金	18, 417	18, 467	49
貸付留保金	9, 863, 362	9, 863, 362	_
経済事業未払金	201, 432	201, 432	_
負債計	474, 025, 829	474, 261, 830	236, 001

※1:貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※2:経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当 金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、 算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次 の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、 市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位 置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用 方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	245, 422, 908	245, 096, 132	△326, 775
有価証券	15, 783, 946	15, 756, 897	△27, 049
満期保有目的の債券	4, 131, 030	4, 103, 981	△27, 049
その他有価証券	11, 652, 916	11, 652, 916	_
貸出金	236, 055, 865	_	_
貸倒引当金(※1)	△86, 764	_	_
貸倒引当金控除後	235, 969, 101	240, 233, 068	4, 263, 966
経済事業未収金	320, 241	_	_
貸倒引当金(※2)	△ 6,584	_	_
貸倒引当金控除後	313, 657	313, 657	_
資 産 計	497, 489, 613	501, 399, 755	3, 910, 141
貯 金	472, 076, 790	471, 994, 490	△82, 299
借入金	15, 533	15, 494	△39
貸付留保金	9, 063, 303	9, 063, 303	_
経済事業未払金	185, 081	185, 081	_
負債計	481, 340, 708	481, 258, 369	$\triangle 82,339$

※1:貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※2:経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当 金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく 区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価 に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳 簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③貸付留保金

貸付留保金については短期間で実行されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 5,968,565 千円

外部出資(※1)

※1:外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。 固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③貸付留保金

貸付留保金については短期間で実行されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 5,969,335千円

外部出資

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

(令和3年4月1日~令和4年3月31日) (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位・千円)

			(単位:十円)
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	240, 428, 252	_	_
有価証券	1, 634, 600	1, 328, 500	1, 130, 000
満期保有目的 の債券	200, 000	_	
その他有価証 券のうち満期 があるもの	1, 434, 600	1, 328, 500	1, 130, 000
貸出金	14, 269, 048	15, 320, 350	11, 442, 441
経済事業未収金	264, 282	_	_
合 計	256, 596, 183	16, 648, 850	12, 572, 441

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金			6, 500, 000
有価証券	800,000	300, 000	7, 400, 000
満期保有目的 の債券			800,000
その他有価証 券のうち満期 があるもの	800, 000	300, 000	6, 600, 000
貸出金	12, 278, 740	10, 842, 795	166, 004, 050
経済事業未収金	_	_	_
合 計	13, 078, 740	11, 142, 795	179, 904, 050

- 注1:貸出金のうち、当座貸越655,611千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- 注2:貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益 を喪失した債権等 456,345 千円は償還の予定が見込まれないた め含めていません。
- 注3:経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を 喪失した債権等25,328千円は償還の予定が見込まれないため、 含まれていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超	2年超
		2年以内	3年以内
貯金	321, 064, 153	72, 074, 755	69, 873, 936
借入金	2, 883	2, 883	2, 015
貸付留保金	9, 863, 362	_	_
経済事業未払金	201, 432		
合 計	331, 131, 831	72, 077, 639	69, 875, 952

	3 年超 4 年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	460, 700	469, 071	
借入金	2, 015	2, 015	6, 602
貸付留保金	_	_	_
経済事業未払金			
合 計	462, 715	471, 086	6, 602

注1: 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

			(, 1 4 /
	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内
預金	238, 422, 908		
有価証券			
満期保有目的 の債券	_	_	100, 000
その他有価証 券のうち満期 があるもの	928, 500	1, 130, 000	900, 000
貸出金	16, 955, 854	11, 908, 594	12, 665, 563
経済事業未収金	271, 855	_	_
合 計	256, 579, 117	13, 038, 594	13, 665, 563

	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
預金			7, 000, 000
有価証券			
満期保有目的 の債券		100, 000	4, 100, 000
その他有価証 券のうち満期 があるもの	300, 000	300,000	8, 300, 000
貸出金	11, 334, 382	11, 093, 213	171, 594, 323
経済事業未収金			
合 計	11, 634, 382	11, 493, 213	190, 994, 323

- 注1:貸出金のうち、当座貸越656,573千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- 注2:貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益 を喪失した債権等503,934千円は償還の予定が見込まれないた め含めていません。
- 注3:経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を 喪失した債権等48,386千円は償還の予定が見込まれないため、 含まれていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内
貯金	326, 511, 755	63, 922, 972	80, 652, 114
借入金	2, 883	2, 015	2,015
貸付留保金	9, 063, 303		_
経済事業未払金	185, 081		_
合 計	335, 763, 023	63, 924, 988	80, 654, 130

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	598, 488	391, 459	
借入金	2, 015	2, 015	4, 587
貸付留保金	_	_	_
経済事業未払金			
合 計	600, 504	393, 475	4, 587

注1: 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示 しています。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日) 令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位:千円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対	国債	398, 920	431, 770	32, 849
照表計上額を 超えるもの	小計	398, 920	431, 770	32, 849
時価が貸借対	国債	99, 475	95, 260	△4, 215
照表計上額を	社債	500, 000	458, 550	△41, 450
超えないもの	小計	599, 475	553, 810	△45, 665
合 計		998, 396	985, 580	△12,816

(2) その他有価証券

(単位:千円)

(中区・11)			FIZ. 1 1 17	
種類	į	取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額(時価)	差額
貸借対照表計上	国債	4, 014, 668	4, 272, 500	257, 831
額が取得価格又は償却原価を超	地方債	492, 882	498, 747	5, 864
えるもの	社債	3, 799, 814	3, 860, 290	60, 475
	小計	8, 307, 365	8, 631, 537	324, 171
貸借対照表計上	国債	2, 247, 015	2, 193, 730	△53, 285
額が取得価額又は償却原価を超	地方債	100, 000	99, 450	△550
えないもの	社債	899, 970	880, 720	△19, 250
	小計	3, 246, 985	3, 173, 900	△73, 085
合 計		11, 554, 350	11, 805, 437	251, 086

なお、上記差額から繰延税金負債 69,550 千円を差し引いた額 181,535 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当該事業年度中に売却した有価証券

種類		売却額	売却益	売却損
	債 券	333, 069	29, 055	0
	国 債	333, 069	29, 055	0
	合 計	333, 069	29, 055	0

WII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位:千円)

				(千)	<u> </u>
	種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時有	時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	2, 331, 533	2, 375, 110	43, 577
照表		社債	1, 200, 000	1, 217, 121	17, 121
超え		小計	3, 531, 533	3, 592, 231	60, 698
時位	時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	99, 496	88, 700	△10, 796
照表		社債	500, 000	423, 050	△76, 950
超え		小計	599, 496	511, 750	△87, 746
	合 計		4, 131, 030	4, 103, 981	△27, 048

(2) その他有価証券

(単位:千円)

種類	種 類		貸借対照表計上額(時価)	差額
貸借対照表計上	国債	2, 507, 322	2, 692, 430	185, 108
額が取得価格又は償却原価を超	地方債	458, 409	460, 986	2, 577
えるもの	社債	2, 600, 047	2, 625, 340	25, 293
	小計	5, 565, 778	5, 778, 756	212, 978
貸借対照表計上	国債	3, 841, 869	3, 623, 790	△218, 079
額が取得価額又は償却原価を超	地方債	100, 000	97, 460	△2, 540
えないもの	社債	2, 299, 749	2, 152, 910	△146, 839
	小計	6, 241, 618	5, 874, 160	△367, 458
合 計		11, 807, 396	11, 652, 916	△154, 481

なお、上記差額 \triangle 154,481 千円を、「その他有価証券評価差額金」に 計上しています。

2. 当該事業年度中に売却した有価証券

種類	売却額	売却益	売却損
債 券	401, 844	1, 999	0
国債	401, 844	1, 999	0
合 計	401, 844	1, 999	0

VII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記

(令和3年4月1日~令和4年3月31日)

B職給付債務の期百残局と期末残局の調整表		
期首における退職給付債務	2, 787, 641	千円
勤務費用	147, 129	千円
利息費用	5, 947	千円
数理計算上の差異の発生額	53, 358	千円
退職給付の支払額	△ 154, 577	千円
期末における退職給付債務	2, 839, 500	千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

目首における年金資産	1,825,244	千円
期待運用収益	19, 165	千円
数理計算上の差異の発生額	63	千円
特定退職金共済制度への拠出金	54,000	千円
年金資産への掛金	61, 508	千円
退職給付の支払額	△ 118, 235	千円
末における年金資産	1, 841, 745	千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された 退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2, 839, 500	千円
特定退職金共済制度	△ 1,018,128	千円
確定給付型年金制度	△ 823, 616	千円
未積立退職給付債務	997, 755	千円
未認識過去勤務費用	40, 703	千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147, 129	千円
利息費用	5, 947	千円
期待運用収益	△ 19, 165	千円
数理計算上の差異の費用処理額	53, 294	千円
過去勤務費用の費用処理額	△ 44, 404	千円
小計	142, 802	千円
臨時に支払った退職金	1, 363	千円
合計	144, 166	千円

6. 年金資産の主な内訳

(1) 特定退職金共済制度の年金資産に対する主な分類ごとの比率 け、次のとおりです。

100 000 000		
年金保険投資	93.4	%
現金および預金	6.6	%
合計	100.0	%

(2) 確定給付型年金制度の年金資産に対する主な分類ごとの比率 は、次のとおりです。

一般勘定 100.0 %

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想され る年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将 来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.481	%
長期期待運用収益率(年金資産)	1.05	%
期待運用収益率(特定退職共済制度)	1.05	%

(注) 割引率については、加重平均で表しています。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付債務	2,839,500 千円
勤務費用	148,909 千円
利息費用	10,102 千円
数理計算上の差異の発生額	△105,792 千円
退職給付の支払額	△106,952 千円
期末における退職給付債務	2,785,767 千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

閉首における年金資産	1,841,745	千円
期待運用収益	15, 879	千円
数理計算上の差異の発生額	3, 615	千円
特定退職金共済制度への拠出金	53, 979	千円
年金資産への掛金	59, 938	千円
退職給付の支払額	△80, 875	千円
開末における年金資産	1, 894, 281	千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された 退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2, 785, 767	千円
特定退職金共済制度	△1,031,068	千円
確定給付型年金制度	△863, 213	千円
未積立退職給付債務	891, 485	千円
未認識過去勤務費用	_	千円
退職給付引当金	891, 485	千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	148, 909	千円
利息費用	10, 102	千円
期待運用収益	△15, 879	千円
数理計算上の差異の費用処理額	△109, 408	千円
過去勤務費用の費用処理額	△40, 703	千円
小計	△6, 979	千円
臨時に支払った退職金	3, 796	千円
合計	△3, 183	千円

6. 年金資産の主な内訳

(1) 特定退職金共済制度の年金資産に対する主な分類ごとの比率 は、次のとおりです。

101		
年金保険投資	93.8	%
現金および預金	6.2	%
合計	100.0	%

(2) 確定給付型年金制度の年金資産に対する主な分類ごとの比率 は、次のとおりです。

一般勘定 100.0 %

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想され る年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び 将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.855	%
長期期待運用収益率(年金資産)	0.630	%
期待運用収益率(特定退職共済制度)	1.050	%
7555 distant to		

(注) 割引率については、加重平均で表しています。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金44,907千円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月末現在における令和14年3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、465,117千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

退職給付引当金	287, 494	千円
特例業務負担金引当金	126, 259	千円
減価償却超過額	144, 839	千円
賞与引当金	67, 297	千円
減損損失(土地)	62, 642	千円
未払費用(法定福利費)	14, 538	千円
その他	38, 245	千円
繰延税金資産小計	741, 316	千円
評価性引当額	△ 242, 517	千円
繰延税金資産合計 (A)	498, 799	千円

繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 10, 371	千円
有価証券評価差額金	△ 69,550	千円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△ 71	千円
繰延税金負債合計 (B)		千円

繰延税金資産の純額(A)+(B)

418,805 千円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 5.22 % 評価性引当額の増減 △6.94 % 住民税均等割等 4.83 % 受取配当等永久に益金に算入されない項目 へ4.89 %
評価性引当額の増減 △6.94 % 住民税均等割等 4.83 %
住民税均等割等 4.83 %
○ 日本
受取配当等永久に益金に算入されない項目 $\triangle 4.89$ %
事業分量配当等永久に損金に算入される項目 △3.27 %
過年度法人税等戻入等 △2.42 %
その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率 16.61 %

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金44,781千円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、402,793千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

退職給付引当金	246, 941	千円
特例業務負担金引当金	112, 233	千円
減価償却超過額	150, 245	千円
賞与引当金	68, 616	千円
減損損失(土地)	83, 209	千円
未払費用(法定福利費)	14, 142	千円
有価証券評価差額金	42, 791	千円
その他	39, 955	千円
繰延税金資産小計	758, 135	千円
評価性引当額	△292, 615	千円
繰延税金資産合計 (A)	465, 520	千円

繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△10,371 千円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△71 千円
繰延税金負債合計 (B)	△10,442 千円

繰延税金資産の純額(A)+(B)

455.077 壬円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

ループのは「これ」では、アンニーで、一年人、三年の八日		
法定実効税率	27.70	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	16. 22	%
過年度法人税等	8.05	%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	$\triangle 11.36$	%
事業分量配当等永久に損金に算入される項目	△6. 31	%
住民税均等割等	9.33	%
評価性引当額の増減	4.30	%
法人税額の特別控除	△0.12	%
その他	△1.06	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46. 75	%

IX. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I.重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■剰余金処分計算書

(単位:円)

摘 要	令和3年度	令和4年度
1 当期未処分剰余金	637, 395, 338	695, 284, 886
2 任意積立金の目的外取崩額	_	_
3 剰余金処分額	329, 634, 173	373, 859, 108
利益準備金への繰入	60, 000, 000	50, 000, 000
任意積立金の積立	150, 000, 000	200, 000, 000
信用事業基盤強化積立金	10, 000, 000	10, 000, 000
指導経済事業基盤強化積立金	10, 000, 000	10, 000, 000
有価証券運用強化積立金	10, 000, 000	30, 000, 000
教育積立金	10, 000, 000	10, 000, 000
記念行事積立金	10, 000, 000	10, 000, 000
減損会計積立金	40, 000, 000	100, 000, 000
新会計等法制度改正対策積立金	40, 000, 000	30, 000, 000
特別積立金	20, 000, 000	_
出資配当金	80, 844, 270	83, 769, 196
事業分量配当金	38, 789, 903	40, 089, 912
4 次期繰越剰余金	307, 761, 165	321, 425, 778

(備考:令和4年度)

- 1. 出資配当は年 1.0%の割合です。
- 2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。(※1)
- 3. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次頁の通りです。(※2)
- 4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善事業の費用に充てるための繰越額 150,057,000 円が含まれています。

(※1)事業分量配当金の基準

′:	`''	ナベ	·/) ± iii —	1
		事	業	配 当 対 象 ・ 配 当 割 合
	(ア貯	金	貯金(当座性・定期性貯金)年間平均残高に対して、0.0058%の割合
	(-	7貸	出金	貸出金利息(令和3年度に実際にお支払いいただいた利息)に対して、0.94%の割合

(備 考) 配当金1円未満は切り捨てとさせていただきます。 (お支払い例) ⑦組合員で貯金年間平均残高1,000,000円の方は58円

①組合員で貸出金利息支払額 1,000,000 円の方は 9,400 円

(※2) 目的積立金の種類及び積立目的・積立目標額・取崩基準

目的積立金の種類	積立目的	積 立 目標額	取崩基準	当期の積立額 (百万円)
①信用事業 基盤強化積立金	金融自由化等の進展に伴うコストアップをカバ 一し、財務基盤の維持・向上を図るため	40 億円	積立金の造成によるその運用果実を信用事業のコストアップをカバーするための財源として確保するため、取崩しは基本的に行わない	10 累計額 (3,310)
②指導・経済事業 基盤強化積立金	指導事業の円滑かつ継続的実施と、経済事業の経 営改善を図るため	25 億円	積立金の造成によるその運用果実を指導事業経費、経済事業 の経営改善に充てるための財源として確保するため、取崩し は基本的に行わない	10 累計額(1,760)
③有価証券運用 強化積立金	余裕金運用として有価証券運用を行うにあたり、 引当金の廃止に伴い資本の部に計上する	10 億円	積立金の造成により、その他有価証券の評価損が直接純資産 の部に計上されることに備えるためのものであり、原則とし て取崩しは行わない	30 累計額 (730)
④教育積立金	組合員・役職員の教育活動の促進を図るため	15 億円	積立金の造成によるその運用果実を教育活動費に充てるための財源として確保するため、取崩しは基本的に行わない	10 累計額(1,000)
⑤固定資産 整備対策積立金	厚生施設の取得資金の一部準備や大規模災害時 に被災した施設の復旧等及び、経営戦略上必要な 施設整備・システム更新に備えるため	20 億円	厚生施設の取得や被災施設の復旧等に要した費用及び、施設整備やシステム更新による多額の費用が発生した年度の決算期に当該金額を限度として取り崩すことが出来る	_ 累計額 (1, 280)
⑥記念行事積立金	発足 70 周年を記念する式典や祝賀会の開催及び 記念誌を発行するため (令和14年)	1 億円	発足 70 周年を記念する式典や祝賀会の開催及び記念誌を発 行した年度の決算期に全額を取り崩す	10 累計額(10)
⑦減損会計積立金	減損会計に対応するため	5 億円	固定資産の減損処理に要した費用に見合う額を決算期に取 り崩すことが出来る	100 累計額(176)
⑧農業・地域活動 支援基金	地域活性に係る活動に取り組む団体の活動を支 援するため	2 億円	積立金の造成により、その運用果実をもって支援財源として 確保を行うため、原則として取崩しは行わない	_ 累計額(200)
⑨会計等法制度 改正対策積立金	新たな会計等法制度改正へ対応し、組合経営の安 定に備えるため	10 億円	新たな会計等法制度や退職給付会計への対応において多額 の費用が発生した場合、発生する費用を限度として取り崩す	30 累計額 (11 0)

(※令和4年度剰余金処分後の積立累計額を記載)

2. 計算書類の正確性等にかかる確認

経営者確認書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証して おり、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 5 年 7 月 19 日 J A 福岡市 代表理事組合長 柴田 清孝

3. 会計監査人の監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

■最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	9, 646	9, 123	8, 828	8, 645	8, 750
信用事業収益	4, 107	4, 037	3, 869	3, 922	3, 961
共 済 事 業 収 益	1, 497	1, 453	1, 424	1, 371	1, 317
農業関連事業収益	2, 437	2, 298	2, 284	2, 293	2, 472
その他事業収益	1, 604	1, 333	1, 248	1, 056	999
経 常 利 益	992	292	240	232	346
当期剰余金または損失金(注1)	△110	75	120	274	90
出 資 金	5, 216	5, 288	5, 384	8, 130	8, 761
(出資口数)	(5, 216, 455)	(5, 288, 348)	(5, 384, 971)	(8, 130, 526)	(8, 761, 389)
純 資 産 額	28, 519	28, 352	28, 485	31, 265	31, 519
総 資 産 額	462, 950	470, 289	490, 459	511, 068	519, 326
貯 金 等 残 高	416, 349	427, 471	448, 302	463, 942	472, 076
貸出金残高	208, 814	214, 019	222, 481	230, 613	236, 055
有 価 証 券 残 高	12, 667	11, 363	11, 732	12, 803	15, 783
剰 余 金 配 当 金 額	101	103	90	119	123
出 資 配 当 額	101	77	52	80	83
事業利用分量配当の額	_	25	37	38	40
職員数(人)	632	638	639	660	652
単体自己資本比率(%)(注2)	10. 61	10. 14	9. 61	10. 38	10. 27

注1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。



●自己資本比率

早期是正措置により、経営の健全性の客観的指標として自己資本比率が用いられています。早期是正措置は金融機関の経営の健全性確保や破綻を未然に防止するため、1998 年 4 月に導入されました。自己資本比率(保険会社は支払い余力比率)が一定の水準を下回れば、その比率に応じて金融当局が業務改善計画の提出とその実行や業務停止命令の発令を行う仕組みです。

海外拠点を持つ国際決済銀行(BIS)基準行では自己資本比率が8%、国内基準行では4%を下回った段階から金融当局により経営改善計画の作成などが義務付けられます。JAは国内基準が適用されますが、2002年1月から導入したJAバンクグループの自主ルールでは8%を基準としています。

●自己資本比率の基準

豆 八	自己資	本比率	日期日工供学の内容
区分	国際統一基準	国内基準	早期是正措置の内容
1	4%以上8%未満	2%以上4%未満	経営改善計画の提出及び実行命令
0.00.1	00/11 - 40/土港	1%以上2%未満	増資計画の提出と実行、配当または役員賞与の禁止または抑制、総
2の1	2%以上4%未満		資産の圧縮または増加の抑制など
202	00/11 - 00/土港	00/DI	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併または銀行業の廃止など
20)2	0%以上2%未満	0%以上1%未満	の措置のいずれかを選択したうえで実行することの命令
3	0 %未満	0%未満	業務の全部または一部の停止命令

5. 利益総括表

■利益総括表 (単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 収 支	3, 403, 999	3, 506, 589
役 務 取 引 等 収 支	49, 467	60, 351
その他信用事業収支	△365, 723	△412, 336
信用事業粗利益	3, 482, 520	3, 358, 752
信用事業粗利益率	0. 71%	0. 67%
事 業 粗 利 益	5, 400, 833	5, 480, 021
事業粗利益率	1. 05%	1.04%
事 業 純 益	323, 764	531, 389
実質事業純益	330, 860	531, 389
コア事業純益	301, 805	529, 389
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	301, 805	529, 389

注 1. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返りを除く) 平均残高×100

6. 資金運用収支の内訳

■信用事業平均残高・利回り

言用事業平均残高・利回り (単位:百万円、%)							
項目		令和3年度		令和4年度			
埃 日	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	482, 496	3, 773	0. 782	495, 384	3, 853	0. 778	
うち預金	242, 870	1, 196	0. 493	246, 805	1, 152	0. 467	
う ち 貸 出 金	228, 003	2, 307	1. 012	235, 112	2, 394	1. 019	
うち有価証券	11, 622	121	1. 047	13, 466	134	1. 001	
うちその他受入利息	_	148	_	_	171	_	
資 金 調 達 勘 定	467, 652	369	0.079	479, 301	345	0. 072	
うち貯金・定積	457, 116	281	0.062	467, 974	247	0. 053	
うち借入金	19	0	0. 213	16	0	0. 221	
うちその他支払利息	10, 516	87	0. 834	11, 310	98	0. 870	
総資金利ざや	_	_	0. 247	_	_	0. 293	

注1. 総資金利ざや=資金運用利回り--資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

注2. 事業粗利益率=事業粗利益/総資産(債務保証見返りを除く) 平均残高×100

注2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高

7. 受取・支払利息の増減額

■受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目		令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息		54	79
うち貸	出金	25	87
うち有価	証 券	1	13
う ち 預	i 金	27	△43
うちその他受	入利息	Δ0	22
支 払 利 息		△19	△23
うち貯金・定	期積金	△41	△34
うち譲渡性	貯 金	_	_
うち借	入 金	Δ0	Δ0
うちその他支	払利息	21	10
差引		73	103

注1. 増減額は前年度対比です。

注2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、58ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

■自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	26, 618	27, 218
うち、出資金及び資本準備金の額	8, 130	8, 761
うち、再評価積立金の額	_	-
うち、利益剰余金の額	18, 641	18, 639
うち、外部流出予定額 (△)	107	123
うち、上記以外に該当するものの額	△46	△58
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9	4
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	9	4
うち、適格引当金コア資本算入額	_	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	1
うち、回転出資金の額	_	1
うち、上記以外に該当するものの額	_	1
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の	_	_
うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額の	547	271
うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	047	211
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	27, 175	27, 495

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合	53	44
計額 うち、のれんに係るものの額	_	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	53	44
対ち、のれん及びモーケーシェリーとラング・ブイブに振るもの以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	44
藤連杭並真産(一時差異に係るものを除く。)の領 適格引当金不足額	_	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	
前払年金費用の額	_	
前払平並負用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。) の額	_	
	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	53	44
自己資本		
自己資本の額((イ)―(ロ)) (ハ)	27, 121	27, 451
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	251, 199	257, 263
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2, 074	2, 037
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△4, 003	△4, 003
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	6, 078	6, 041
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9, 874	9, 964
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーション・リスク相当額調整額	_	_
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	261, 074	267, 227
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	10. 38%	10. 27%
	l l	

注1:「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

注2: 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3: 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額(信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額)で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では 4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより 8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額-コア資本に係る調整項目の額(経過措置適用後の額)』のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引(以下「資産等」といいます。) の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに 応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー (リスクを有する資産等) に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応する リスクの大きさに応じた掛目 (リスク・ウェイト) を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに 4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リス ク (相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。 なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・ デリバティブ	信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け 渡す損益を決める取引です。
カレント・ エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト(同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要となるコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及 び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、 オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/0 ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下 200 ベーシスポイン トの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律 2% (0.01%が 1 ベーシスポイント) 上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・99 パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、 小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する 方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して 20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

■自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	<u> ДО ДИ</u>	令和3年度			△和 4 左由	
言用リスク・アセット	ェクスポージ・ャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	ェクスポージャーの 期末残高	令和4年度 リスク・アセット額	所要自己資本額 b=a×4%
THA		_ a	D-a×4%		a	D-a×4%
現金	1, 408		_	1, 446	=	_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6, 772	-	_	8, 792	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	Ī	-	_	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	_	-	_
我が国の地方公共団体向け	593	-	_	559	-	_
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	1	_	-		-
国際開発銀行向け	_	1	_	1	_	_
地方公共団体金融機構向け	_	-	_	-	_	
我が国の政府関係機関向け	_	1	_	1	_	
地方三公社向け	100	0	_	100	0	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	247, 043	49, 408	1, 976	245, 940	49, 188	1, 96
法人等向け	9, 918	6, 703	268	10, 828	7, 289	29
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			,		
中小企業及び個人向け	12, 364	7, 620	304	12, 780	7, 904	310
抵当権付住宅ローン	56, 461	19, 384	775	59, 772	20, 520	820
不動産取得等事業向け	91, 725	90, 499	3, 619	95, 721	94, 518	3, 78
3月以上延滞等	545	540	21	846	979	3
取立未済手形	138	27	1	56	11	(
信用保証協会等保証付	3, 889	371	14	3, 748	358	1
株式会社地域経済活性化支援機構等による保	0,000	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		5, 7.15	555	
証付	-	-	-	-	-	
·	_		_		_	
共済約款貸付	454	454		454	454	
出資等	454	454	18	454	454	1
(うち出資等のエクスポージャー)	454	454	18	454	454	18
(うちの重要な出資のエクスポージャー)	_	-	_	ı	_	-
上記以外	63, 087	74, 114	2, 964	62, 923	74, 000	2, 96
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手						
段のうち対象普通出資等及びその他外部 T LAC関連調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー)	-	-	_	-	_	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合 連合会の対象普通出資等に係るエクス ポージャー)	8, 183	20, 458	818	8, 184	20, 460	81
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	ı	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有している他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連調達手段に関するエ クスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有していない他の金融機関等に係 るその他外部TLAC関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャ 一)	-	-	-	-	-	
(うち上記以外のエクスポージャー)	54, 904	53, 656	2, 146	54, 739	53, 540	2, 14
証券化		_	_		_	
(うちSTC要件適用分)	_	_	_	_	_	
(うち非STC適用分)	_	_	_	_	_	
再証券化	_	_	_	_	_	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	_	-	_	-	_	
(うちルックスルー方式)	_	1	_	1	-	
(うちマンデーと方式)	_	_	-	_	-	
(うちを差然性方式 250%)	_	_	_	_	_	
(うち蓋然性方式 400%)	_	_	_	_	_	
				_	_	
(うちフォールバック方式)	_	_	-	_	_	
経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額	-	6, 078	243	_	6, 041	24
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	4, 003	160	-	4, 003	16

			令和3年度		令和4年度			
信用リスク・アセット		エクスポージャーの	リスク・アセット額	所要自己資本額	ェクスホ゜ーシ゛ャーの	リスク・アセット額	所要自己資本額	
		期末残高	а	$b=a\times4\%$	期末残高	а	$b=a\times4\%$	
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	494, 503	251, 199	10, 047	503, 970	257, 263	10, 290	
	CVAリスク相当額÷8%	_	_	_	_	-	-	
	中央清算機関関連エクスポージャー	_	_	_	I	ı	I	
	合計(信用リスク・アセットの額)	494, 503	251, 199	10, 047	503, 970	257, 263	10, 290	

注1:「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2:「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3:「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注4:「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注5:「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位·百万円)

		(AC = 1011)				
令和:	3年度	令和 4 年度				
オペレーショナル・リスク 相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%			
9. 874	394	9, 964	398			

注1: オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(単位・五万円)

▽川安日□貝平領			(単位:日万円)				
令和:	3年度	令和4年度					
リスク・アセット等 (分母)合計 a 所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%				
261, 074	10, 442	267, 227	10, 689				

- ÷ 8%

■信用リスクに関する事項

△而更白己咨末婚

◇標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

ける民間とないこととしているが。
適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody 's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	◇ 間が グ・グ・コスグ ② 一 グ・バー グー イー の 別がりの目の ② 工 の 住 気ががら) 即で									
			令和3年度		令和4年度					
		信用リスクに	関するエクスポージ	ジャーの残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高					
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券			
Ì	信用リスク期末残高	494, 503	220, 839	12, 580	503, 970	227, 082	15, 967			
	信用リスク平均残高	490, 852	228, 036	11, 622	501, 899	235, 151	13, 466			

注 1: 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

		令和4年度				
	信用リスクに	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国 内	494, 503	220, 839	12, 580	503, 970	227, 082	15, 967
国 外	_	-	-	_	-	_
合 計	494, 503	220, 839	12, 580	503, 970	227, 082	15, 967

注1:信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

			令和3年度			令和4年度			
	項目	信用リスクに	関するエクスポー	ジャーの残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				
^ -			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券		
	農業	412	412	_	407	407	-		
	林業	-	-	-	-	-	-		
	水産業	_	-	1	-	-	-		
法	製造業	922	21	901	1, 224	21	1, 202		
14	鉱業	-	_	_	1	1	_		
	建設・不動産業	32, 752	32, 452	300	35, 015	34, 715	300		
	電気・ガス・熱供給・水道業	1, 197	195	1, 002	1, 493	190	1, 302		
	運輸・通信業	1, 906	-	1, 906	1, 906	-	1, 906		
人	金融•保険業	255, 967	2, 669	702	254, 983	2, 669	1, 302		
	卸売・小売・飲食・サービス業	6, 031	5, 630	400	5, 419	4, 818	600		
	日本国政府・地方公共団体	7, 366	-	7, 366	9, 351	-	9, 351		
	その他	3, 652	3, 197	_	4, 464	4, 009	_		
	個 人	176, 266	176, 260	_	180, 256	180, 250	_		
	その他	8, 026	_	1	9, 448	_	_		
	合 計	494, 503	220, 839	12, 580	503, 970	227, 082	15, 967		

注1:信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

注2:「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

		令和3年度		令和 4 年度					
	信用リスクに	:関するエクスポー:	ジャーの残高	信用リスクに	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券			
1 年以下	244, 527	2, 460	1, 636	243, 299	4, 943	930			
1年超3年以下	6, 945	4, 481	2, 463	5, 352	2, 216	2, 135			
3年超5年以下	4, 985	3, 881	1, 104	3, 854	3, 151	703			
5年超7年以下	4, 518	4, 218	300	4, 722	4, 322	400			
7年超10年以下	12, 702	11, 500	1, 202	13, 567	11, 162	2, 404			
10年超	205, 696	193, 310	5, 873	216, 782	200, 374	9, 393			
期限の定めのないもの	15, 126	987	-	16, 391	911	-			
合 計	494, 503	220, 839	12, 580	503, 970	227, 082	15, 967			

注 1: 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和 4 年度
国 内	545	846
国 外	_	-
合 計	545	846

注 1: 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが150%となったエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位:百万円)

	項目	令和3年度	令和4年度
	農業	-	-
	林業	-	-
	水産業	-	-
法	製造業	-	-
14	鉱業	-	-
	建設・不動産業	-	97
	電気・ガス・熱供給・水道業		-
	運輸・通信業	1	-
^	金融・保険業	1	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1	-
	日本国政府・地方公共団体	1	-
	その他	-	-
	個 人	545	748
	合 計	545	846

注 1: 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	<i></i>	331 = # 47 79 71 72 71 72 7	77 I I	# 7 T F 7 C							· · · · · ·	H 731 37	
令和3年度								令和4年度					
		区 分		区 分 #5# 7# * #5 #5 #5 #5		#0 1W +	期中減少額		49.46.78. 		期中減少額		期末残高
			期首残高	期中増加額	目的使用	その他	期末残高	期首残高	期中増加額	目的使用	その他	朔 不 没 同	
	一般貸	倒引当金	2	9	1	2	9	9	4	-	9	4	
١.	固別貸 [。]	倒引当金	135	90	29	106	90	90	88	0	90	88	
Ĭ		国 内	135	90	29	106	90	90	88	0	90	88	
		国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		農業	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
		林業	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
		水産業	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
		製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
	法	鉱業	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
		建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
	人	運輸・通信業	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
		金融・保険業	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
		卸売・小売・飲食・サービス業	ı	-	ı	-	ı	-	-	-	-	-	
		日本国政府・地方公共団体	ı	-	ı	-	ı	-	-	-	-	_	
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
		個 人	135	90	29	106	90	90	88	0	90	88	

◇貸出金償却の額

(単位:百万円)

	項目	令和3年度	令和 4 年度
	農業	1	_
	林業	1	_
	水産業	1	_
法	製造業	1	_
Ж	鉱業	1	_
	建設・不動産業	ı	_
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	_
	運輸・通信業	-	_
人	金融・保険業	1	_
	卸売・小売・飲食・サービス業	1	_
	日本国政府・地方公共団体	1	_
	その他	1	_
	個 人	1	_
	合 計	-	-

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

			令和3年度			令和4年度	
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
	リスク・ウエイト 0%	106	14, 396	14, 502	108	16, 403	16, 511
信	リスク・ウエイト 2%	ı	-	_	-	1	1
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 4%	_	-	_	_	-	-
カス	リスク・ウエイト 10%	ı	3, 712	3, 712	-	3, 583	3, 583
ク	リスク・ウエイト 20%	1, 567	247, 181	248, 749	1, 696	247, 392	249, 088
減	リスク・ウエイト 35%	1	55, 384	55, 384	_	58, 629	58, 629
効	リスク・ウエイト 50%	4, 752	24	4, 776	5, 521	131	5, 653
勘	リスク・ウエイト 75%	1	9, 753	9, 753	_	10, 102	10, 102
案	リスク・ウエイト 100%	100	157, 885	157, 986	300	161, 733	162, 033
後 残	リスク・ウエイト 150%	_	203	203	_	505	505
高	リスク・ウエイト 250%	1	5, 513	5, 513	_	-	_
	その他	1	-	-	_	5, 514	5, 514
	リスク・ウェイト 1250%	1	_	_	_	-	-
	合 計	6, 526	494, 055	500, 581	7, 627	503, 996	511, 623

- 注1:信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注2:経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過 措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 注3:1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係る エクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

■信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和3年度			令和4年度	
区 分	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	_	_	1	ı	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	1	-	-	-
地方三公社向け	-	100	_	-	100	-
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	_	-	1	-	-	-
法人等向け	611	_	1	496	_	-
中小企業等向け及び個人向け	479	1, 366	1	472	1, 490	-
抵当権住宅ローン	_	_	1	-	_	-
不動産取得等事業向け	_	_	1	1	ı	-
三月以上延滞等	_	21	ı	20	0	_
証券化	-	_	_	-	-	-
中央清算機関関連	_	-	-	-	ı	_
上記以外	232	24	1	289	20	_
合 計	1, 322	1, 512	1	1, 278	1, 611	-

注1:「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注2:「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

■出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた 連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券等評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(単位:百万円)

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

	令和:	3年度	令和4年度		
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場	-	-	-	-	
非 上 場	5, 968	5, 968	5, 969	5, 969	
合 計	5, 968	5, 968	5, 969	5, 969	

注:「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

		令和3年度		令和 4 年度			
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額	
上場	_	_	-	-	_	_	
非 上 場	_	_	-	_	-	_	
合 計	_	_	-	_	-	-	

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和3	3 年度	令和4年度		
	評価益	評価損	評価益	評価損	
上場	_	_	_	_	
非 上 場	-	-	-	_	
合 計	1	-	1	-	

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和3	3年度	令和4年度		
	評価益	評価損	評価益	評価損	
上場	_	_	_	_	
非 上 場	_	_	_	_	
슴 計	_	-	-	-	

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

■金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。 金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会において、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(∠EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は0.003年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、〈EVEおよび〈NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金や貯金の金利リスク量が増加したことによるものです。

(単位:百万円)

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる∠EVEおよび∠NIIと大きく異なる点

特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

	IRR	BB 1 : 金利リスク	7		
項番		⊿E	VE	⊿N	ΙΙ
块 街		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	3, 917	3, 828	65	81
2	下方パラレルシフト	0	0	1	22
3	スティープ化	3, 361	3, 495		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	263	163		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	3, 917	3, 828	65	81
		前其	月末	当其	明末
8	自己資本の額		27, 451		

Ⅷ. 直近2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

■貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位:百万円) 令和3年度 令和4年度 減 動 性 貯 172, 517 (37.7) 184, 277 (39.3)11, 760 金 期 性 貯 284, 420 (62.2)283, 496 (60.5)△924 金 定 の の 174 (0.0)174 (0.0)Δ0 そ 他 貯 金 457, 111 (100.0)467, 948 (100.0)10, 836 小 (0.0)譲 性 (0.0)渡 貯 金 (100.0)467, 948 (100.0)10, 836 合 計 457, 111

注1:流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2:定期性貯金=定期貯金+定期積金

注3:()内は構成比です。

定期貯金残高 (単位:百万円)

	種	類		令和3年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和4年	度	増	減
定	期	貯	金	279, 375	(100.0)	277, 391	(100.0)	Δ1	1, 984
	うち固め	定自由金利	利定期	279, 361	(99.9)	277, 380	(99.9)	Δ1	1, 980
	うち変	動自由金和	利定期	14	(0.0)	10	(0.0)		$\triangle 3$
定	期	積	金	5, 726		4, 735		4	△540

注1:固定自由金利定期=預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2:変動自由金利定期=預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3:()内は構成比です。

■貸出金に関する指標

科目別貸出金平均残高

科目別貸出金平均残高(単位)											
	種	類		令和3年	度	令和4年	増 減				
手	形	貸	付	1, 763	(0.7)	1, 744	(0.7)	△19			
証	書	貸	付	222, 935	(97. 7)	230, 075	(97.8)	7, 140			
当	座	貸	越	672	(0.2)	662	(0.2)	△9			
割	引	手	形	_		_		_			
金	融機	関質	章 付	2, 669	(1.1)	2, 669	(1. 1)	-			
	스	計		228 040	(100, 0)	235 151	(100.0)	7 111			

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位・五万四)

ДШ.	717 O 7	ホルコン	∠ 1 1 √1.	אם ניוו	ᄊᄓ				(平四.	ロハロ/
種類		頃		令和3年度	Ę	令和4年度		増	減		
固	定	金	利	貸	出	197, 162	(85. 4)	203, 098	(86.0)		5, 935
変	動	金	利	貸	出	32, 764	(14. 2)	32, 280	(13. 6)		△483
そ		(カ		他	687	(0. 2)	677	(0.2)		△10
숨 計			230, 613	(100. 0)	236, 055	(100.0)		5, 442			

注1:()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

			31 V PAT V					(TE: E73137
	利	重	判	Į.		令和3年度	令和4年度	増減
貯	金 .	定	期和	責 金		2, 037	1, 731	△305
有		価	証		券	_	-	_
動					産	_	_	_
不		1	助		産	208, 531	214, 967	6, 436
そ	の	他	担	保	物	253	215	△35
	/		Ī	+		210, 821	216, 913	6, 092
農	業 信	用基	金協	会係	計	3, 845	3, 699	△145
そ	の	f	也	保	証	13, 278	12, 774	△504
	1	١,	Ī	+		17, 123	16, 473	△650
信					用	2, 669	2, 669	_
	Ę	<u> </u>	Ē	+		230, 613	236, 055	5, 442

債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

						* * 1: *		(
	種	É	类	頁		令和3年度	令和4年度	増 減		
貯	金 •	定	期和	責 金	等	-	-	_		
有					券	_	_ _			
動					産	_	_	_		
不	動				産	_	-	_		
そ	の	他	担	保	物	_	_	_		
	/]	١	Ē	†		_	-	-		
信					用	-	_	_		
	슫	ì	Ī	it i		-	-	-		
								*		

注1:債務保証の実績はありません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円)

			•				,		
	種	類		令和3年度	Ę	令和4年月	増	減	
設	備	資	金	212, 521	(92. 1)	218, 704	(92. 6)		6, 183
運	転	資	金	18, 092	(7.9)	17, 351	(7.3)		△741
	合	計		230, 613	(100.0)	236, 055	(100.0)		5, 442

注1:()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位:百万円)

貝田亚の未住が次向			(单位:日万円)
種類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	19, 073 (8.	2) 18, 982 (8. 0) △91
林 業	0 (0.	0 (0.0) -
水 産 業	84 (0.	0) 81 (0.0	Δ2
製 造 業	3, 311 (1.	4) 3, 383 (1.4) 72
鉱業	5 (0.	0) 8 (0.0) 3
建設業	4, 106 (1.	7) 5, 496 (2.3)) 1, 389
電気・ガス・熱供給・水道業	444 (0.	1) 377 (0.1) △67
運輸・通信業	1, 755 (0.	7) 1, 821 (0. 7) 65
卸売・小売業・飲食店	3, 013 (1.	3) 2, 952 (1. 2	Δ61
金融・保険業	4, 482 (1.	9) 4, 631 (1. 9) 148
不 動 産 業	64, 103 (27.	7) 75, 874 (32. 1) 11, 770
サ ー ビ ス 業	10, 122 (4.	3) 11,589 (4.9) 1, 466
地 方 公 共 団 体	0 (0.	0 (0.0) -
そ の 他	120, 111 (52.	0) 110, 857 (46. 9) △9, 253
合 計	230, 613 (100.	0) 236, 055 (100. 0	5, 442

注1:()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

主要な農業関係の貸出金残高(営農類型別)

(単位:百万円)

	種		類			令和3年度	令和4年度	増 減
榖					作	51	55	4
野	菜		遠	Ī	芸	254	180	△74
果	樹 •	樹	袁	農	業	23	20	Δ3
エ	芸		作		物	_	_	_
養	豚 •	肉牛	.	酪	農	93	109	16
養	鶏	•	養	Ē	卵	_	_	_
養					蚕	_	_	-
そ	の	他	農	Ę	業	686	659	△27
農	業関	連	寸	体	等	4	3	Δ1
	合		計			1, 114	1, 028	△86

注1:「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。

注2:「農業関連団体等」には、JA や全農(経済連)の子会社等が含まれます。

主要な農業関係の貸出金残高(資金種類別貸出金)

(単位:百万円)

		種		類			令和3年度	令和4年度	増	減
プ	゜ロパー			一 資 :		金	1, 035	961		△74
農	業 近 代 化		資	金	43	36		△7		
そ	・ の 他 制 度		資	金	35	30		△5		
	合 計						1, 114	1, 028		△86

注1:プロパー資金とは、当組合の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2:農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本 政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。

注3:その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

主要な農業関係の貸出金残高(受託貸付金)

(単位:百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	16	14	Δ2
슴 計	16	14	Δ2

注1:日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

	債 権 区	分	債権額		保全	全額	
		ת	惧 惟 戗	担保	保証	引当	合計
	生債権及び	令和3年度	336	237	15	83	336
これら	こ準じる債権	令和4年度	347	236	29	81	347
合	;)))))	令和3年度	328	325	0	0	326
70	,次俱惟	令和4年度	300	297	0	1	299
西台	管理 債権	令和3年度	36	23	12	0	36
女!	13年1月1年	令和4年度	19	19	-	0	19
	三月以上	令和3年度	12	0	12	0	12
	延滞債権	令和4年度	I	1	ı	I	-
	貸出条件	令和3年度	23	23	0	0	23
	緩和債権	令和4年度	19	19	1	0	19
	小計	令和3年度	701	587	28	84	699
	(1, 11	令和4年度	667	553	29	83	666
	常債権	令和3年度	230, 000				
11	市頃作	令和4年度	235, 479				
	合計	令和3年度	230, 702				
		令和4年度	236, 146				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性 の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決め を行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況 該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

			令和3年度					令和4年度		
区分	期首	期中	期中減少額		期末	期首	期中	期中》	載少額	期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般 貸倒引当金	2	9		2	9	9	4		9	4
個別 貸倒引当金	135	90	29	106	90	90	88	0	90	88
合計	138	100	29	108	100	100	93	0	100	93

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	種類					令和3年度	令和4年度	増	減
貸	出	金	償	却	額	30	_		$\triangle 30$

注1:上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

■為替

(単位:千件、百万円)

						(+1)	L: TH, HUDD	
	種	類		令和:	3年度	令和4年度		
	作里	块		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	
坐人	- 恒37 4 規	件	数	63	392	73	413	
送金・振込為		金	額	65, 145	133, 237	71, 150	130, 729	
44 4	加士士村	件	数	0	0	0	0	
10 並	定取 立 為 替	金	額	29	21	94	12	
雑	為	件	数	2	2	3	2	
不比	何 百	金	額	446	278	484	291	
合	計	件	数	66	395	76	415	
	āl	金	額	65, 622	133, 537	71, 728	131, 032	

■有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

1-7707	2003 13 January 3 1 - 2320 Ind												
	種		類		令和3年度	令和4年度	増 減						
玉				債	5, 739	7, 342	1, 603						
地		方		債	563	583	20						
政	府	保	証	債	-								
金		融		債	-								
社				債	5, 319	5, 540	221						
株				式	-								
	合		計		11, 622	13, 466	1, 844						

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種類			1 年以下	1 年起 3 年超 5 年超 7 年超 3 年以下 5 年以下 7 年以下		10 年超	期間の定め のないもの	合 計				
令和	令和3年度											
国				債	1, 305	505	_	-	199	4, 954	_	6, 964
地		方		債	34	463	-	-	99	-	-	598
政	府	保	証	債	-	-	-	-	-	-	-	-
金		融		債	_	_	_	_	_	_	_	_
社				債	301	1, 519	1, 118	307	899	1, 093	_	5, 241
令和	144	年度										
国				債	1	100	1	1	199	8, 447	-	8, 747
地		方		債	_	460	_	_	97	_	_	558
政	府	保	証	債	_	_	_	_	-	_	_	-
金		融		債	_	_	_	_	_	_	_	_
社				債	_	1, 510	1, 311	500	1, 144	2, 011	_	6, 478

■有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

【満期保有目的の債券】

(単位:百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	398	431	32	2, 331	2, 375	43
	社債	_	-	-	1, 200	1, 217	17
	小計	398	431	32	3, 531	3, 592	60
時価が貸借対照表 計上額を超えないも の	国債	99	95	△4	99	88	△10
	社債	500	458	△41	500	423	△76
	小計	599	553	△45	599	511	△87
合 計		998	431	△12	4, 131	4, 103	△27

【その他有価証券】 (単位:百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度			
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	4, 014	4, 272	257	2, 507	2, 692	185	
	地方債	492	498	5	458	460	2	
	社債	3, 799	3, 860	60	2, 600	2, 625	25	
	小計	8, 307	8, 631	324	5, 565	5, 778	212	
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	2, 247	2, 193	△53	3, 841	3, 623	△218	
	地方債	100	99	Δ0	100	97	△2	
	社債	899	880	△19	2, 299	2, 152	△146	
	小計	3, 246	3, 173	△73	6, 241	5, 874	△367	
合 計		11, 554	11, 805	251	11, 807	11, 652	△154	

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引) 該当する取引はありません。

2. 共済事業

■共済取扱実績等

長期共済新契約高 · 長期共済保有高

(単位:千円)

		令和3	3年度	令和 4 年度	
性 類		新契約高	期末保有高	新契約高	期末保有高
	終身共済	8, 422, 238	176, 733, 215	8, 293, 519	170, 949, 247
	定期生命共済	157, 400	3, 174, 400	324, 000	3, 362, 400
生	養老生命共済	1, 481, 880	45, 026, 413	1, 541, 550	42, 103, 514
生命総合共済	こども共済	793, 700	19, 367, 100	766, 400	18, 624, 522
総合	医療 共済	190, 000	3, 666, 450	80, 000	3, 396, 350
共	が ん 共 済	-	1, 776, 500		1, 713, 000
済	定期医療共済	-	506, 000		500, 200
	介 護 共 済	269, 010	2, 168, 011	404, 657	2, 536, 474
	年 金 共 済	-	8, 000	-	8, 000
	建物更生共済	72, 942, 770	617, 545, 476	69, 530, 270	622, 871, 947
	合 計	83, 463, 299	850, 604, 467	80, 173, 996	847, 441, 133

注:「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種類	令和3	3年度	令和4年度	
性 規	新契約高	期末保有高	新契約高	期末保有高
医療共済	183	66, 997	204	62, 230
医原共用	137, 972	147, 250	144, 604	298, 843
がん共済	2, 827	38, 240	723	37, 431
定期医療共済	191	2, 138	-	2, 022
合 計	8, 841	107, 375	927	101, 683
合 計	1, 650	147, 250	144, 604	298, 843

注:「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

				\— <u> —</u> · 3/	
種類	令和3年度		令和 4 年度		
作里 埃	新契約高	期末保有高	新契約高	期末保有高	
介 護 共 済	407, 744	3, 204, 120	627, 043	3, 709, 255	
認知症共済		-	544, 000	543, 000	
生活障害共済 (一時金型)	497, 100	1, 118, 000	189, 300	1, 149, 300	
生活障害共済 (定期年金型)	91, 120	244, 420	25, 100	257, 840	
特 定 重 度 疾 病 共 済	1, 061, 400	1, 940, 800	1, 002, 600	2, 802, 400	

注:「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -					
種類類	令和3年度		令和 4 年度		
性	新契約高	期末保有高	新契約高	期末保有高	
年 金 開 始 前	514, 945	6, 161, 258	512, 888	6, 326, 025	
年 金 開 始 後	_	2, 787, 942	_	2, 709, 471	
合 計	514, 945	8, 949, 201	512, 888	9, 035, 496	

注:金額は、年金年額を記載しています。

短期共済新契約高 (単位:件、円)

種類	令和3	3年度	令和4年度	
性	件数	金額	件数	金額
火 災 共 済	2, 928	39, 710, 450	2, 844	38, 538, 540
自 動 車 共 済	13, 028		12, 892	
傷害共済	19, 497	51, 390, 000	24, 411	67, 173, 200
定額定期生命共済	-	-	-	-
賠 償 責 任 共 済	945		859	
自 賠 責 共 済	6, 809		6, 661	
合 計	43, 207		47, 667	

注:「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 農業関連事業

受託購買品(生産資材)取扱実績

			(年位: 111)				
種		類	令和3	年度	令和 4	l 年度	
任里		枳	手数料	取扱高	手数料	取扱高	
肥		料	-	_	-	-	
農		薬	_	_	_	_	
飼		料	1, 981	58, 269	2, 174	72, 678	
農	業機	械	_	_	_	_	
自	動	車	1, 422	84, 946	1, 076	68, 860	
燃		料	820	32, 795	551	27, 768	
そ	の	他	128	104, 668	152	100, 845	
合		計	4, 352	280, 679	3, 953	270, 152	

注:取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として 表示しています。

_(単位:千円) 買取購買品(生産資材)取扱実績 (単位:千円)

1 #	種		令和3年度	令和4年度
性			供給高	供給高
肥		料	221, 049	248, 192
農		薬	95, 177	88, 740
飼		料	9, 638	11, 039
農	業機	械	222, 953	263, 506
自	動	車	15, 393	11, 194
燃		料	240, 931	235, 716
そ	の	他	514, 576	514, 962
合	ì	計	1, 319, 720	1, 373, 351

販売品取扱実績

(単位:千円)

		7 17				<u> </u>
	種		類		令和3年度	令和4年度
	作里				販売高	販売高
		米			527, 451	494, 499
麦	•		大	豆	14, 736	17, 128
野				菜	1, 660, 900	1, 677, 271
果				実	87, 483	96, 853
花	き	•	花	木	459, 006	529, 905
畜		産		物	142, 982	125, 413
直		売		所	917, 141	1, 195, 556
そ		の		他	26, 190	24, 653
	合		計		3, 835, 890	4, 161, 277

保管事業取扱実績

	項目	令和3年度	令和4年度
de	保 管 料	15, 807	13, 691
収益	保管雑収入	28	73
ш	計	15, 836	13, 764
	保 管 労 務 費	152	205
費用	農産物検査費用	222	395
用	保 管 雑 費	4, 783	6, 522
	計	5, 159	7, 124

4. 生活関連事業

受託購買品 (生活物資) 取扱実績

(単位:千円)

	括 粘	章		令和4年度	
	性	手数料	取扱高	手数料	取扱高
	食 料 品 食 品	_	-	_	-
		_	-	_	-
生	L P ガ ス	_	-	_	-
占容	即 売 会	1, 627	14, 721	1, 342	11, 269
生活資材	女 性 部 定 配	1, 088	11, 351	1, 019	10, 556
	その他 (緑花含む)	4, 443	147, 167	3, 068	94, 720
	合 計	7, 159	173, 239	5, 431	116, 546

注:取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

買取購買品(生活物資)取扱実績

(単位:千円)

		. — . –					
	種	*	3	令和3年度	令和4年度		
	任里	類		性 類		供給高	供給高
	食	>	*	300, 503	292, 833		
	食料品	食	品	140, 324	104, 593		
生	L	Р	ガス	263, 367	270, 091		
生活資材	即	売	会	13, 265	19, 129		
材	女	性 部	定配	980	844		
	その	他(緑花	も含む)	40, 662	40, 168		
		合	計	759, 103	727, 661		

介護事業取扱実績

	項 目	令和3年度	令和4年度
	介護予防保険収益	5, 616	8, 122
収	福祉収益	395	332
収益	介護保険収益	94, 465	87, 633
	計	100, 478	96, 089
	介護予防保険費用	543	157
費	福祉費用	-	-
費 用	介護保険費用	4, 370	3, 174
	計	4, 913	3, 331

IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位:%、ポイント)

種類	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0. 04	0.06	0. 02
資本経常利益率	0. 78	1. 10	0. 32
総資産当期純利益率	0. 05	0. 02	△0.03
資本 当期 純利益率	0. 92	0. 37	△0. 54

注1:総資産経常(当期)利益率=経常(当期)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

注2:資本経常(当期)利益率=経常(当期)利益÷資本勘定平均残高×100

注3:総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

注4:資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)÷資本勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

						(i .— · · · · /
種	類				令和3年度	令和4年度
的 伐 · 安	期			末	49. 7	50. 0
貯貸率	期	中	平	均	49. 9	50. 2
时 計 本	期			末	2. 8	3. 3
貯証率	期	中	平	均	2. 5	2. 9

注1:貯貸率(期末)=貸出金残高÷貯金残高×100

注2: 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高÷貯金平均残高×100

注3:貯証率(期末)=有価証券残高÷貯金残高×100

注4: 貯証率 (期中平均) =有価証券平均残高÷貯金平均残高×100

3. 担当職員一人当たり取扱高

(単位:百万円)

種	類	令和3年度	令和4年度
与 田 市 业	貯 金 残 高	3, 585	3, 723
信用事業	貸出金残高	3, 442	3, 468
共済事業	長期共済保有高	7, 704	7, 676
⟨∀ ★ ★	購 買 品 供 給 高	38	39
経済事業	販 売 品 販 売 高	45	61

4. 一店舗当たり取扱高

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貯 金 残 高	14, 058	14, 305
貸出金残高	6, 988	7, 153
長期共済保有高	25, 775	25, 680

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

JA福岡市のグループは、当JA、子会社2社で構成されています。

当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。また、金融業務を営む関連法人はありません。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

(令和5年7月1日現在)

本店他支店32支店 事業所15カ所 子会社2社

12 在 うち連結子会社 2 社 (株)ジェイエイ福岡 (株)JAファーム福岡



ジェイエイ福岡やすらぎ



(3)

JA福岡みらい JA ファーム福岡

(2) グループの概況

名 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は 出資金	当JAの 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
株式会社 ジェイエイ福岡	福岡市中央区天神 4丁目9番1号	葬祭事業・霊柩運送業・開発事 業・賃貸管理事業・新規事業	平成4年10月1日	60,000 千円	100%	-
株式会社 JA ファーム福岡	福岡市中央区天神 4丁目9番1号	田畑の経営・農地管理 育苗センターの運営	平成20年10月1日	30,000 千円	99.9%	-

2. 連結事業概況

(1) 事業の概況

令和4年度の当JAの連結決算は、子会社2社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常利益4億8千6百万円(前年度より1億9千4百万円増)で、連結当期剰余金は2億1千2百万円(前年度より1億5千5百万円減)、連結純資産326億円、連結総資産5,199億円で、連結自己資本 比率は10.64%となっています。

(2) 連結子会社の事業概況

(株)ジェイエイ福岡

当社は、不動産部(開発事業・賃貸管理事業・新規事業)と葬祭部(葬祭事業・霊柩運送業)の2部門体制で事業を営んでいます。第31期(令和5年3月期)、不動産部においては、JA福岡市本支店及び協力企業等と連携した取組みを実施。葬祭部においては、コロナ禍の影響を受けましたが、葬儀の事前相談に努め、総売上高9億1千万円(前年度より7百万円増)、当期純利益は1億2千1百万円(前年度より2千4百万円増)となりました。

(株) JAファーム福岡

当社は、水稲育苗生産などの作業受託事業をはじめ、栽培事業・食育研修事業・農産物等加工事業及び農機レンタル事業などを営みました。第15期(令和5年3月期)は、売上高7千9百万円(前年度より7百万円増)、当期純利益は9百万円(前年度より3百万円増)となりました。

3. 直近の連結会計年度における財産の状況

■直近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	10, 510	10, 300	9, 586	9, 480	9, 613
信用事業収益	4, 104	4, 036	3, 868	3, 921	3, 960
共 済 事 業 収 益	1, 496	1, 452	1, 423	1, 370	1, 316
農業関連事業収益	2, 444	2, 635	2, 493	2, 229	2, 422
その他事業収益	2, 464	2, 176	1, 797	1, 959	1, 915
連結経常利益	1, 146	409	323	336	486
連結当期剰余金(注)	4	167	198	368	212
連結 純資産額	29, 303	29, 229	29, 436	32, 308	32, 671
連 結 総 資 産 額	463, 535	470, 838	491, 210	512, 452	519, 913
連結自己資本比率(%)	10. 86	10. 42	9. 91	10. 71	10. 64

注1: 当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

注2:「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼル II)に基づく連結自己資本比率を記載しています。

4. 決算の状況

■連結貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

注加貝伯/小派教(7和5年5)) or pour,				
科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	491, 417, 426	498, 302, 917	1 信用事業負債	474, 199, 425	481, 141, 894
(1) 現金及び預金	249, 215, 730	247, 228, 193	(1) 貯金	463, 640, 547	470, 557, 558
(2) 有価証券	12, 803, 893	15, 784, 006	(2)借入金	18, 417	15, 533
(3) 貸出金	228, 938, 893	235, 005, 489	(3) その他の信用事業負債	10, 540, 460	10, 568, 802
(4) その他の信用事業資産	551, 776	371, 914	2 共済事業負債	883, 242	953, 435
(5)貸倒引当金	△ 92,867	△ 86, 686	(1) 共済資金	427, 249	500, 031
2 共済事業資産	503	514	(2) その他の共済事業負債	455, 992	453, 403
(1) その他の共済事業資産	503	514	3 経済事業負債	414, 456	385, 091
3 経済事業資産	903, 158	868, 054	(1) 支払手形及び経済事業未払金	225, 700	199, 628
(1)受取手形及び経済事業未収金	469, 217	414, 546	(2) その他の経済事業負債	188, 755	185, 463
(2)棚卸資産	342, 084	332, 947	4 雑負債	1, 081, 796	1, 129, 779
(3) その他の経済事業資産	99, 409	127, 094	5 諸引当金	1, 844, 944	1, 675, 710
(4)貸倒引当金	△ 7, 553	△ 6,533	(1) 賞与引当金	257, 341	261, 541
4 雑資産	1, 333, 933	1, 891, 189	(2)退職給付引当金	1, 040, 889	894, 193
5 固定資産	12, 500, 352	12, 516, 620	(3)役員退職慰労引当金	94, 667	114, 799
(1) 有形固定資産	12, 439, 646	12, 462, 031	(4)特例業務負担金引当金	452, 046	405, 175
建物	5, 613, 861	5, 633, 754	6 繰延税金負債	_	246, 863
機械装置	629, 838	621, 205	7 再評価に係る繰延税金負債	1, 720, 374	1, 710, 089
土地	8, 856, 872	9, 796, 946	負債の部合計	480, 144, 240	487, 242, 865
リース資産	226	106	(純 資 産	の 部)	
建物仮勘定	3, 377	39, 051	1 組合員資本	27, 768, 776	28, 494, 066
その他の有形固定資産	2, 793, 144	2, 022, 869	(1)出資金	8, 130, 546	8, 761, 409
減価償却累計額	△ 5, 457, 673	△ 5,651,901	(2) 利益剰余金	19, 688, 328	19, 794, 717
(2)無形固定資産	60, 706	54, 588	(3) 処分未済持分	△ 46,099	△ 58,062
その他の無形固定資産	60, 706	54, 588	(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 3,998	△ 3,998
6 外部出資	5, 877, 247	5, 878, 017	2 評価・換算差額等	4, 539, 846	4, 176, 982
(1)外部出資	5, 877, 247	5, 878, 017	(1) その他有価証券評価差額金	181, 535	△ 154, 481
7 繰延税金資産	418, 489	454, 858	(2) 土地再評価差額金	4, 358, 310	4, 331, 464
8 繰延資産	1, 800	1, 800	3 非支配株主持分	48	57
			純資産の部合計	32, 308, 671	32, 671, 106
資産の部合計	512, 452, 911	519, 913, 971	負債及び純資産の部合計	512, 452, 911	519, 913, 971

■連結損益計算書(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

■連結損益計算書(令和4年4	月1日から节和に	+ 3 A 31 D & C			(単位:十円)
科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
1 事業総利益	5, 708, 242	5, 776, 621	(7) 販売事業収益	775, 983	876, 241
(1) 信用事業収益	3, 921, 537	3, 960, 171	販売品販売高	570, 324	650, 085
資金運用収益	3, 772, 270	3, 852, 086	販売手数料	179, 244	198, 964
(うち預金利息)	(1, 196, 175)	(1, 152, 360)	その他の収益	26, 414	27, 191
(うち有価証券利息)	(121, 674)	(134, 732)	(8) 販売事業費用	587, 243	653, 950
(うち貸出金利息)	(2, 305, 768)	(2, 393, 743)	販売品販売原価	528, 591	593, 332
(うちその他受入利息)	(148, 651)	(171, 249)	販売費	38, 234	38, 679
役務取引等収益	74, 064	83, 681	その他の費用	20, 417	21, 939
その他事業直接収益	29, 055	1, 999	販売事業総利益	188, 739	222, 290
その他経常収益	46, 146	22, 403	(9) その他事業収益	1, 289, 433	1, 349, 335
(2) 信用事業費用	835, 092	805, 813	(10) その他事業費用	511, 668	560, 824
資金調達費用	369, 527	345, 663	その他事業総利益	777, 765	788, 510
(うち貯金利息)	(281, 436)	(247, 021)	2 事業管理費	5, 418, 309	5, 346, 517
(うち給付補てん備金繰入)	(346)	(176)	(1) 人件費	4, 299, 806	4, 132, 818
(うち借入金利息)	(41)	(36)	(2) その他事業管理費	1, 118, 502	1, 213, 698
(うちその他支払利息)	(87, 702)	(98, 429)	事 業 利 益	289, 933	430, 104
役務取引等費用	24, 606	23, 332	3 事業外収益	159, 298	155, 099
その他事業直接費用	212, 047	211, 187	(1)受取雑利息	67	74
その他経常費用	228, 910	225, 629	(2)受取出資配当金	97, 597	97, 594
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 12,600)	(△ 6, 186)	(3) その他の事業外収益	61, 633	57, 431
(うち貸出金売却損)	(824)	(824)	4 事業外費用	112, 306	99, 153
信用事業総利益	3, 086, 445	3, 154, 357	(1) 支払雑利息	9, 517	14, 855
(3) 共済事業収益	1, 370, 748	1, 316, 436	(2) その他の事業外費用	102, 788	84, 298
共済付加収入	1, 267, 251	1, 236, 881	経 常 利 益	336, 925	486, 050
その他の収益	103, 497	79, 555	5 特別利益	190, 870	52, 585
(4) 共済事業費用	43, 775	44, 707	(1) 固定資産処分益	140, 826	69
その他の費用	43, 775	44, 707	(2) その他の特別利益	50, 043	52, 516
共済事業総利益	1, 326, 973	1, 271, 729	6 特別損失	48, 827	180, 278
(5) 購買事業収益	2, 123, 202	2, 111, 475	(1) 固定資産処分損	15, 336	0
購買品供給高	2, 046, 800	2, 042, 217	(2) 減損損失	10, 145	177, 046
修理サービス料	54, 521	49, 226	(3) その他の特別損失	23, 345	3, 232
その他の収益	21, 880	20, 030	税金等調整前当期利益	478, 967	358, 357
(6) 購買事業費用	1, 794, 883	1, 771, 742	法人税、住民税及び事業税	199, 261	122, 562
購買品供給原価	1, 724, 545	1, 718, 103	法人税等調整額	△ 88,700	23, 188
購買品供給費	6, 015	5, 919	法人税等合計	110, 560	145, 750
修理サービス費	11, 506	12, 967	当期利益	368, 407	212, 606
その他の費用	52, 816	34, 751	非支配株主に帰属する当期利益	3	6
(うち貸倒引当金繰入額)	(4, 081)	(△ 1,015)	当期剰余金	368, 403	212, 600
購買事業総利益	328, 319	339, 733			

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日) 令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 に関する注記

1.連結範囲に関する事項

(1)連結される子会社・子法人等・・・・・・2社 株式会社 ジェイエイ福岡 株式会社 JAファーム福岡

(2) 非連結子会社・子法人等・・・・・・・0社 該当なし

2.持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連法人等・・・・・・・0社 該当なし

(2) 持分法非適用の関連法人等・・・・・・・・・0社 該当なし

3.連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致して おります。

4.連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5.連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

6.剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

7.連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の「当座預金」、「普通預金」及び「通知預金」となっています。

Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1)有価証券

有価証券の評価基準および評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
子会社株式および 関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (時価のないもの)	移動平均法による原価法

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 に関する注記

1.連結範囲に関する事項

(1)連結される子会社・子法人等・・・・・・・2社 株式会社 ジェイエイ福岡 株式会社 JAファーム福岡

(2) 非連結子会社・子法人等・・・・・・0社 該当なし

2.持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連法人等・・・・・・・0社 該当なし

3.連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4.連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5.連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

6.剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に 基づいて作成しております。

7.連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の「当座預金」、「普通預金」及び「通知預金」となっています。

Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1)有価証券

有価証券の評価基準および評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
子会社株式および 関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券 (時価のないもの)	移動平均法による原価法

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日) 令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(2)棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購買品 (数量管理品)	
肥料・農薬等の 生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破 綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に 係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保障に よる回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資 産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査し ております。

(2)賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(及び年金資産)の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員平均残存勤務期間以内の一定 年数(3年)による定額法により費用処理しています。

(2)棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

加西貝注 7 日 岡	O FI IIII// 12/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/
種 類	評価基準及び評価方法
購買品 (数量管理品)	
肥料・農薬等の 生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破 綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に 係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保障に よる回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資 産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査し ております。

(2)賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(及び年金資産)の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの 期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員平均残存勤務期間以内の一定 年数(3年)による定額法により費用処理しています。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5)特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当該事業年度末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に 供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を 引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、 購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識し ております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

育苗センター・ライスセンター・農産加工施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 記帳代行事業

組合員の税務申告のため記帳代行サービスを行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。 この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5)特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に 供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を 引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、 購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識し ております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

育苗センター・ライスセンター・農産加工施設等の施設を設置して、 共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役 務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務 は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で 収益を認識しております。

④ 記帳代行事業

組合員の税務申告のため記帳代行サービスを行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修や、税務相談等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ その他事業

保管事業、加工事業、旅行事業、農用地利用事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目 については「0」で表示しています。そのため、表中の合計額が一致しな いことがあります。また、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は削 除しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を 行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も 含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規 則に従い、事業間の内部取引を除去した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29 号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1)代理人取引に係る収益認識

購買事業等において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として 行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益と して認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先) に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2)LPガスに関する収益認識

購買事業のうちLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日における利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月にお

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修や、税務相談等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ その他事業

保管事業、加工事業、旅行事業、農用地利用事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目 については「0」で表示しています。そのため、表中の合計額が一致しな いことがあります。また、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は削 除しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を 行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も 含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を除去した金額を記載しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与してい る場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。 また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与し ている場合には、純額で収益を認識して、販売手数料を表示しております。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

いては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、影響が軽微であるため新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が424,780千円、事業費用が428,487 千円減少し、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれ ぞれ3,707千円増加しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月4日)第 44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

1.繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 498,799 千円(繰延税金負債との相殺前)

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を 基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および 金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌 事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要 な影響を与える可能性があります。

2.固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 10,145 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1.繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 465,520 千円(繰延税金負債との相殺前)

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を 基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌 事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要 な影響を与える可能性があります。

2.固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 177,046 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの 割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産 グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を 受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がありま す

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,706,278 千円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類)	建物	(圧縮記帳累計額)	1,137,561	千円
(種類)	建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	218,065	千円
(種類)	構築物	(圧縮記帳累計額)	112,591	千円
(種類)	機械装置	(圧縮記帳累計額)	307,794	千円
(種類)	車両運搬具	(圧縮記帳累計額)	19,280	千円
(種類)	器具備品	(圧縮記帳累計額)	14,245	千円
(種類)	家畜立木	(圧縮記帳累計額)	31	千円
(種類)	土地	(圧縮記帳累計額)	895,876	千円
(種類)	無形固定資産	(圧縮記帳累計額)	830	千円

2. 担保に供されている資産

①以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金 (金額) 3,000,000 千円

②以下の資産は手形交換等の取引の担保として福岡銀行に差し入れております。

(種類) 現 金 (金額) 1,000 千円

③以下の資産は水道事業公金収納事務取扱金融機関の担保として福岡市に差し入れております。

(種類) 現 金 (金額) 500 千円 ④以下の資産は下水道事業公金収納事務取扱金融機関の担保として福岡市に差し入れております。

(種類) 現 金 (金額) 500 千円

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 (金額) 1,606,690 千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 (金額) - 千円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権の金額は 701,827 千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

	(単位・1 口
種類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	336,887
危険債権	328,867
三月以上延滞債権	12,898
貸出条件緩和債権	23,174
合 計	701,827

注 1:破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をい う。

注 2:危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営 成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができ ない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注 3: 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を 受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がありま す。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,709,395 千円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類)	建物	(圧縮記帳累計額)	1,137,561	千円
(種類)	建物附属設備	(圧縮記帳累計額)	218,065	千円
(種類)	構築物	(圧縮記帳累計額)	112,591	千円
(種類)	機械装置	(圧縮記帳累計額)	310,911	千円
(種類)	車両運搬具	(圧縮記帳累計額)	19,280	千円
(種類)	器具備品	(圧縮記帳累計額)	14,245	千円
(種類)	家畜立木	(圧縮記帳累計額)	31	千円
(種類)	土地	(圧縮記帳累計額)	895,876	千円
(種類)	無形固定資産	(圧縮記帳累計額)	830	千円

2. 担保に供されている資産

①以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金 (金額) 3,000,000 千円

②以下の資産は水道事業公金収納事務取扱金融機関の担保として福岡市に差し入れております。

(種類) 現 金 (金額)

③以下の資産は下水道事業公金収納事務取扱金融機関の担保として福岡市に差し入れております。

(種類) 現 金 (金額) 500 千円

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 (金額) 1,620,152 千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 (金額) - 千円

4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権の金額は 667,265 千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

500 千円

種類	残 高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	347,905
危険債権	300,185
三月以上延滞債権	
貸出条件緩和債権	19,174
合 計	667,265

注 1:破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をい う。

注 2:危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営 成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができ ない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注 3: 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

注 4:貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・ 再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価

再評価の年月日 平成11年3月31日

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 固定資産の減損会計

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、 他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、 共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。当期において、以下の固定資産及び固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用 途	種類	その他
入部支店	金融店舗	車両運搬具、器 具•備品	_
内野支店	金融店舗	土地、器具·備品、 無形固定資産	_
燃料センター	燃料施設	土地、建物附属設備、器具·備品	_
旧エノキ加工場	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯

入部支店、内野支店及び燃料センターについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧エノキ加工場については、遊休資産であるため、処分可能価額で評

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

注 4:貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・ 再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価

・ 再評価の年月日 平成11年3月31日

V. 連結損益計算書に関する注記

1. 固定資産の減損会計

(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、 他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、 共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用 途	種 類	その他
那珂支店	金融店舗	土地、建物、建物附 属設備、構築物、器 具·備品、無形固定 資産	_
入部支店	金融店舗	土地、車両運搬具、 器具•備品	_
脇山支店	金融店舗	土地、構築物、車両運搬具	-
内野支店	金融店舗	土地、器具·備品	
壱岐支店	金融店舗	土地、建物、建物附 属設備、車両運搬 具、構築物、機械装 置、器具・備品、無形 固定資産	-
燃料センター	燃料施設	土地、建物附属設備、器具·備品	-
入部スタンド	給油施設	土地、建物、建物付 属設備、構築物、機 械装置、器具・備品、 無形固定資産	_
旧エノキ加工場	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯

那珂支店については、第60回通常総代会において、板付・那珂一体化支店及び組合員向け共同住宅建設による固定資産の取得(土地・建物)が決議されたことから、事業再編に伴う使用範囲又は方法の変更に該当するため、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

価し帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	種 類	減損損失
入部支店	車両運搬具	317 千円
	器具·備品	1,354 千円
	合 計	1,672 千円
内野支店	土地	111 千円
	器具·備品	20 千円
	無形固定資産	0 千円
	合 計	131 千円
燃料センター	土地	2,641 千円
	建物附属設備	1,266 千円
	器具·備品	146 千円
	合 計	4,055 千円
旧エノキ加工場	土地	4,285 千円
	建物	0 千円
	合 計	4,285 千円
合 計		10,145 千円

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

入部支店、脇山支店、内野支店、壱岐支店、燃料センター及び入部スタンドについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧エノキ加工場については、遊休資産であるため、処分可能価額で評価し帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	種類	減損損失
那珂支店	土地	57,839 千円
	建物	1,359 千円
	建物附属設備	76 千円
	構築物	44 千円
	器具・備品	2,998 千円
	無形固定資産	133 千円
	合 計	62, 452 千円
入部支店	土地	257 千円
	車両運搬具	3 千円
	器具・備品	34 千円
	合 計	295 千円
脇山支店	土地	266 千円
加田人口	構築物	1,329 千円
	車両運搬具	169 千円
中服士 店	合 計	1,765 千円
内野支店	土地	388 千円
	器具・備品	364 千円
	無形固定資産	0 千円
	合 計	753 千円
壱岐支店	土地	41,524 千円
	建物	26, 986 千円
	建物附属設備	876 千円
	車両運搬具	58 千円
	構築物	413 千円
	機械装置	353 千円
	器具・備品	7,883 千円
	無形固定資産	281 千円
	合 計	78, 378 千円
燃料センター	土地	4, 209 千円
	建物附属設備	20,039 千円
	器具・備品	187 千円
	合 計	24, 436 千円
入部スタンド	土地	1,788 千円
	建物	181 千円
	建物附属設備	196 千円
	構築物	69 千円
	機械装置	1,373 千円
	器具・備品	201 千円
	無形固定資産	47 千円
	合 計	3,857 千円
旧エノキ加工場	土地	5, 107 千円
/ 1/48-1-3/M	建物	0 千円
	合計	5, 107 千円
種類別計	土地	111, 381 千円
(1年大只月7月日)	建物	28,527 千円
	建物附属設備	28, 527 千円
	構築物	1,857 千円
	機械装置	1,727 千円
	車両運搬具	231 千円
	器具・備品	11,669 千円
	無形固定資産	462 千円
	合計	177, 046 千円

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

(4)回収可能価額の算定方法

減損金額を算出する基礎となった回収可能価額については正味売却価格により測定しました。

また、その計算に用いる時価は固定資産税評価額に基づいて算定しております。

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域 の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組 合連合会へ預けているほか、国債、地方債や社債などの債券による運 用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的 (その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金 利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査保全課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確に コントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。 このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したAL Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の 変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの 投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やAL Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で 構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意 思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスク へッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部 門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定 を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の 金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける 主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価 証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 1,174,648 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(4)回収可能価額の算定方法

減損金額を算出する基礎となった回収可能価額については正味売却価格により測定しました。

また、その計算に用いる時価は固定資産税評価額に基づいて算定しております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債や社債などの債券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に 対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行 によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査保全課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの 投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やAL Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で 構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意 思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスク へッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部 門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測 定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の 金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける 主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価 証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度 末現在、指標となる金利が 0.25%上昇したものと想定した場合には、経 済価値が 844,746 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の 資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市 場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付 け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針など の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

			(単位:下門)
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	246, 928, 252	247, 043, 728	115, 475
有価証券	12, 803, 833	12, 791, 017	△12, 816
満期保有目的の債券	998, 396	985, 580	△12, 816
その他有価証券	11, 805, 437	11, 805, 437	_
貸出金	230, 613, 772	_	_
貸倒引当金(※1)	△ 92, 937	_	_
貸倒引当金控除後	230, 520, 835	235, 584, 125	5, 063, 290
経済事業未収金	289, 611	_	_
貸倒引当金(※2)	△ 7,601	_	_
貸倒引当金控除後	282, 010	282, 010	_
資産計	490, 534, 931	495, 700, 881	5, 165, 949
貯 金	463, 942, 617	464, 178, 568	235, 951
借入金	18, 417	18, 467	49
貸付留保金	9, 863, 362	9, 863, 362	_
経済事業未払金	201, 432	201, 432	
負債計	474, 025, 829	474, 261, 830	236, 001

- 注1:貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
- 注2:経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を 控除しています。
- (2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価額によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として 寛定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としてい ます。 令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記

(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の 資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市 場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付 け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針など の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

貸借対照表 計上額	時 価	差 額
245, 780, 912	245, 454, 136	△326, 775
15, 783, 946	15, 756, 897	△27, 049
4, 131, 030	4, 103, 981	△27, 049
11, 652, 916	11, 652, 916	l
236, 055, 489		
△86, 686	_	1
234, 918, 803	239, 182, 769	4, 263, 966
414, 546	1	l
△ 6,584	1	_
408, 012	408, 012	_
496, 891, 674	500, 801, 816	3, 910, 141
472, 557, 558	470, 475, 259	△82, 299
15, 533	15, 494	△39
9, 063, 303	9, 063, 303	_
199, 628	199, 628	
479, 836, 024	479, 753, 684	△82, 339
	計上額 245, 780, 912 15, 783, 946 4, 131, 030 11, 652, 916 236, 055, 489 △86, 686 234, 918, 803 414, 546 △ 6, 584 408, 012 496, 891, 674 472, 557, 558 15, 533 9, 063, 303 199, 628	計上額 245, 780, 912 245, 454, 136 15, 783, 946 15, 783, 946 11, 652, 916 236, 055, 489 — △86, 686 — - 234, 918, 803 239, 182, 769 414, 546 — △ 6, 584 — △ 408, 012 496, 891, 674 472, 557, 558 470, 475, 259 15, 533 15, 494 9, 063, 303 199, 628

- 注1:貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
- 注2:経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を 控除しています。
- (2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価額によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として賃定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、帳簿価額を時 価とみなしています。

また、延滞の生じている債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価とみなしています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、 また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価 は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によってい ます。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿 価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

貸借対照表計上額

外部出資

5,877,247 千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

			(単位:丁円
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	241,306,584	_	
有価証券	1,634,600	1,328,500	1,130,000
満期保有目的 の債券	200,000	_	_
その他有価証 券のうち満期 があるもの	1,434,600	1,328,500	1,130,000
貸出金	14,244,544	15,288,650	11,330,628
経済事業未収金	443,889		
合 計	257,629,618	16,617,150	12,460,628

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	_	_	6,500,000
有価証券	800,000	300,000	7,400,000
満期保有目的 の債券	_	_	800,000
その他有価証 券のうち満期 があるもの	800,000	300,000	6,600,000
貸出金	11,551,697	10,062,974	166,004,050
経済事業未収金	_	_	_
合 計	12,351,697	10,362,974	179,904,050

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、帳簿価額を 時価とみなしています。

また、延滞の生じている債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価とみなしています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、 また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価 は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によってい ます。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

貸借対照表計上額

外部出資

5,878,017 千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

			(単位:十円
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	238,780,912		_
有価証券			_
満期保有目的 の債券	ĺ	I	100,000
その他有価証 券のうち満期 があるもの	928,500	1,130,000	900,000
貸出金	16,924,154	11,796,781	12,538,520
経済事業未収金	366,159		_
合 計	256,999,725	12,926,781	13,538,520

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	_		7,000,000
有価証券	_		_
満期保有目的 の債券	_	100,000	4,100,000
その他有価証 券のうち満期 があるもの	300,000	300,000	8,300,000
貸出金	10,554,561	11,093,213	171,594,323
経済事業未収金	_	_	_
合 計	10,854,561	11,493,213	190,994,323

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

- 注1:貸出金のうち、当座貸越 655,611 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。
- 注2:貸出金のうち、3 ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 456,345 千円は償還の予定が見込まれていないため含めていません。
- 注3:経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債券等25,328 千円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。
- (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位・千円)

	1年以内	1年超 2年以内	(単位:十円 2年超 3年以内
貯金 320,762,08		72,074,755	69,873,936
借入金	2,883	2,883	2,015
経済事業未払金	225,700	_	_
合 計	320,990,667	72,077,639	69,875,952

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	460,700	469,071	
借入金	2,015	2,015	6,602
経済事業未払金	_	_	_
合 計	462,715	471,086	6,602

注1:貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

Ⅲ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位:千円)

種 類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え	国債	398,920	431,770	32,849
表計工額を超え るもの	小計	398,920	431,770	32,849
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	99,475	95,260	△4,215
	社債	500,000	458,550	△41,450
	小計	599,475	553,810	△45,665
合 計		998,396	985,580	△12,816

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

- 注1:貸出金のうち、当座貸越 656,573 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。
- 注2: 貸出金のうち、3 ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等503,934 千円は償還の予定が見込まれていないため含めていません。
- 注3:経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債券等48,386千円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。
- (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超	2年超
	1 5/11	2年以内	3年以内
貯金	324,992,523	63,922,972	80,652,114
借入金	2,883	2,015	2,015
貸付留保金	9,063,303	_	_
経済事業未払金	199,628		_
合 計	334,258,339	63,924,988	80,654,130

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	598,488	391,459	_
借入金	2,015	2,015	4,587
貸付留保金	_	_	_
経済事業未払金	_	_	_
合 計	600,504	393,475	4,587

注1:貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

Ⅷ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照	国債	2,331,533	2,375,110	43,577
表計上額を超えるもの	社債	1,200,000	1,217,121	17,121
	小計	3,531,533	3,592,231	60,698
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	99,496	88,700	△10,796
	社債	500,000	423,050	△76,950
	小計	599,496	511,750	△87,746
合 計		4,131,030	4,103,981	△27,048

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

(2)その他有価証券

(単位・千円)

				(単位:十円)
種	類	取得価額 (償却原価)	貸借対照表 計上額(時価)	差額
貸借対照表	国 債	4,014,668	4,272,500	257,831
計上額が取得価額又は	地方債	492,882	498,747	5,864
償却原価を	社 債	3,799,814	3,860,290	60,475
超えるもの	小 計	8,307,365	8,631,537	324,171
貸借対照表	国 債	2,247,015	2,193,730	△ 53,285
計上額が取得価額又は	地方債	100,000	99,450	△ 550
償却原価を	社 債	899,970	880,720	△19,250
超えないもの	小 計	3,246,985	3,173,900	△73,085
合	計	11,554,350	11,805,437	251,086

なお、上記差額から繰延税金負債 69,550 千円を差し引いた額 181,535 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当該事業年度中に売却した有価証券

種 類	売却額	売却益	売却損
債 券	333, 069	29, 055	0
国 債	333, 069	29, 055	0
合 計	333, 069	29, 055	0

区. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,787,641	千円
勤務費用	147,129	千円
利息費用	5,947	千円
数理計算上の差異の発生額	53,358	千円
退職給付の支払額	△ 154,577	千円
期末における退職給付債務	2,839,500	千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,825,244	千円
期待運用収益	19,165	千円
数理計算上の差異の発生額	63	千円
特定退職金共済制度への拠出金	54,000	千円
年金資産への掛金	61,508	千円
退職給付の支払額	△ 118,235	千円
期末における年金資産	1.841.745	千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,839,500	千円
特定退職金共済制度	△ 1,018,128	千円
確定給付型年金制度	△ 823,616	千円
未積立退職給付債務	997,755	千円
未認識過去勤務費用	40,703	千円
退職給付引当金	1,038,459	千円

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(2)その他有価証券

(単位:千円)

				(1 22 1 1 47
種	類	取得価額 (償却原価)	貸借対照表 計上額(時価)	差額
貸借対照表	国 債	2,507,322	2,692,430	185,108
計上額が取得価額又は	地方債	458,409	460,986	2,577
償却原価を	社 債	2,600,047	2,625,340	25,293
超えるもの	小 計	5,565,778	5,778,756	212,978
貸借対照表	国 債	3,841,869	3,623,790	△218,079
計上額が取得価額又は	地方債	100,000	97,460	△2,540
償却原価を	社 債	2,299,749	2,152,910	△146,839
超えないもの	小 計	6,241,618	5,874,160	△367,458
合	計	11,807,396	11,652,916	△154,481

なお、154,481 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当該事業年度中に売却した有価証券

種 類	売却額	売却益	売却損
債 券	401, 844	1, 999	0
国 債	401, 844	1, 999	0
合 計	401, 844	1, 999	0

Ⅲ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、福岡県農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2, 839, 500	千円
勤務費用	148, 909	千円
利息費用	10, 102	千円
数理計算上の差異の発生額	△105, 792	千円
退職給付の支払額	△106, 952	千円
期末における退職給付債務	2 785 767	千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,841,745	千円
期待運用収益	15, 879	千円
数理計算上の差異の発生額	3, 615	千円
特定退職金共済制度への拠出金	53, 979	千円
年金資産への掛金	59, 938	千円
退職給付の支払額	△80, 875	千円
期末における年金資産	1, 894, 281	千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された 退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2, 785, 767	千円
特定退職金共済制度	△1, 031, 068	千円
確定給付型年金制度	△863, 213	千円
未積立退職給付債務	891, 485	千円
未認識過去勤務費用	_	千円
退職給付引当金	891, 485	千円

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

(令和3年4月1日~令和4年3月31日) 5. **退職給付費用及びその内訳項目の金額**

WILLIAM COLOR BROWN		
勤務費用	147,129	千円
利息費用	5,947	千円
期待運用収益	△ 19,165	千円
数理計算上の差異の費用処理額	53,294	千円
過去勤務費用の費用処理額	△ 44,404	千円
小計	142,802	千円
臨時に支払った退職金	1,363	千円
合計	144,166	千円

6. 年金資産の主な内訳

(1)特定退職金共済制度の年金資産に対する主な分類ごとの比率は、 次のとおりです。

年金保険投資	93.4	%
現金および預金	6.6	%
合計	100.0	%

(2)確定給付型年金制度の年金資産に対する主な分類ごとの比率は、 次のとおりです。

一般勘定 100.0 %

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される 年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期 待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.481	%
長期期待運用収益率(年金資産)	1.05	%
期待運用収益率(特定退職共済制度)	1.05	%
(注)割引率については、加重平均で表しています。		

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金44,907千円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月末現在における令和14年3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、465,117千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

退職給付引当金	287,494	千円
特例業務負担金引当金	126,259	千円
減価償却超過額	144,839	千円
賞与引当金	67,297	千円
減損損失(土地)	62,642	千円
未払費用(法定福利費)	14,538	千円
その他	38,245	千円
繰延税金資産小計	741,316	千円
評価性引当額	△ 242,517	千円
繰延税金資産合計 (A)	498,799	千円

令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	148, 909	千円
利息費用	10, 102	千円
期待運用収益	$\triangle 15,879$	千円
数理計算上の差異の費用処理額	△109, 408	千円
過去勤務費用の費用処理額	△40, 703	千円
小計	△6, 979	千円
臨時に支払った退職金	3, 796	千円
合計	△3, 183	千円

6. 年金資産の主な内訳

(1) 特定退職金共済制度の年金資産に対する主な分類ごとの比率 は 次のとおりです。

100 000 000		
年金保険投資	93.8	%
現金および預金	6.2	%
合計	100. 0	%

(2) 確定給付型年金制度の年金資産に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

一般勘定 100.0 %

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び 将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.855	%
長期期待運用収益率(年金資産)	0.630	%
期待運用収益率(特定退職共済制度)	1.050	%
(注) 割引率については、加重平均で表していま	す。	

9. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金44,781千円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、402,793千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

退職給付引当金	246, 941	千円
特例業務負担金引当金	112, 233	千円
減価償却超過額	150, 245	千円
賞与引当金	68, 616	千円
減損損失(土地)	83, 209	千円
未払費用(法定福利費)	14, 142	千円
有価証券評価差額金	42, 791	千円
その他	39, 955	千円
繰延税金資産小計	758, 135	千円
評価性引当額	△292, 615	千円
繰延税金資産合計 (A)	465, 520	千円

令和3年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 10,371	千円
有価証券評価差額金	△ 69,550	千円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△ 71	千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 79,993	千円

繰延税金資産の純額(A)+(B) 418,805 千円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、 貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.22	%
評価性引当額の増減	$\triangle 6.94$	%
住民税均等割等	4.83	%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	$\triangle 4.89$	%
事業分量配当等永久に損金に算入される項目	$\triangle 3.27$	%
過年度法人税等戻入等	$\triangle 2.42$	%
その他	$\triangle 3.62$	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.61	%

XI. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I.重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 令和4年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△10,371 千円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△71 千円
繰延税金負債合計 (B)	△10,442 千円

繰延税金資産の純額(A)+(B)

455,077 千円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27. 70	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	16. 22	%
過年度法人税等	8.05	%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	$\triangle 11.36$	%
事業分量配当等永久に損金に算入される項目	△6 . 31	%
住民税均等割等	9.33	%
評価性引当額の増減	4.30	%
法人税額の特別控除	△0.12	%
その他	$\triangle 1.06$	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46. 75	%

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I.重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■連結剰余金処分計算書

	科	目	令和3年度	令和4年度
(資本	剰余金の部)			
1.	資本剰余金期首残高		-	_
2.	資本剰余金増加高		_	_
3.	資本剰余金減少高		_	_
4.	資本剰余金期末残高		-	_
(利益	無余金の部)			
1.	利益剰余金期首残高		19, 280, 402	19, 674, 727
2.	利益剰余金増加高		497, 768	239, 447
	当期剰余金		368, 403	212, 600
	再評価差額金	取崩額	129, 365	26, 846
3.	利益剰余金減少高		89, 842	119, 456
	配当金		89, 842	119, 456
4.	利益剰余金期末残高		19, 688, 328	19, 794, 717

5. 農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

	Σ	<u> </u>	}		令和3年度末	令和4年度末	増減
破綻	更生債権及	なびこれらい	こ準ずる値	責権額	336	347	11
危	険	債	権	額	328	300	△28
要	管	理 債	権	額	36	19	△16
	三月以	以 上 延	滞債	権額	12	-	△12
	貸出	条 件 緩	和債	権額	23	19	△4
小				計	701	667	△34
正	常	債	権	額	230, 000	235, 479	5, 478
合				計	230, 702	236, 146	5, 443

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性 の高い債権をいいます。

- 3. 要管理債権
 - 4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの をいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを 行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

事 業 区 分	項目	令和3年度末	令和4年度末
	事 業 収 益	3, 921	3, 960
信 用 事 業	経 常 利 益	1, 011	1, 209
	資産の額	491, 417	498, 302
	事 業 収 益	1, 370	1, 316
共 済 事 業	経 常 利 益	336	319
	資産の額	0	0
	事 業 収 益	2, 229	2, 422
農業関連事業	経 常 利 益	△561	△597
	資産の額	0	0
	事 業 収 益	1, 959	1, 915
その他事業	経 常 利 益	△449	△445
	資産の額	0	0
	事 業 収 益	9, 480	9, 613
計	経 常 利 益	336	486
	資産の額	512, 452	519, 913

7. 連結自己資本の充実の状況

■連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における自己資本比率は、10.64%となりました。 連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

◇普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	福岡市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	8, 761 百万円

当JAは、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出し、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

■自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成に関する事項	(単	位:百万円)
項 目	前期末	当期末
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	27, 665	28, 374
うち、出資金及び資本準備金の額	8, 130	8, 761
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	19, 688	19, 794
うち、外部流出予定額 (△)	(A) 107	123
うち、上記以外に該当するものの額	△46	△58
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	_
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9	4
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	9	4
うち、適格引当金コア資本算入額	-	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	_
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	547	271
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	28, 222	28, 650
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合 計額	60	54
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	60	54
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	_
退職給付に係る資産の額	-	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	60	54
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	28, 161	28, 596

項目	前期末	当期末
信用リスク・アセットの額の合計額	251, 991	257, 691
資産(オン・バランス項目)	_	_
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	_	-
-	_	_
-	_	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	_	_
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10, 806	10, 962
信用リスク・アセット調整額	_	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	262, 798	268, 653
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	10.71%	10. 64%

注1:「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

注2: 当連結グループは、信用リスク・アセットの算出にあっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3: 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

■自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和3年度			令和4年度	
用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1, 408	_	_	1, 446	_	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6, 772	-	-	8, 792	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	-	-	_	-	
国際決済銀行等向け	-	_	_	-	-	
我が国の地方公共団体向け	593	_	_	559	_	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	_	_	_	
国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	
我が国の政府関係機関向け	100	0	_	100	0	
地方三公社向け			1 070			1.1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	247, 043	49, 408	1, 976	245, 940	49, 188	1, 9
法人等向け	9, 313	6, 103	268	9, 873	6, 359	2
中小企業及び個人向け	12, 364	7, 620	304	12, 780	7, 904	;
抵当権付住宅ローン	56, 461	19, 384	775	59, 772	20, 520	;
不動産取得等事業向け	90, 665	89, 445	3, 619	95, 630	94, 436	3,
三月以上延滞等	545	540	21	846	979	
取立未済手形	138	27	1	56	11	
信用保証協会等保証付	3, 889	371	14	3, 748	358	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-		-	
——————————————— 共済約款貸付	_	-	-	_	-	
出資等	454	454	18	454	454	
(うち出資等のエクスポージャー)	454	454	18	454	18	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-		_	_	_	
上記以外	66, 237	76, 560	2, 964	64, 651	75, 441	2,
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段の うち対象普通出資等及びその他外部TLAC関 連調達手段に該当するもの以外のものに係るエ クスポージャー)	-	-	-	-	-	
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	8, 183	20, 458	818	8, 184	20, 460	1
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない 部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議 決権を保有している他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポ ージャー)	-	-	_	_	_	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議 決権を保有していない他の金融機関等に係るそ の他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準 額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	
(うち上記以外のエクスポージャー)	54, 904	53, 656	2, 146	54, 739	53, 540	2,
証券化	-	_	_	_	-	
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	
(うち非STC適用分)	_	_	_	_	_	
再証券化	-	-				
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	_	-	-	_	_	
(うちルックスルー方式)	_	_	_	_	_	
				_	-	
(うちマンデートちょ)						
(うちマンデート方式)	_					
(うちマンデート方式)(うち蓋然性方式 250%)(うち蓋然性方式 400%)	- -			_	-	

	令和3年度			令和4年度		
信用リスク・アセット	ェクスホ°ーシ゛ャーの	リスク・アセット額	所要自己資本額	エクスポージャーの	リスク・アセット額	所要自己資本額
	期末残高	a	$b=a\times4\%$	期末残高	a	b=a×4%
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される	_	6. 078	243	_	6. 041	241
ものの額		0, 076	243	_	0, 041	241
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクス						
ポージャーに係る経過措置によりリスク・アセット	_	4, 003	160	_	4, 003	160
の額に算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を適用するエクスポージャー計	495, 987	251, 991	10, 047	504, 653	257, 691	10, 290
C V A リスク相当額÷8 %	_	-	-	_	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-		-	_
信用リスク・アセットの額の合計額	495, 987	251, 991	10, 047	504, 653	257, 691	10, 290

- 注1:「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2:「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注3:「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注4:「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注5:「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位:百万円)

令和3	3 年度	令和4	4年度
オペレーショナル・リスク 相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
10, 806	432	10, 962	438

注1: オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

◇所要自己資本額

(単位:百万円)

令和3	3 年度	令和 4 年度		
リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
262, 798	10, 480	286, 653	10, 729	

■信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody 's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I. Moody's. JCR. S&P. Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度			令和 4 年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	495, 283	219, 174	12, 580	504, 653	226, 038	15, 967
信用リスク平均残高	492, 463	226, 497	11, 086	502, 562	234, 086	13, 466

注 1: 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに 該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

V (A/10)						
	令和3年度			令和 4 年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに	:関するエクスポー	ジャーの残高
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国 内	495, 283	219, 174	12, 580	504, 653	226, 038	15, 967
国 外	_	-	-	-	-	-
合 計	495, 283	219, 174	12, 580	504, 653	226, 038	15, 967

注1:信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに 該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

\sim	◇旧川リハノに関するエノハル・ノイ・の木住川の別水及同及の土を住規川の内間(中位:日川)							
			令和3年度		令和4年度			
	項目	信用リスクに	関するエクスポー	・ジャーの残高	信用リスクに	関するエクスポー	・ジャーの残高	
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
	農業	412	412	1	407	407	-	
	林業	_	-	-	_	_	-	
	水産業	_	-	_	_	-	-	
法	製造業	922	21	901	1, 224	21	1, 202	
江	鉱業	_	-	_	_	_	-	
	建設・不動産業	31, 692	31, 392	300	34, 925	34, 625	300	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1, 197	195	1, 002	1, 493	190	1, 302	
١.	運輸・通信業	1, 906	-	1, 906	1, 906	_	1, 906	
^	金融・保険業	255, 967	2, 669	702	254, 983	2, 669	1, 302	
	卸売・小売・飲食・サービス業	6, 031	5, 630	400	5, 419	4, 818	600	
	日本国政府・地方公共団体	7, 366	-	7, 366	9, 351	-	9, 351	
	その他	5, 493	2, 592	1	5, 237	3, 055	-	
	個 人	176, 266	176, 260	_	180, 256	180, 250	-	
	その他	8, 026	-	-	9, 448	_	-	
	合 計	495, 283	219, 174	12, 580	504, 653	226, 038	15, 967	

注1:信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに 該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位: 百万円)

◇ 旧川 グバグ 1-							
	令和3年度			令和4年度			
	信用リスクに	関するエクスポー	ジャーの残高	信用リスクに	信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
1年以下	246, 972	2, 459	1, 636	245, 027	4, 943	930	
1年超3年以下	6, 945	4, 481	2, 463	5, 349	2, 213	2, 135	
3年超5年以下	4, 381	3, 277	1, 104	3, 854	3, 151	703	
5年超7年以下	4, 518	4, 218	300	4, 722	4, 322	400	
7年超10年以下	12, 702	11, 500	1, 202	13, 567	11, 162	2, 404	
10年超	204, 636	192, 250	5, 873	215, 740	199, 332	9, 393	
期限の定めのないもの	15, 126	987	_	16, 391	911	_	
合 計	495, 283	219, 174	12, 580	504, 653	226, 038	15, 967	

注 1: 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに 該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
国 内	545	846
国 外	_	_
合 計	545	846

注 1: 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが 150%となったエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位:百万円)

~ -	<u>-77%-26/11-7771-77</u>	> /9] > [> / \(\(\) \((十四・ロバ) 1
	項目	令和3年度	令和 4 年度
	農業	-	_
	林業	-	_
	水産業	1	_
法	製造業	1	_
14	鉱業	-	_
	建設・不動産業	-	97
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	_
	運輸・通信業	-	_
^	金融・保険業	-	_
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	_
	日本国政府・地方公共団体	-	_
	その他	-	_
	個 人	545	748
	合 計	545	846

注1:「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

令和3年度								令和4年度				
				- I					I			
		区 分		期士建宣	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高			
			初日次同	州中省加银	目的使用	その他	州小汉同	初日次同	物中培加银	目的使用	その他	州不汉同
_	般貸債	到引当金	2	9	-	2	9	9	4	-	9	4
個	別貸	到引当金	135	90	29	106	90	90	88	0	90	88
	国	内	135	90	29	106	90	90	88	0	90	88
	国	外	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
		農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		製造業	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_
	冱	鉱業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
		建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
		運輸・通信業	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	人	金融・保険業	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-
		卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	ı	-	ı	-	-	-	-	1	1	-
	個	人	135	90	29	106	90	90	88	0	90	88

◇貸出金償却の額

(単位:百万円)

	項目	令和3年度	令和4年度
	農業	-	_
	林業	1	-
	水産業	1	-
法	製造業	1	-
14	鉱業	1	-
	建設・不動産業	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	運輸・通信業	-	-
人	金融・保険業	1	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1	-
	日本国政府・地方公共団体	1	-
	その他		_
	個 人	1	-
	合 計	ı	_

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

			令和3年度			令和4年度			
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計		
	リスク・ウエイト 0%	106	14, 396	14, 502	108	16, 403	16, 511		
信用	リスク・ウエイト 2%	-	-	1	-	-	-		
用リ	リスク・ウエイト 4%	-	-	1	-	_	_		
ス	リスク・ウエイト 10%	-	3, 712	3, 712	_	3, 583	3, 583		
ク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 20%	1, 567	248, 060	249, 627	1, 696	247, 750	249, 446		
減	リスク・ウエイト 35%	-	55, 384	55, 384	-	58, 629	58, 629		
効	リスク・ウエイト 50%	4, 752	24	4, 776	5, 521	131	5, 653		
勘	リスク・ウエイト 75%	-	9, 753	9, 753	-	10, 102	10, 102		
案	リスク・ウエイト 100%	100	158, 503	158, 603	300	162, 090	162, 391		
俊 残	リスク・ウエイト 150%	-	203	203	-	505	505		
高	リスク・ウエイト 250%	-	5, 513	5, 513	-	_	_		
	その他	-	-	1	-	5, 514	5, 514		
	リスク・ウェイト 1250%	-	_	-	-	ı			
	合 計	6, 526	495, 550	502, 077	7, 627	504, 711	512, 339		

注1:信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに 該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2:経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経 過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注3:1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

■信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

◇ 旧川 アスク 門域 1 盆 が 返川 これのにエクスホーク 1 の 段						
	令和:	3年度	令和4年度			
区分	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証		
地方公共団体金融機関向け	_	_	I	_		
我が国の政府関係機関向け	_	_	ı	_		
地方三公社向け	_	100	ı	100		
金融機関向け及び	_	_	_			
第一種金融商品取引業者向け						
法人等向け	606	_	493	_		
中小企業等向け及び個人向け	479	1, 366	472	1, 490		
抵当権住宅ローン	_	_	-	_		
不動産取得等事業向け	_	_	ı	_		
三月以上延滞等	_	21	20	0		
証券化	_	_	ı	-		
中央清算機関				=		
その他	232	24	289	20		
合 計	1, 317	1, 512	1, 275	1, 611		

注1:「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注2:「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立 未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

■出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J A においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券等評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位:百万円)

	令和 3	3 年度	令和 4	4年度
	貸借対照表計上額 時価評価額		貸借対照表計上額 時価評価額	
上場	_	_	_	-
非 上 場	8, 130	8, 130	5, 878	5, 878
合 計	8, 130	8, 130	5, 878	5, 878

注:「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位:百万円)

◇出資での旧画が「及りの一)」が「・」(ののかべの 原外に行う 原血 (十年)						
		令和3年度			令和4年度	
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	_	_	-	_	_	-
非 上 場	_	-	_	_	-	-
合 計	-	-	-	_	-	-

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和 3	3 年度	令和4年度		
	評価益	評価損	評価益	評価損	
上場	-	-	_	_	
非 上 場	-	-	_	_	
合 計	-	-	-	_	

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和 3	3 年度	令和 4	4 年度			
	評価益	評価損	評価益	評価損			
上場	-	-	_	-			
非 上 場	-	-	_	-			
合 計	-	-	-	-			

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスル一方式を適用するエクスポージャー	_	-
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	_	-

■金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当JAでは、市場金利が上下に 2%変動したときに受ける金利リスク量を算出することとしています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払 貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当JAでは、普通貯 金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(▲)

◇金利リスクに関する事項

)

IRRBB 1 : 金利リスク								
項番		⊿E	VE	⊿N	I I			
以 钳		前期末	当期末	前期末	当期末			
1	上方パラレルシフト	3, 917	3, 828	65	81			
2	下方パラレルシフト	0	0	1	22			
3	スティープ化	3, 361	3, 495					
4	フラット化	0	0					
5	短期金利上昇	263	163					
6	短期金利低下	0	0					
7	最大値	3, 917	3, 828	65	81			
		前其	明末	当其	用末			
8	自己資本の額		28, 161		28, 596			

XI. 役員等の報酬体系

1. 役員

(1)対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2)役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の 支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位・百万円)

		(単位・日カロ)
	支給総	頂(注 2)
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注 1)に対する報酬等	106	20

(注1)対象役員は、理事29名、監事5名です。

(注2)退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額 (引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3)対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(正組合員や学識経験者等から選出された委員11人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金総額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の退職慰労金については理事会において決定し、監事各人別の退職慰労金については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準及び役員退職慰労引当規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定した金額を勘案して決定しています。役員退職慰労金支給算定基準については、役員報酬審議会(正組合員や学識経験者等から選出された委員11人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1)対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受け、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

- (注)1.対象役職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
 - 2.「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して、2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 - 3.「同等額」は、令和4年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

JA福岡市支店・事業所ご案内

本 店				中央区天神4丁目9番1号	〒810-0001	Tel	(711) 2001 (代
東グリーンセンター		坂 本	敦	南区的場1丁目23番23号	〒811−1314	Tel	(581) 0522
堅粕支店		横山	謙介	博多区東比恵2丁目2番13号	〒812-0007	Tel	(411) 3347
板付支店		有 永	公 一	博多区板付4丁目3番25号	〒812-0888	Tel	(581) 0916
那珂支店		山本	敦 士	博多区那珂1丁目1番1号	〒812-0893	Tel	(411) 7530
雑餉隈支店		佐 藤	龍 矢	博多区麦野6丁目3番5号	〒812-0882	Tel	(591) 8211
曰佐支店		井 浦	義洋	南区的場1丁目23番23号	〒811−1314	Tel	(581) 0119
井尻支店		西山	和徳	南区井尻1丁目36番12号	〒811−1302	TEL	(581) 1394
三宅支店		村 田 ※新店舗3	誠 悟 建築のため、	南区三宅2丁目25番1号※ 令和5年4月24日から令和6年春頃まで三	〒811-1344 空やすらぎ会館建物に	TeL 内を仮応	(541) 4835 5舗として営業中
玉川支店		中 村	嘉孝	南区向野2丁目4番11号	〒815-0035	TEL	(541) 6349
那の川支店		清 田	政 幸	中央区高砂2丁目11番15号	〒810-0011	TEL	(521) 2127
花畑支店		藤原	章 雅	南区柏原1丁目7番4号	〒811-1353	TEL	(565) 2161
樋井川支店		那 須	隆徳	城南区友泉亭1番22号	〒814-0122	TEL	(781) 4431
堤支店		弓 削	宏一郎	城南区堤2丁目9番23号	〒814-0151	Tel	(861) 4559
早良グリーンセンター		栗山	圭 一	早良区西入部1丁目7番21号	〒811−1121	Tel	(803) 1111
別府支店		大 庭	満博	城南区別府5丁目13番36号	〒814-0104	TEL	(851) 7411
原支店		樋口	文 生	早良区原2丁目4番18号	〒814-0022	TEL	(831) 1461
室見支店		浴山	亮 平	早良区南庄2丁目14番1号	₹814-0031	Tel	(821) 0297
七隈支店		森	和幸	城南区松山2丁目17番8号	〒814-0131	Tel	(861) 2556
田隈支店		森 藤	徳 昭	早良区野芥1丁目7番30号	〒814-0171	Tel	(871) 2715
田隈西支店		松尾	剛	早良区田村1丁目9番50号	〒814−0175	Tel	(871) 2638
		飯田	一 彦	早良区東入部6丁目18番3号	〒811−1102	Tel	(804) 2316
脇山支店		重松		早良区大字脇山591の1	〒811−1111	Tel	(804) 2511
		松崎	泰之	早良区内野8丁目1番2号	〒811−1123	Tel	(804) 2504
金武支店		高田	祐二	西区大字金武2136	〒819−0035	TEL	(811) 1311
一		宇都		西区福重2丁目12番25号	₹819-0022	TEL	(891) 1289
		合 戸	<u>」</u> 崇倫	西区戸切1丁目1番25号	₹819-0032	TEL	(811) 1032
下山門支店		久保田	正和	西区下山門4丁目14番30号	∓ 819−0052	TEL	(881) 5483
		末松	二	西区姪の浜6丁目1番8号	7819-0002 7819-0002	TEL	(881) 2335
		明石	 和 久	西区能古457の15	7819-0012	TEL	(881) 2803
		中村	拓哉		〒819-0384	TEL	(806) 7411
§グリーンセンター ────────── 今宿支店		藤家		西区太郎丸1丁目8番20号	•	TEL	
			供	西区今宿1丁目1番29号	₹819-0167 =010-0165		(806) 0311
今津支店		大原	寛文	西区今津4806の12	〒819-0165	TEL	(806) 2008
周船寺支店 ————————————————————————————————————		中島	啓 貴	西区周船寺2丁目7番1号	〒819-0373	TEL	(806) 1181
元岡支店		松尾	明彦	西区太郎丸1丁目8番20号	〒819−0384	TEL	(806) 1711
北崎支店		赤鉾	愛	西区大字宮ノ浦1963の3	〒819−0201	TEL	(809) 2021
本店営業課		西村	明裕	中央区天神4丁目9番1号	〒810−0001	TEL	(711) 2027
●旅行センター		岩谷	雄輔	中央区天神4丁目9番1号	〒810−0001	TEL	(711) 2080
●農機車両センター		中村	泰昭	早良区西入部1丁目7番21号	〒811−1121	TEL	(803) 2000
●燃料センター		大 歯	美幸	早良区東入部7丁目37番3号	〒811−1102	TEL	(804) 3053
●入部給油所		水島	— 隆	早良区東入部7丁目37番3号	〒811−1102	TEL	(804) 3059
●米香房		若 狭	善彦	西区今宿1丁目1番30号	〒819−0167	Tel	(807) 8728
●福祉センター		岩切	利 英	西区福重1丁目10番7号	〒819-0022	Tel	(883) 6633
博多じょうもんさん							
●曰佐市場		工藤	千 春	南区的場1丁目23番23号	〒811−1314	Tel	(581) 0166
●花畑市場		三島	章 徳	南区柏原1丁目1番42号	〒811-1353	TEL	(565) 2900
●入部市場		城里生	和 利	早良区東入部6丁目18番3号	〒811−1102	Tel	(872) 8558
●福重市場		奈 良 﨑	将 克	西区福重1丁目16番6号	〒819-0022	Tel	(884) 3344
●周船寺市場		森田	ひとみ	西区周船寺1丁目7番1号	〒819-0373	Tel	(807) 3566
#ジェイエイ福岡葬祭部	(原やすらぎ会館)	板 屋	伸洋	早良区飯倉3丁目1番22号	〒814-0161	Tel	(822) 6300
	(三宅やすらぎ会館)			として使用のため一時休館中。ご葬儀受付相談 やすらぎ:0120-450-940(24時間受付・年中		<u></u> 連絡く <i>†</i>	<u></u> ざさい。
 ♥ジェイエイ福岡不動産部	(開発センター)	原田	淳 正	中央区天神4丁目9番1号	〒810−0001	TEL	(711) 5625
秋ンエイエイ f曲 山小乳 生 ni)							
オンエイエイ 恒岡 小 到 庄 印	(賃貸管理センター)	西田	明美	中央区天神4丁目9番1号	〒810−0001	TEL	(711) 5615